

# 西尾市緑の基本計画 (案)

策定委員会資料 令和5年1月12日



# 目 次

序章 計画の概要 .....	1
計画の目的 .....	1
計画の位置づけ .....	1
計画期間 .....	2
計画の対象地域 .....	2
計画の対象とする緑 .....	3
緑のまちづくりに関する動向 .....	4
計画の改定の視点 .....	5
緑の機能とグリーンインフラ .....	6
第1章 まちの概要 .....	7
1-1 自然環境 .....	7
■まちの成り立ち .....	7
■気候 .....	8
■生態系 .....	9
■災害リスク .....	10
1-2 社会環境 .....	12
■人口 .....	12
■産業 .....	12
■土地利用規制 .....	13
■都市施設 .....	13
第2章 緑の現況と課題 .....	14
2-1 緑地・緑被状況 .....	14
2-2 市民意向 .....	17
2-3 課題の整理 .....	18
第3章 計画の目指す姿 .....	20
3-1 基本理念 .....	20
3-2 緑の将来都市像 .....	21

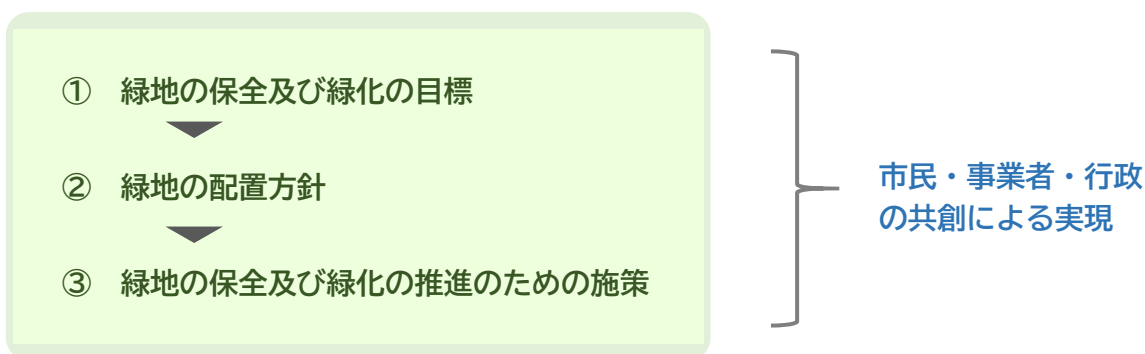
第4章 緑の配置方針.....	22
4-1 緑の配置方針の概要.....	22
4-2 環境を支える緑の配置方針.....	23
4-3 暮らしの安全を守る緑の配置方針.....	24
4-4 生活を豊かにする緑の配置方針.....	25
4-5 活力を生み出す緑の配置方針.....	26
第5章 施策.....	27
5-1 施策展開の方向性.....	27
5-2 施策展開の目標.....	28
5-3 施策体系図.....	29
5-4 施策.....	30
(1)緑を「守る」ための施策.....	30
(2)緑を「つくる」ための施策.....	41
(3)緑を「活かす」ための施策.....	51
(4)緑を「伝える」ための施策.....	56
第6章 緑化重点地区.....	61
6-1 緑化重点地区の概要.....	61
6-2 緑化重点地区の計画.....	62
(1)西尾駅周辺 重点地区.....	62
(2)八ツ面山周辺 重点地区.....	65
(3)一色地域文化広場及び佐久島行船のりば周辺 重点地区.....	68
(4)上横須賀駅周辺 重点地区.....	71
(5)吉良支所周辺 重点地区.....	74
(6)幡豆支所周辺 重点地区.....	77
第7章 保全配慮地区.....	80
第8章 計画の推進に向けて.....	81
8-1 計画の担い手.....	81
8-2 実現化方策.....	82
8-3 計画の進行管理.....	83
資料編.....	85

# 序章 計画の概要

## 計画の目的

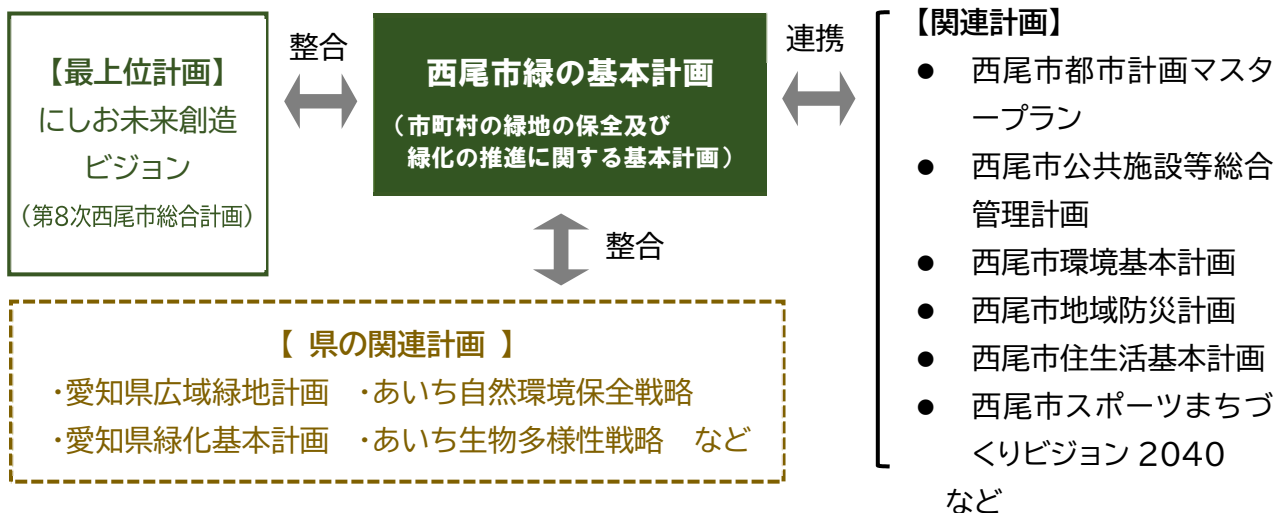
緑の基本計画は、都市緑地法(都市緑地法第4条)に基づき策定される本市の緑のまちづくりの指針となる計画です。緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための施策のほか、都市公園などの施設の配置や整備・管理などの方針を定め、市民・事業者・行政の共創により緑豊かなまちづくりを推進していきます。

### 緑の基本計画の内容



## 計画の位置づけ

西尾市緑の基本計画は、市の最上位計画である、にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)やその他関連計画、また緑に関連する県の計画や方針などの整合を図りながら、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置づけます。



## 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。  
ただし、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

## 計画の対象地域

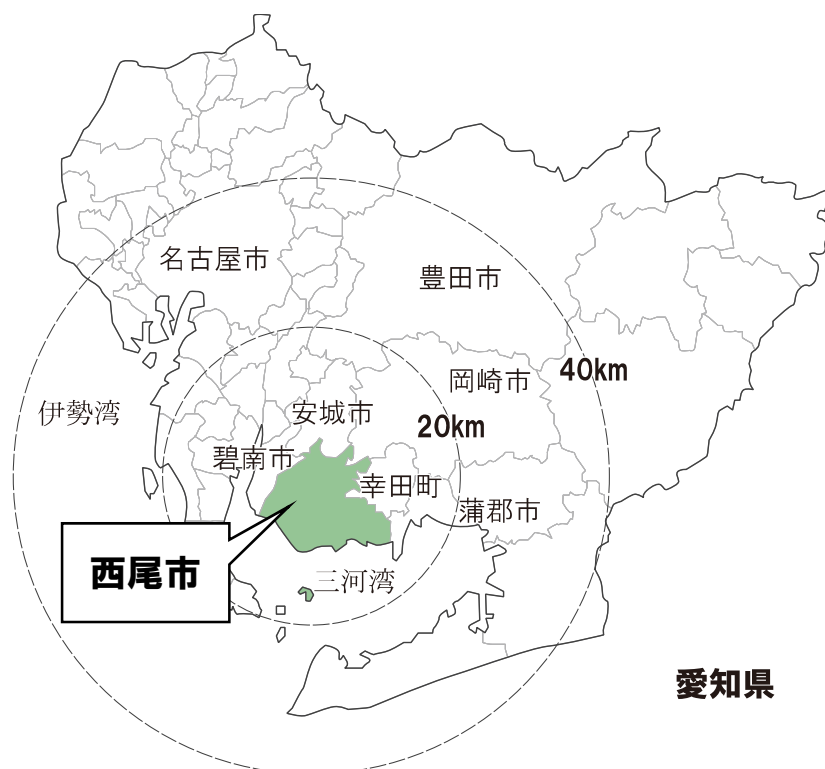
本計画は市全域を対象とします。

なお、令和4年(2022年)7月現在、市域面積は161.22 km<sup>2</sup>(国土地理院)となっています。

### < 対象地域の広域的な位置 >

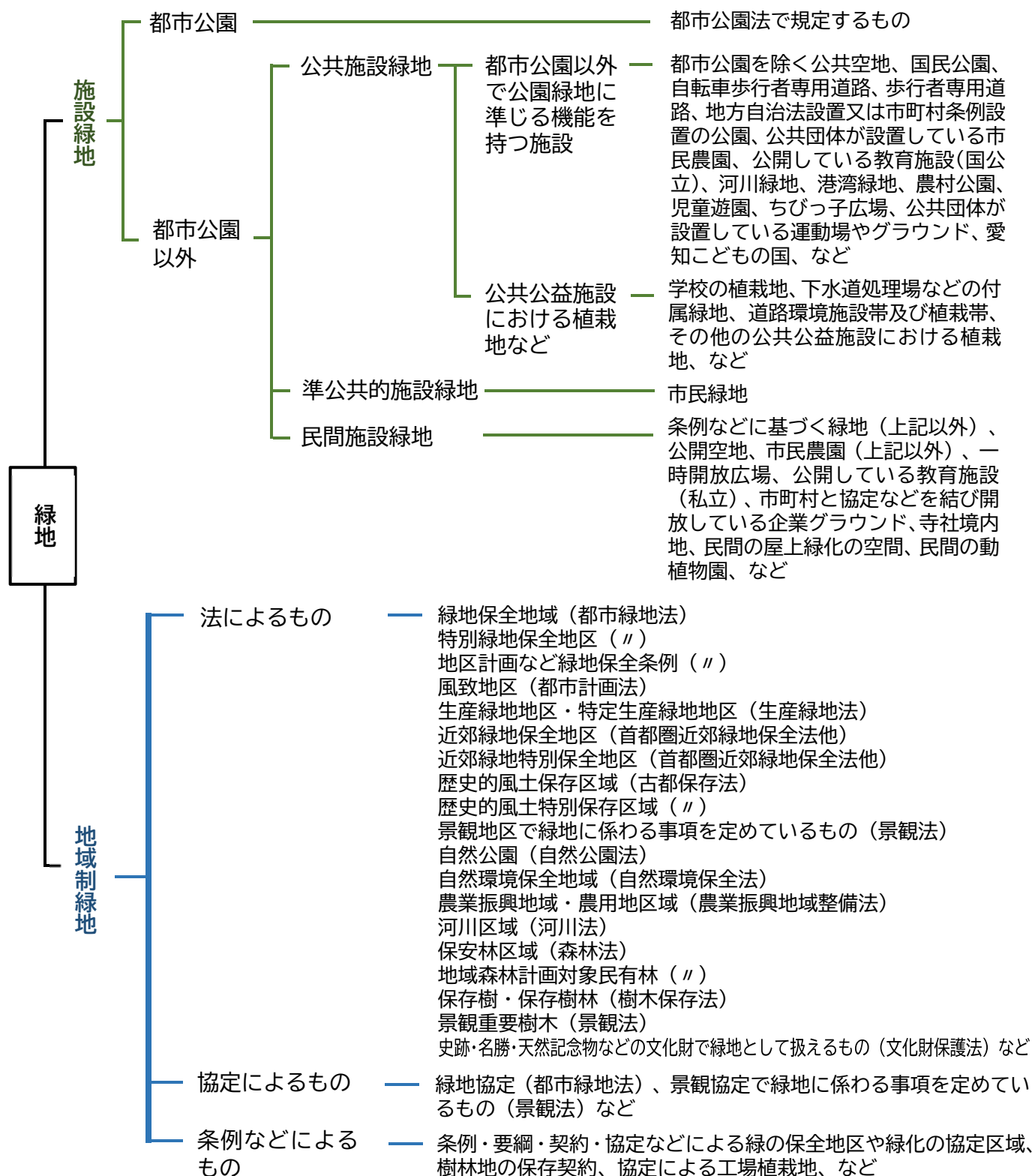
本市は、愛知県のほぼ中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、面積は161.22 km<sup>2</sup>で、愛知県全体の3.1%を占めています。中部圏の中心である名古屋市の40 km圏域にあり、東は蒲郡市、幸田町、北は岡崎市、安城市、西は碧南市と接し、南は三河湾に面しています。

本市の位置図



## 計画の対象とする緑

本計画では、公園など公共施設の緑地だけではなく、住宅の植栽や農地、工場の緑地など民地の緑も計画の対象としていきます。



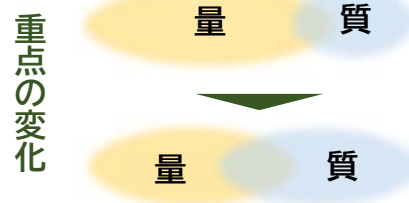
参考：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改定版

## 緑のまちづくりに関する動向

緑のまちづくりについて、近年は次のような動向があり、本計画はこれらを踏まえて策定しています。

### 量から質へ 緑の施策の方向性の転換

- 人口減少に伴い、公共施設全般において、量を整備・確保していくことから、質の向上へ重点が移りつつあります。
- 低未利用な小規模公園の活用やパークマネジメントの推進など、地域に即した緑の活用や管理のあり方が模索されています。



### 持続性の確保

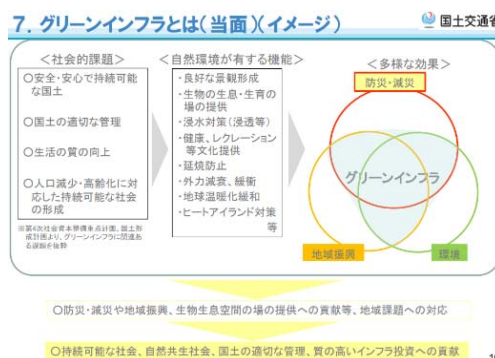
- SDGs(持続可能な開発目標)の理念が国際的に普及しており、緑のまちづくりでも SDGsへの貢献が期待されています。
- 平成29年度(2017年度)の都市緑地法・都市公園法改正により、官民連携で持続性のある体制のもと、緑を守り育てる動きが期待されています。また、Society5.0やDXが進む中、緑や公園行政においても効率化・合理化を図るICT技術の活用が模索されています。



国際連合広報センター

### 防災や生態系への配慮

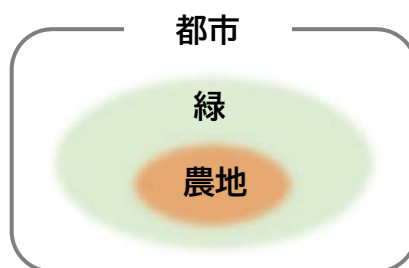
- 地球温暖化や気候変動により、都市型災害リスクの高まりや生態系の変化が危惧されています。国では、自然を生かした都市基盤(グリーンインフラ)の重要性が謳われています。
- 平成30年度(2018年度)には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」(国土交通省)により、緑行政における生物多様性への配慮の方向性が示されています。



国土交通省「グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～」

### 都市農地の位置づけの変化

- 平成27年度(2015年度)に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は『宅地化すべきもの』から『都市にあるべきもの』と捉えられ、方針の転換がありました。
- 平成29年度(2017年度)の都市緑地法改正では、緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、都市緑地法の諸制度の対象となっています。





## 計画の改定の視点

社会動向や施策の潮流などを踏まえ、今回の改定においては、次の視点から計画を見直しました。

### 視点1 必要な緑の総量の確保に向けた計画づくり

本市の緑の環境は、時の流れとともに変遷していますが、昔からの風景を形づくり、まちの基盤となる緑は普遍的であります。このような西尾らしさの根源となる緑を引き続き守っていくとともに、発展する市街地においては、防災面や環境面において、必要な緑の空間の創出を図っていく必要があります。このように、『まずは守るべき緑を守り、つくるべき緑をつくる』ことで、緑の量を確保することが、本計画の役割の一つです。

### 視点2 質の維持向上により、魅力的な緑を創出させる計画づくり

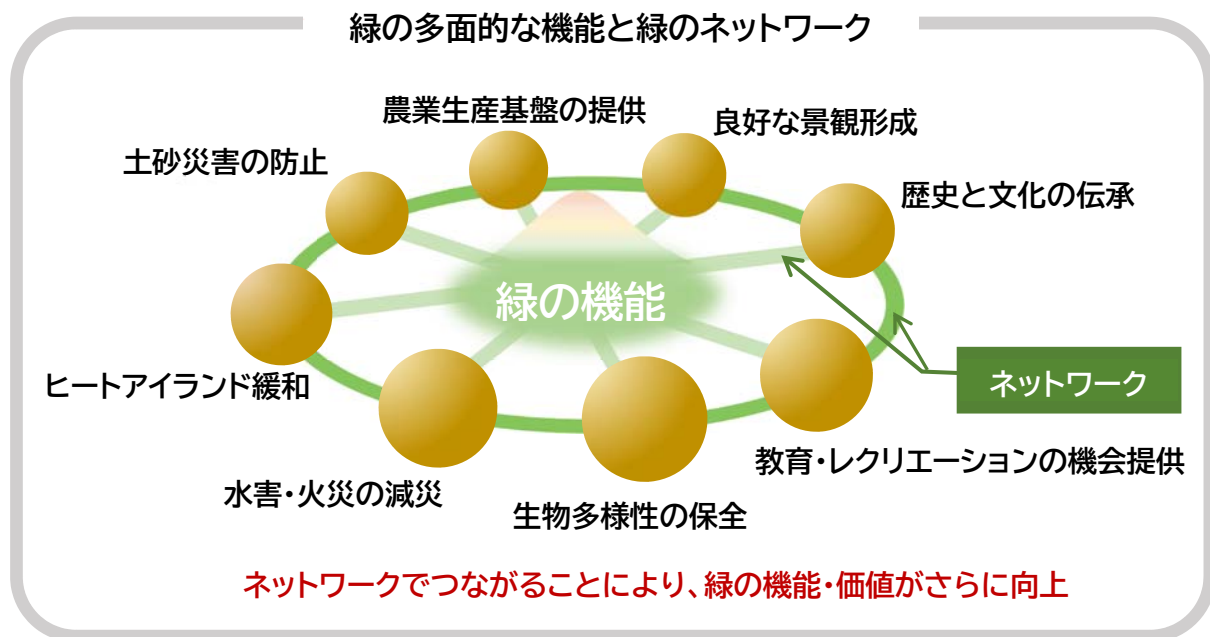
緑については、必要な量を確保するだけでなく、その質について適正に維持管理をしていくことが重要です。グリーンインフラとしてまちを支えたり、市民が利用したくなるような公園緑地空間や、来訪者にとって魅力的に映る緑を生み出したりすることで、緑がまちの価値を高めていくような状態をつくるために、本計画を定めます。

### 視点3 持続的な緑のまちづくりを進めるための計画づくり

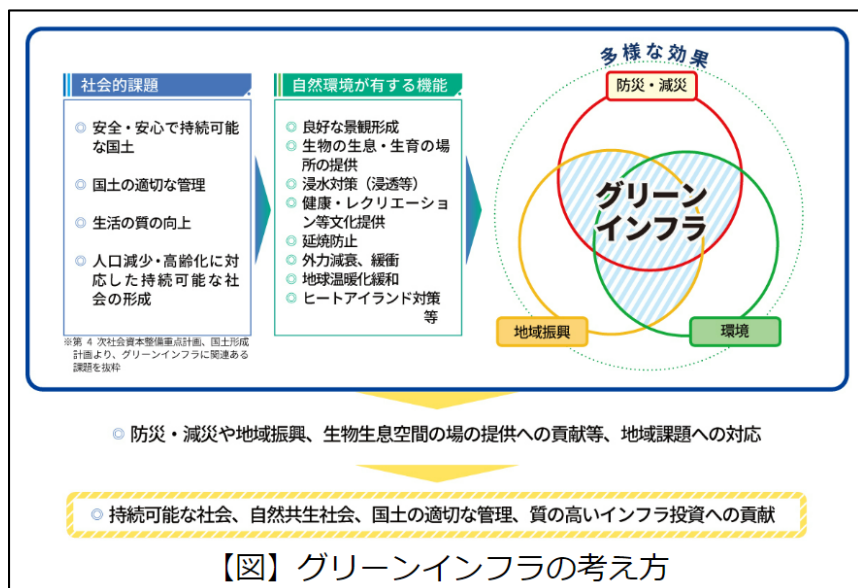
緑の量の確保と質の維持向上のためには、共創での持続的な体制により進めていく必要があります。今後、人口減少社会が本格的に訪れ、財政縮減とともに、緑行政に掛けられる予算も逡減していきます。限られた人と予算の中で、良好な緑の環境を維持していくためには、官民連携での取組が不可欠です。多くの立場・人を巻き込み、緑のまちづくりを支える輪を拡げていくために、本計画を定めます。

## 緑の機能とグリーンインフラ

都市における緑は、環境や防災、レクリエーション、景観形成といった様々な分野において、多面的な機能を有しています。緑が持つこの多面的な機能は、緑をネットワークで結ぶことにより、効果を高めることができます。また、こうした機能を十分に活用するために、周辺環境と調和させ、自然・生態系の力を活かした都市基盤のことを「グリーンインフラ」と呼び、近年の緑のまちづくりにおける大きな方向性の一つとなっています。本計画は、このグリーンインフラに関する計画でもあり、本計画に位置づける各種施策は、グリーンインフラの形成に関する取組としても位置づけます。



## グリーンインフラとしての活用



## 西尾市におけるグリーンインフラ

- ・ 山林
  - ・ 農地
  - ・ 公園地
  - ・ 緑地
  - ・ 河川
  - など
- あらゆる緑をグリーンインフラとして活用



国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」

# 第1章 まちの概要

## 1-1 自然環境

### ■まちの成り立ち

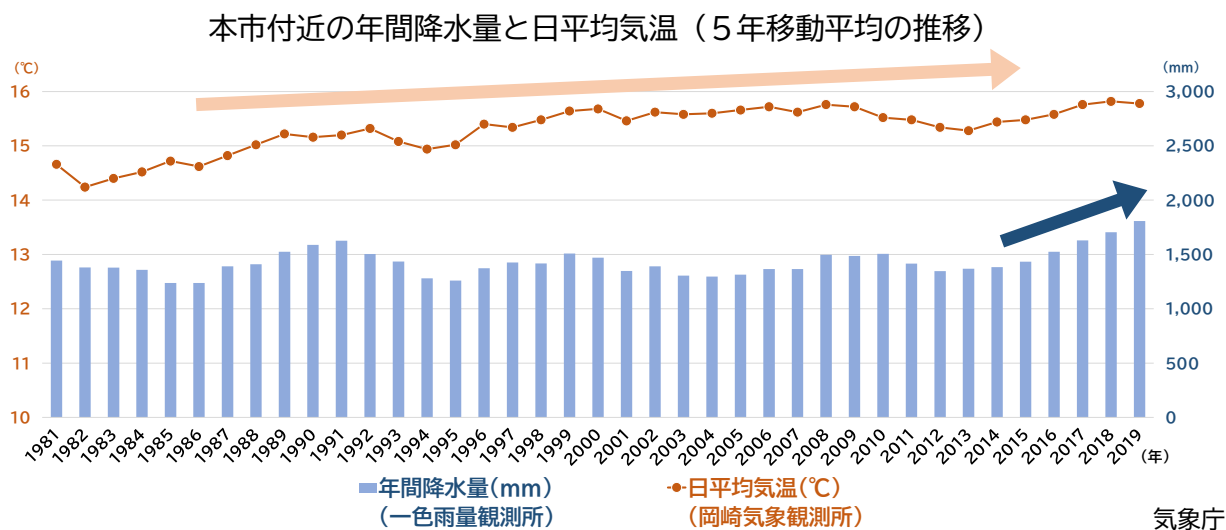
本市は知多半島、尾張丘陵、美濃三河高原(三河山地)に囲まれた岡崎平野の南端に位置します。市域は主に矢作川水系などが形成した沖積低地と、標高が比較的高い碧海台地、美濃三河高原の先端に位置する三ヶ根山などによって土地の基底が成され、海・川・山によって風土が形成されています。市内には、矢作川や矢作古川をはじめとした河川が南北に走り、東部には三ヶ根山をはじめとした山々が市の地形を特徴づけています。



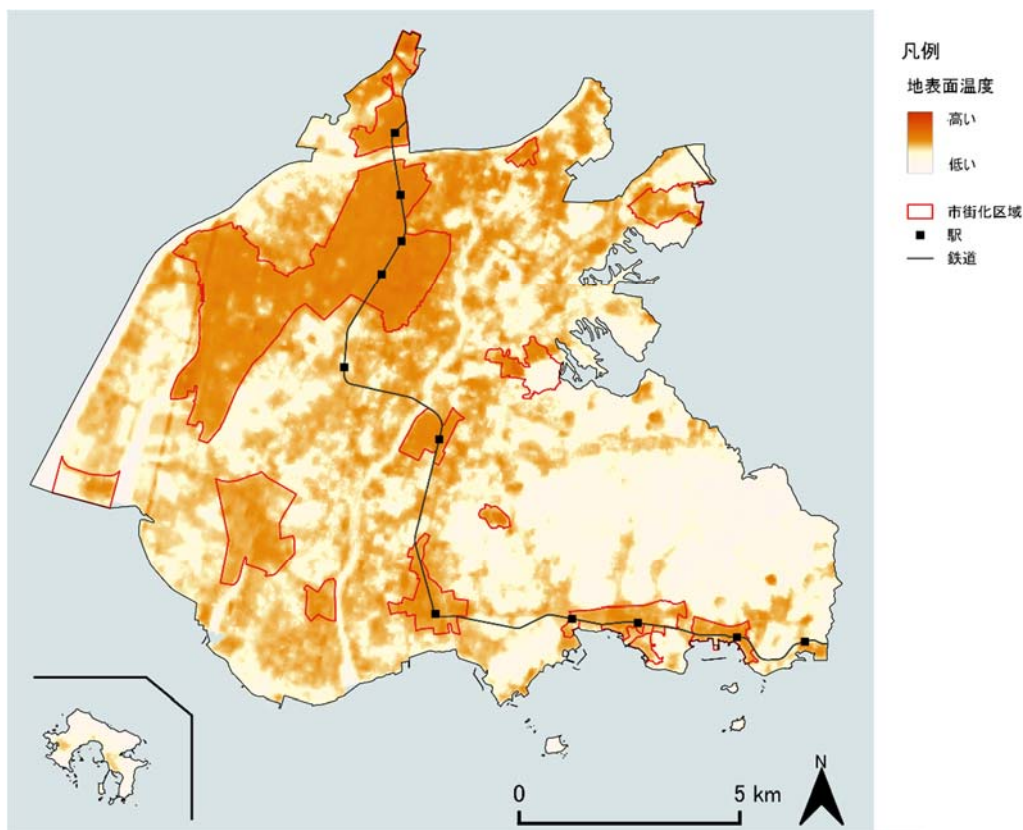
基盤地図情報 (国土地理院)

## ■気候

本市付近における気候は、平年は15℃前後、年間降水量は概ね1,000mm～2,000mmで推移していますが、近年、緩やかな上昇傾向がみられます。とくに降水量は、近年における増加傾向が顕著です。地表面温度の分布をみると、市街化区域内を中心に温度が高くなっていることがわかります。



地表面温度分布



地球観測衛星Landsat8 熱赤外線バンド（平成31年（2019年）9月25日10時頃）をもとに作成

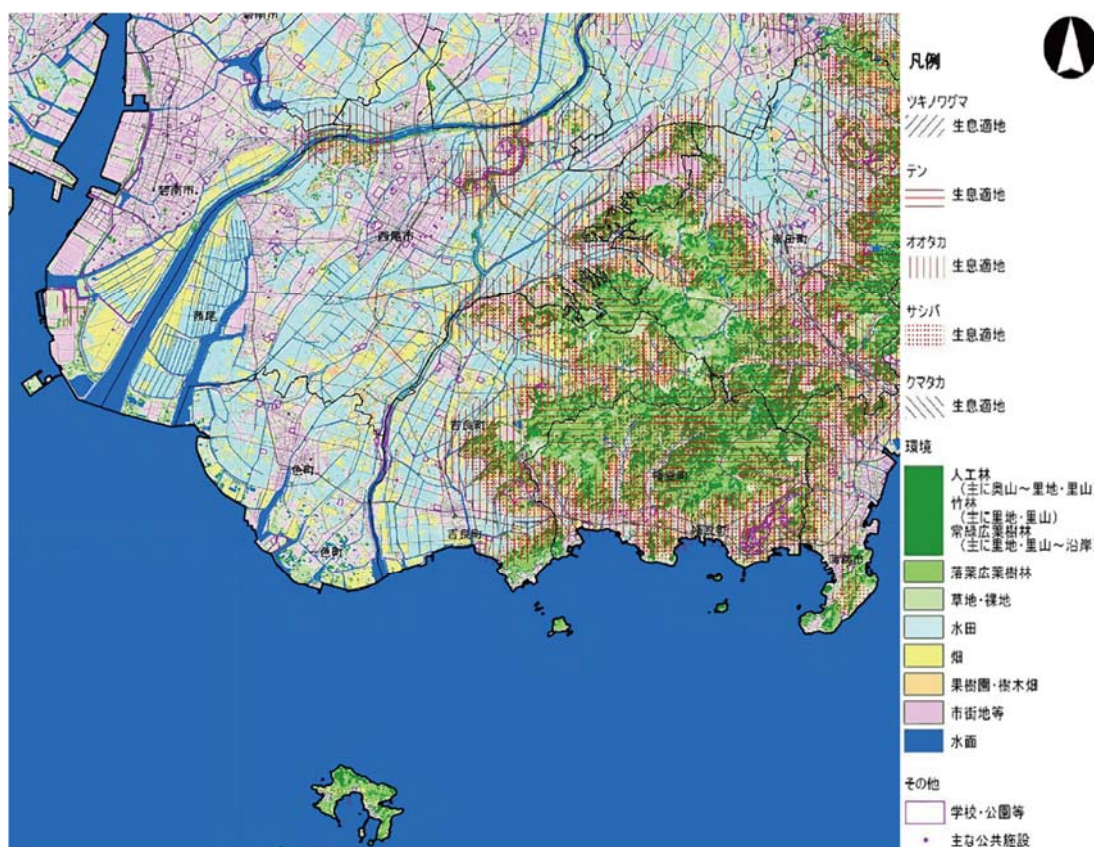


## ■生態系

本市には、里地里山から田園、都市、河川・湖沼、沿岸・里海まで、多様な環境がみられます。矢作古川でニホンイシガメが生息し、河口付近には一色干潟と呼ばれる広大な干潟が存在し、潮干狩りや自然観察会の場として利用されています。また、淡水・汽水性のシギ・チドリ類の中継地となっています。里地里山ではヘイケボタルやゲンジボタルが暮らし、川沿いの草地にはカヤネズミやイトトンボなどが生息しています。

八ツ面山東の矢作古川岸に自生木があるマメナシは、環境省のレッドデータブックで、絶滅危惧種 IA 類(CR)に指定されています。ヒメタイコウチは準絶滅危惧種で、モウセンゴケやシラタマホシクサなどが生育する湿地に生息し、広く分布するものの、宅地造成による埋め立てなどで生息地が年々減少しています。市内の水路や池などで最も普通に見られたウシモツゴは絶滅危惧 IA 類、カワバタモロコは絶滅危惧 IB 類とされ、種の存続が危ぶまれており、公共施設の保護池などで繁殖を行っています。

大拠点ポテンシャルマップ

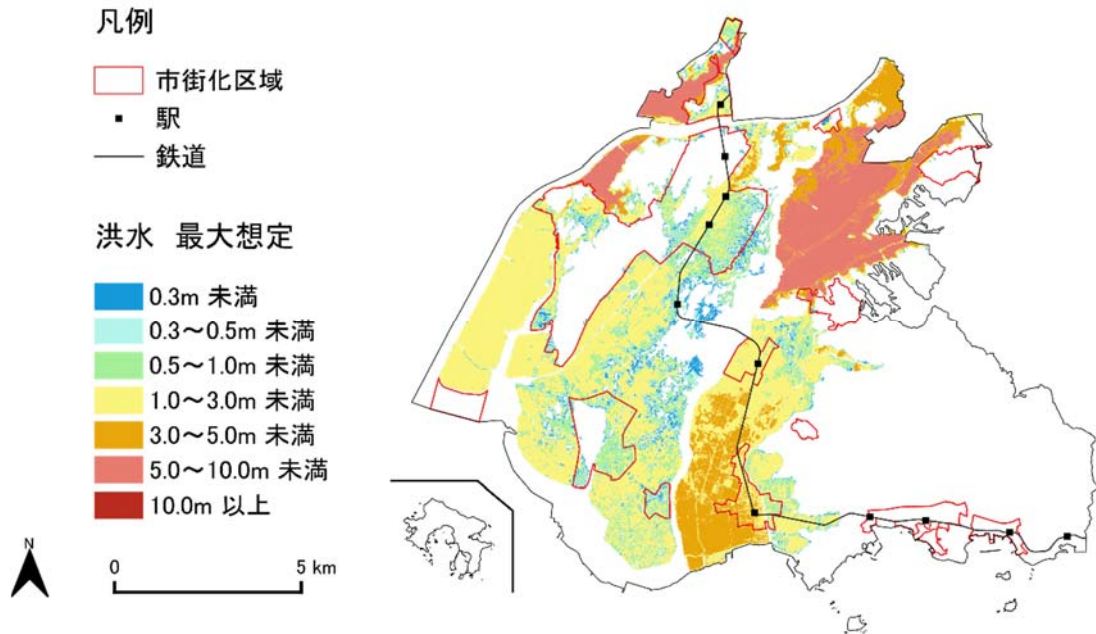


あいちの生物多様性ポテンシャルマップ (愛知県)  
西三河南部生態系ネットワーク ロードマップ (西三河南部生態系ネットワーク協議会)

## ■災害リスク

### ・洪水浸水想定区域

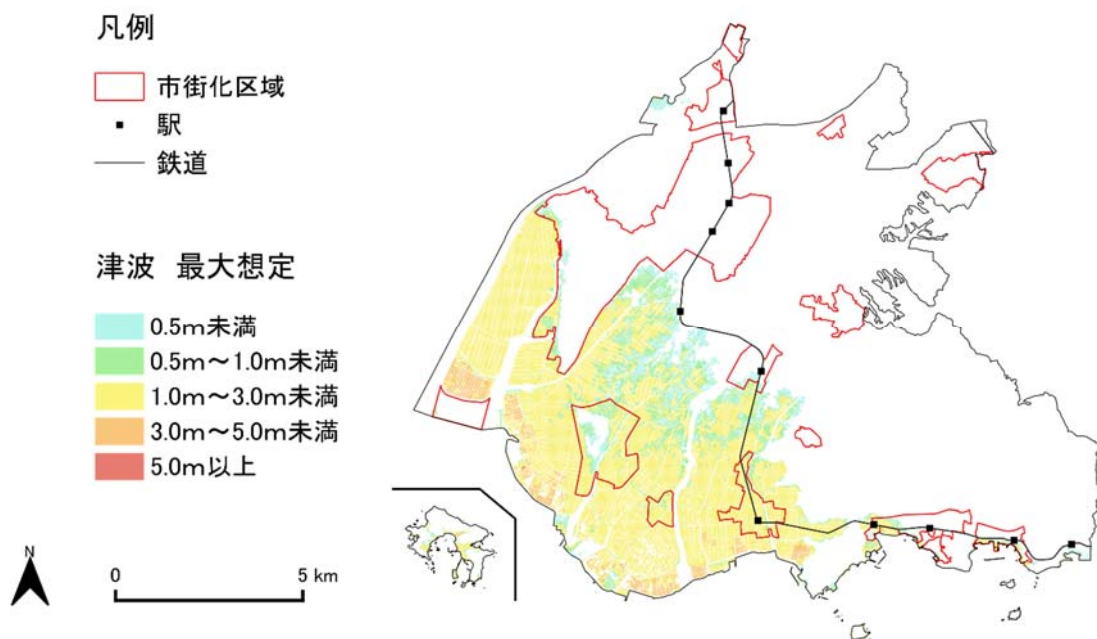
洪水浸水想定区域は、市の東部の丘陵地以外に全域的に広がっています。市街化区域の一部においても浸水想定区域があります。



西尾市洪水ハザードマップ

### ・津波災害警戒区域

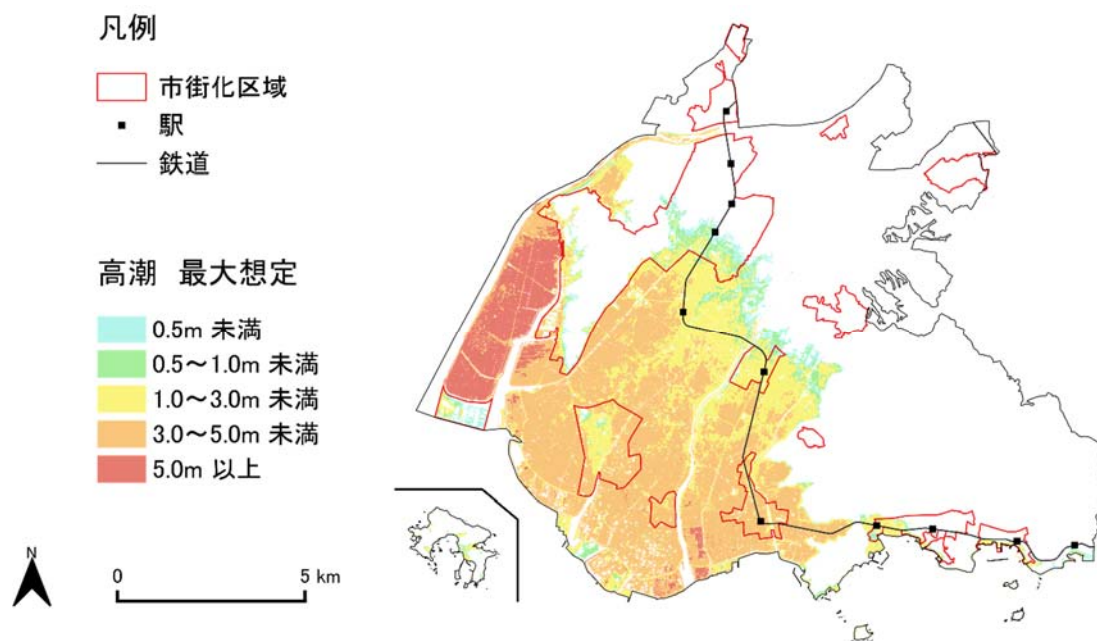
津波災害警戒区域は、矢作川や矢作古川等の川下である市・南西部を中心に多く広がっています。



西尾市津波ハザードマップ

### ・高潮浸水想定区域

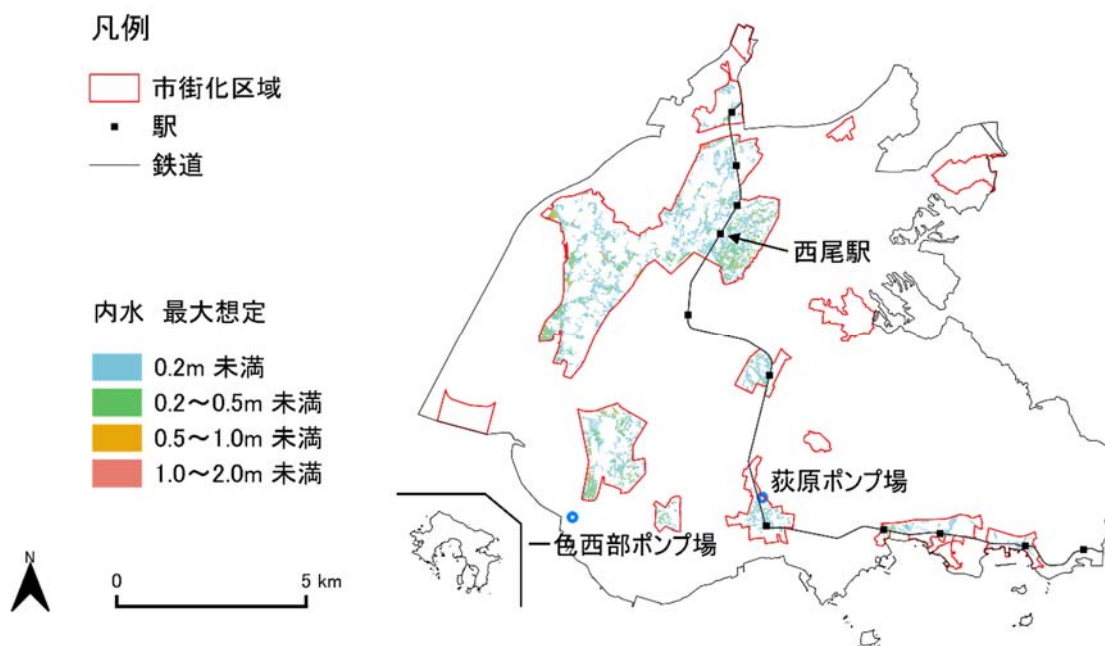
高潮浸水想定区域は、矢作川や矢作古川等の川下である市・南西部を中心に多く広がっています。



愛知県高潮浸水想定区域図

### ・内水浸水想定区域

内水浸水想定区域は、西尾駅の東側や寺津町、平坂町、一色町の中心部の南側などで最大浸水区域の高い地域があります。

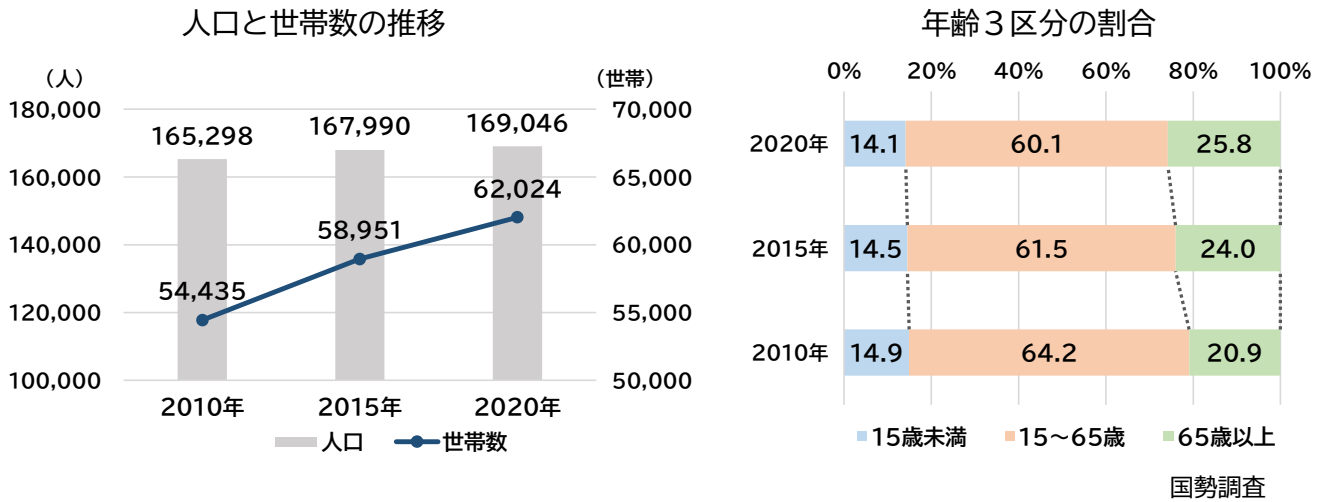


西尾市内水ハザードマップ

## 1-2 社会環境

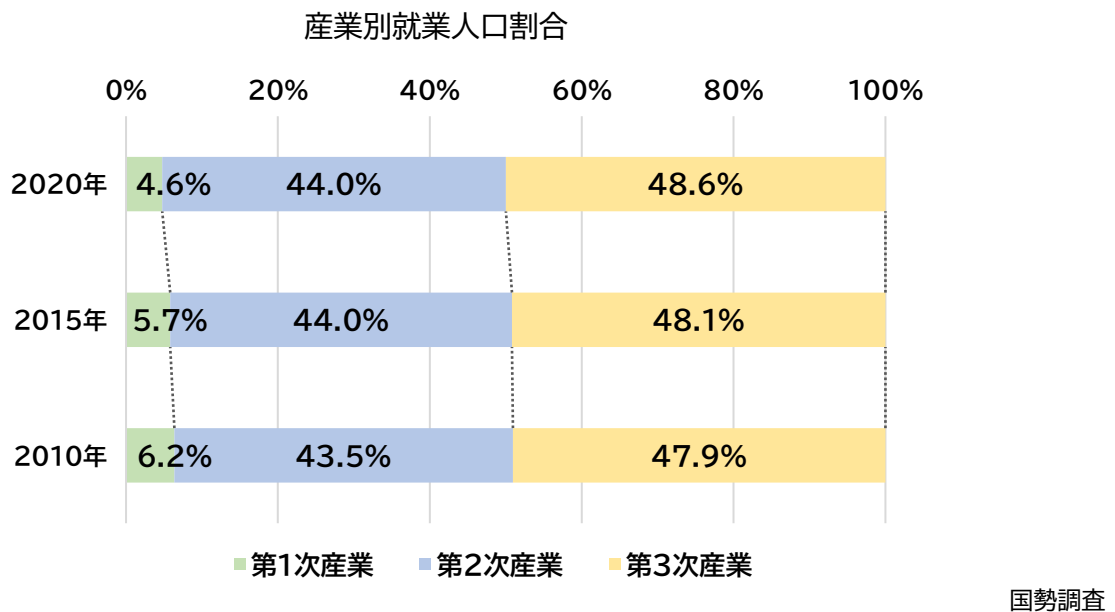
### ■人口

令和2年(2020年)現在で、人口・世帯数は増加しており、人口は17万人弱、世帯数は6万を超えています。一方で高齢化が進んでおり、高齢化率は25.8%となっています。市民の高齢化は、緑を支える人材の高齢化にもつながります。



### ■産業

令和2年(2020年)現在で、市内には約9万人の就業人口があり、第3次産業が最も多く、第2次産業と合わせると9割以上になります。第1次産業の構成比は減少傾向にあるものの全国・県と比較すると構成比は高く、農業が盛んな地域です。また第2次産業構成比も大きく、本市の特徴であるといえます。



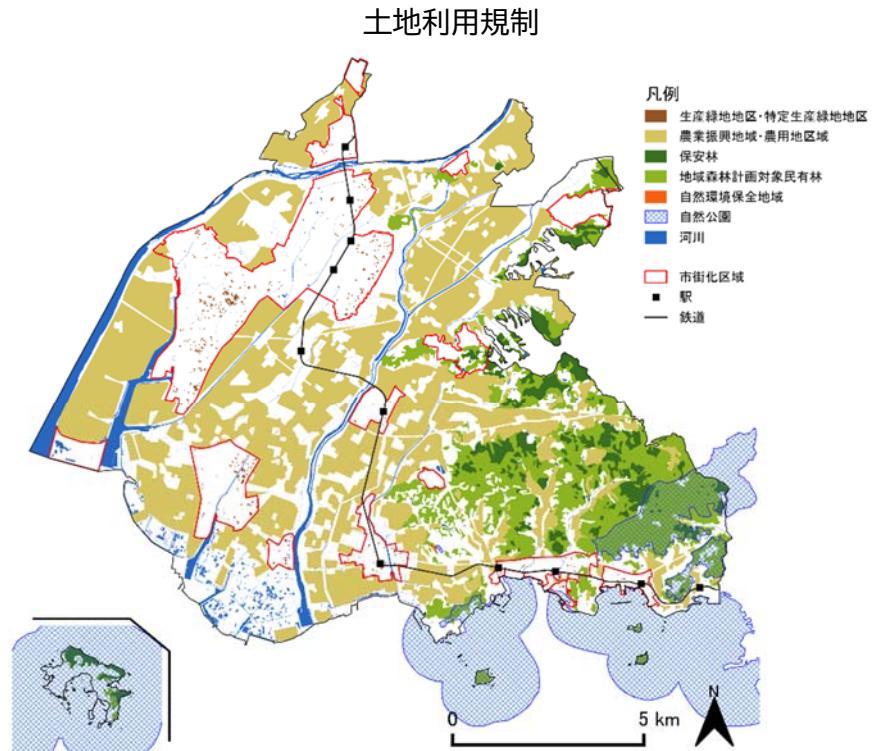
※「分類不能」を省略しているため、割合の合計は100%にならない。



## ■土地利用規制

本市では、佐久島を除く市域が都市計画区域に指定され、線引き制度により、市街化区域と市街化調整区域に区域区分されています。

農地については、生産緑地地区・特定生産緑地地区や農業振興地域・農用地区域が、山林については保安林や地域森林計画の対象となる森林区域などが定められ、海岸については自然公園が指定され、保全が図られています。

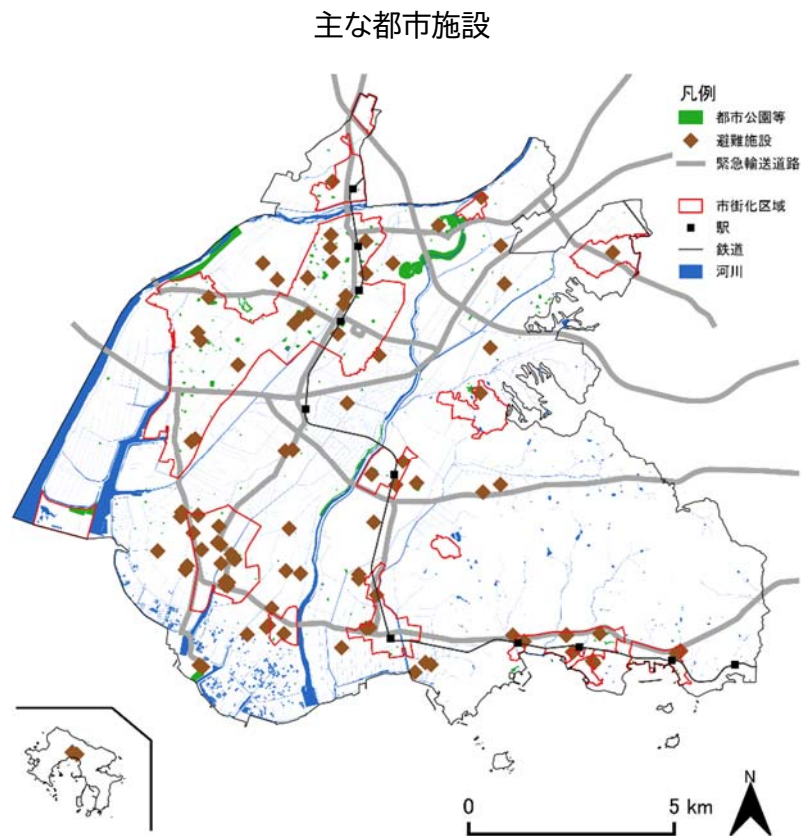


国土数値情報など

## ■都市施設

市内には、300 か所以上の都市公園や、公共施設緑地などがあります。

避難施設は主に市街化区域とその周辺にあり、緊急輸送道路を中心としたネットワークで結ばれています。



国土数値情報など

## 第2章 緑の現況と課題

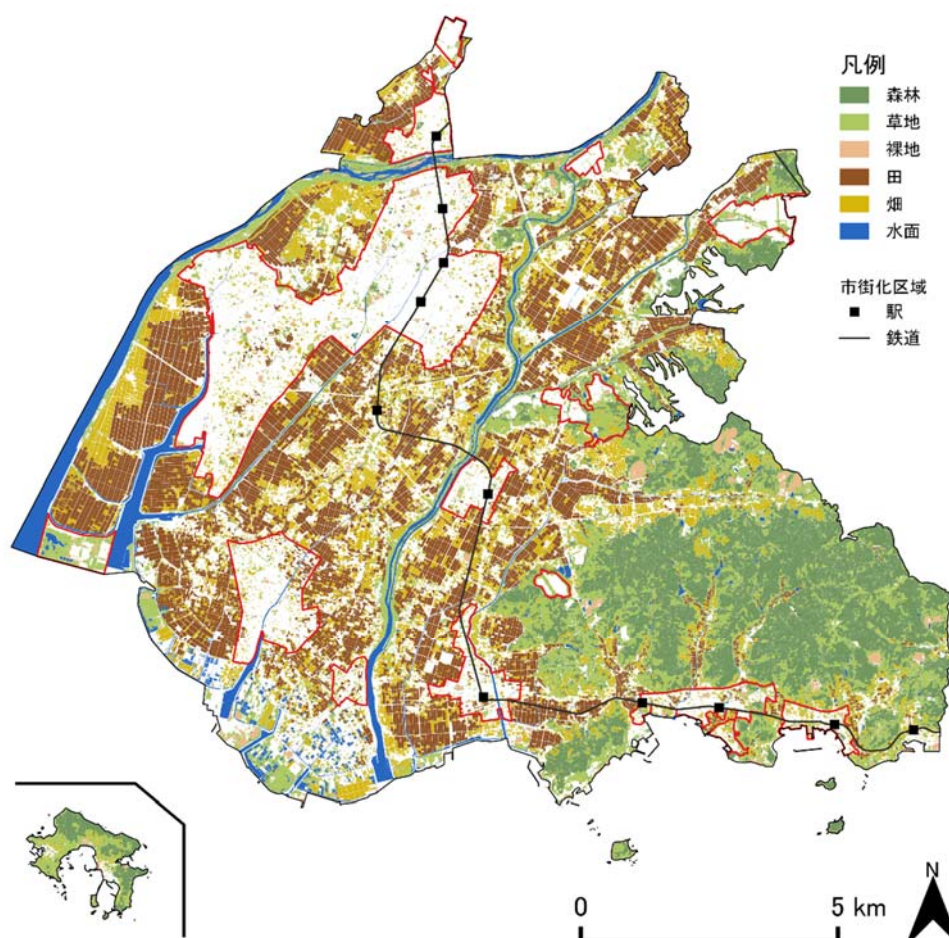
### 2-1 緑地・緑被状況

緑被率は市全域に対し、約70%程度(令和3年(2021年)1月現在)であり、田畑などの農地や草地、森林などの緑が多くなっています。市街化区域内は緑被が少なく、約20%程度となっています。

#### ・緑被面積

	市域			市街化区域		
	面積	割合 (対市域)	構成比	面積	割合 (対市街化区域)	構成比
森林	2,201ha	13.7%	19.4%	55ha	1.9%	8.5%
田	3,176ha	19.7%	28.0%	73ha	2.6%	11.3%
畑	1,875ha	11.6%	16.5%	136ha	4.8%	21.1%
草地	3,070ha	19.0%	27.0%	299ha	10.5%	46.3%
裸地	214ha	1.3%	1.9%	50ha	1.8%	7.8%
水面	816ha	5.1%	7.2%	32ha	1.1%	5.0%
計	11,353ha	70.4%	100.0%	646ha	22.6%	100.0%

令和3年(2021年)1月現在



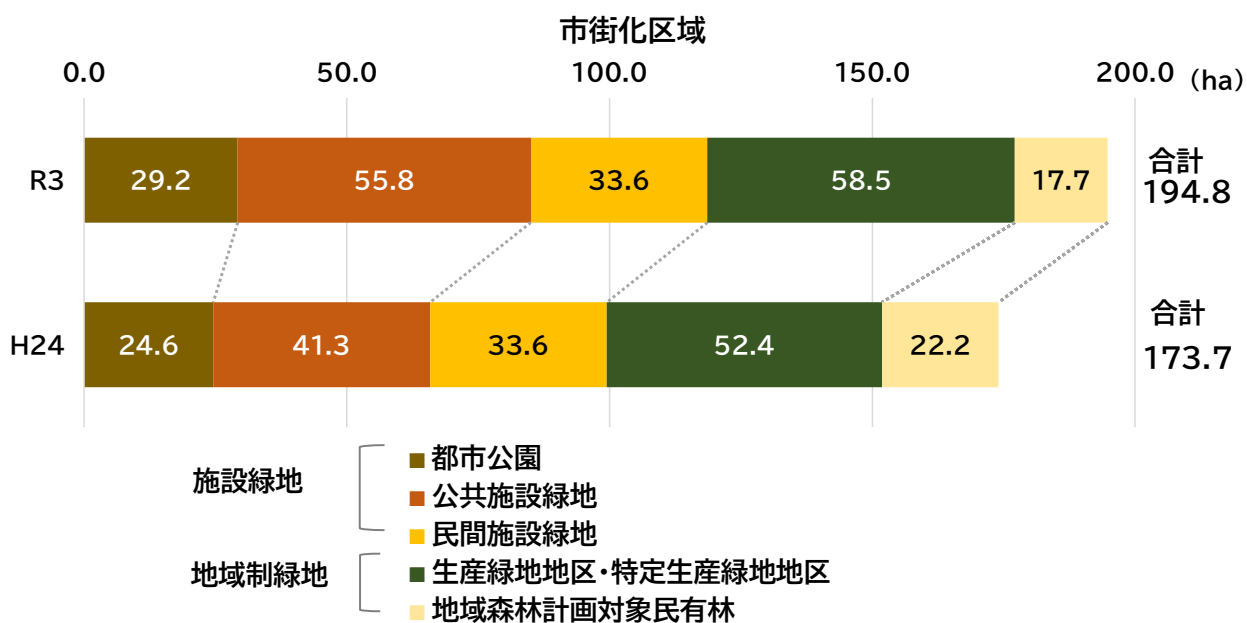
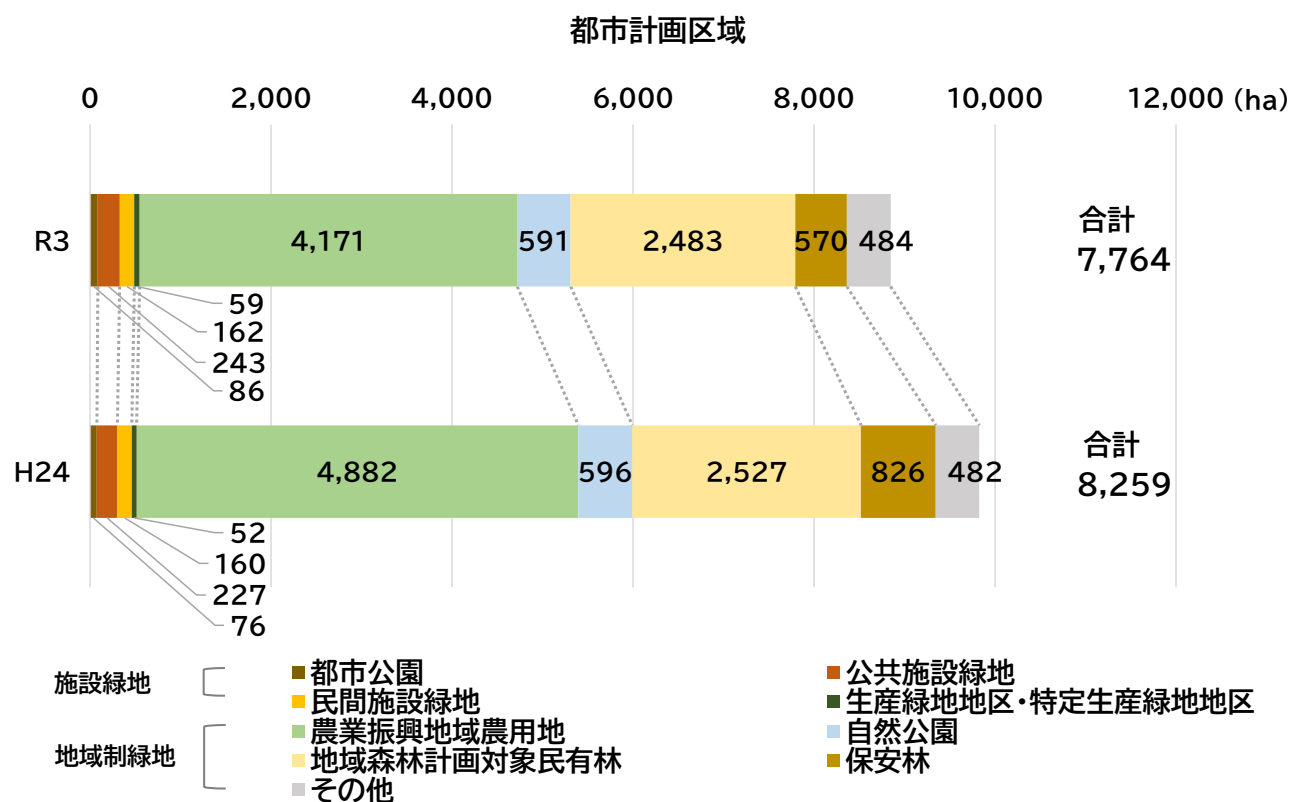
・緑地面積

都市計画区域における緑地面積は、約 7,764ha となっており、大部分は市街化調整区域にあります。内訳としては、農業振興地域・農用地区域や地域森林計画対象民有林など、民有地の緑が多いですが、これらの緑は減少傾向にあります。公共施設緑地は、増加傾向にあります。都市公園の整備率(都市計画決定面積に対する供用面積)は、令和3年(2021年)4月現在でまだ6割程度に留まっています。

緑地	施設緑地	都市公園等	都市公園	基幹公園	合計						
							市街化区域		市街化調整区域		
					ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	
				住区基幹公園	街区公園	38	9.45	33	8.21	5	1.24
					近隣公園	7	11.00	6	9.00	1	2.00
					地区公園	2	10.77	1	3.70	1	7.07
				都市基幹公園	運動公園	1	4.00	0	0.00	1	4.00
						48	35.22	40	20.91	8	14.31
				緩衝緑地等	特殊公園	1	13.33	0	0.00	1	13.33
					風致公園						
					都市緑地	13	35.35	5	7.49	8	28.08
					緩衝緑地	2	1.80	1	0.81	1	0.99
						16	50.48	6	8.30	10	42.40
					<b>都市公園計</b>	<b>64</b>	<b>85.70</b>	<b>46</b>	<b>29.21</b>	<b>18</b>	<b>56.71</b>
				公共施設緑地	児童遊園	48	3.40	17	1.18	31	2.22
					ちびっ子広場	67	2.83	36	1.09	31	1.74
					広場	6	0.40	5	0.17	1	0.23
					駅前広場	5	2.23	5	2.23	0	0.00
					ポケット広場	10	15.65	9	14.45	1	1.20
					その他	115	218.43	48	36.69	67	181.74
					<b>公共施設緑地計</b>	<b>251</b>	<b>242.94</b>	<b>120</b>	<b>55.81</b>	<b>131</b>	<b>187.13</b>
					<b>都市公園等合計</b>	<b>315</b>	<b>328.64</b>	<b>166</b>	<b>85.02</b>	<b>149</b>	<b>243.84</b>
					民間施設緑地	258	161.64	91	33.59	167	128.05
					<b>施設緑地計</b>	<b>573</b>	<b>490.28</b>	<b>257</b>	<b>118.61</b>	<b>316</b>	<b>371.89</b>
				地域制緑地	生産緑地地区・特定生産緑地地区		58.52		58.52		0.00
					農業振興地域農用地		4,171.27		0.00		4,171.27
					自然公園		591.00		0.00		591.00
					地域森林計画対象民有林		2,482.82		17.65		2,465.17
					保安林		570.00		0.00		570.00
					河川区域		480.83		0.00		480.83
					自然環境保全地域		1.62		0.00		1.62
					天然記念物		1.60		0.00		1.60
					地域制緑地間の重複		1,084.36		0.00		1,084.36
					<b>地域制緑地計</b>		<b>7,273.30</b>		<b>76.17</b>		<b>7,197.13</b>
					施設緑地と地域制緑地の重複		0		0		0
					<b>緑地総計</b>		<b>7,763.58</b>		<b>194.78</b>		<b>7,569.02</b>

公園緑地課  
令和3年(2021年)3月31日現在

※過去の時点との比較

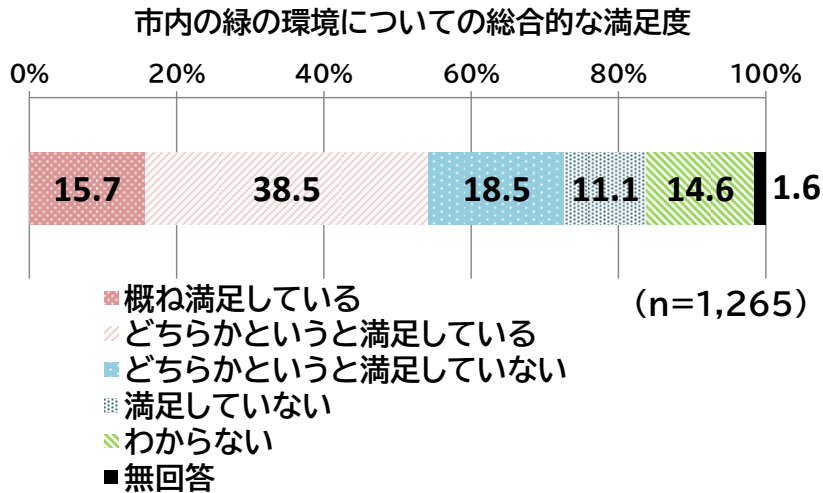


※生産緑地地区・特定生産緑地地区については、旧3町において平成28年(2016年)に指定が始まったことによる増加分が影響している。

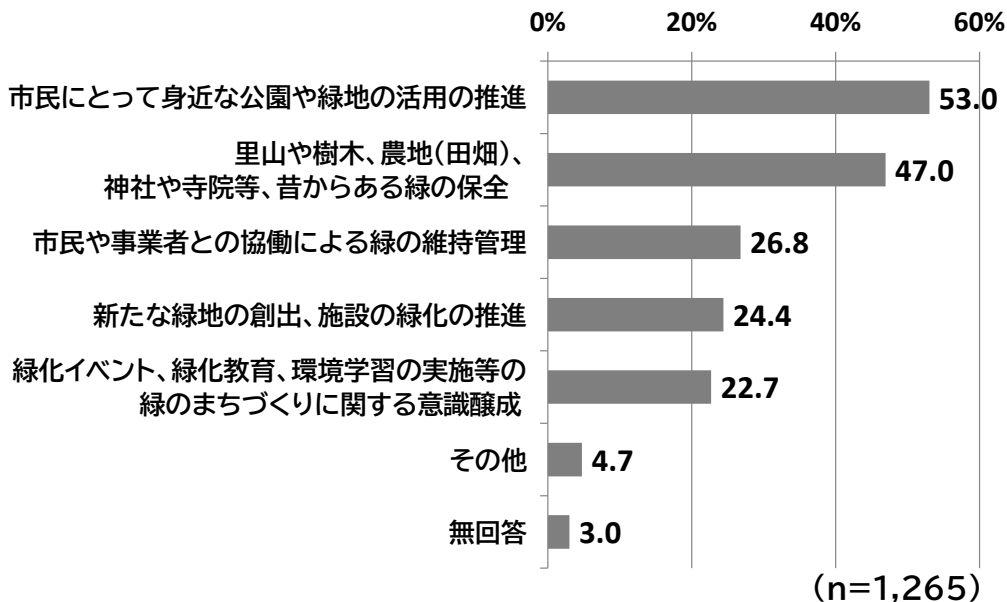


## 2-2 市民意向

令和3年7月に実施した「西尾市緑の基本計画策定に向けた住民アンケート調査」では、市民のみどりに対する意識を把握しています。市内の緑の環境についての総合的な満足度としては、「概ね満足」または「どちらかという満足」の肯定的な意見は54.2%と半分程度です。平成24年(2012年)時調査における45%より約9ポイント上昇しており、市の緑の環境に対する評価は向上しています。緑のまちづくりの推進にあたって、特に力を入れていくべきこととして、身近な公園や緑地の活用推進、里山や農地などの昔からある緑の保全などが求められています。



### 今後の緑のまちづくりの推進にあたって力を入れていくべき取組



#### ※西尾市緑の基本計画策定に向けた住民アンケート調査の実施概要

対象	令和3年7月1日現在、市に住民登録している満16歳以上の方から3,000名を無作為抽出
手法	郵送配布、郵送回収又はインターネット上のフォームで回答
期間	令和3年8月11日(水)～8月31日(火)まで
回収	1,265件(回収率42.2%)

## 2-3 課題の整理

量の確保、質の向上、持続的な緑のまちづくりの視点から、以下のように本市の緑に関する課題が整理されます。

### 量の確保

#### ■ 市の緑の基盤となる丘陵・山林や優良な農地の保全・活用

市内の緑は、山林や農地によって構成される部分が大きいです。これらの民有地の緑は減少傾向にあります。これらの緑は、本市の緑の骨格像となるものであり、都市を周辺から支え、生き物のすみ処となる重要な空間であるため、引き続き保全と活用を図る必要があります。

#### ■ 暮らしに身近な緑の環境の整備

市街化区域など、まちの中の緑は特に少なくなっています。住宅街においては、公園・緑地の配置、生産緑地地区・特定生産緑地地区をはじめとした都市農地の保全などにより、身近な緑を増やすことや、工場周辺では緑化や周辺の緩衝緑地の保全などにより、人々の活動に近い場所での緑の確保が課題として挙げられます。

### 質の向上

#### ■ まちの魅力を高める緑の保全・活用

市内には、個性的な緑の空間がいくつかあります。市街地には、西尾市歴史公園や西尾駅周辺のオープンスペース、郊外でも稻荷山茶園公園や憩の農園、八ツ面山公園、西尾いきものふれあいの里やゲンジホテルの里、佐久島や船着場、一色干潟、三河湾国定公園の風光明媚な海岸景観などがあります。市民意向においても「身近な公園や緑地の活用推進」が、力を入れるべき取組として挙げられており、市民の憩いの場や観光のポテンシャルを有する緑について、まちの魅力を高めるための保全や活用が課題となります。

#### ■ まちの安全を守り、親しみのある河川環境の確保

本市には、矢作川・矢作古川をはじめとして、大小のいくつもの河川が流れています。これらの河川空間は、水と緑のネットワークとなり、連続的な緑の空間として、周辺環境や生態系などへ好影響を与えます。一方で、集中豪雨などによる水災害リスクを踏まえた対策や、グリーンインフラとしての機能性の確保などにより、安全で親しみの持てる河川環境をつくっていく必要があります。

### 緑のまちづくり 持続的な

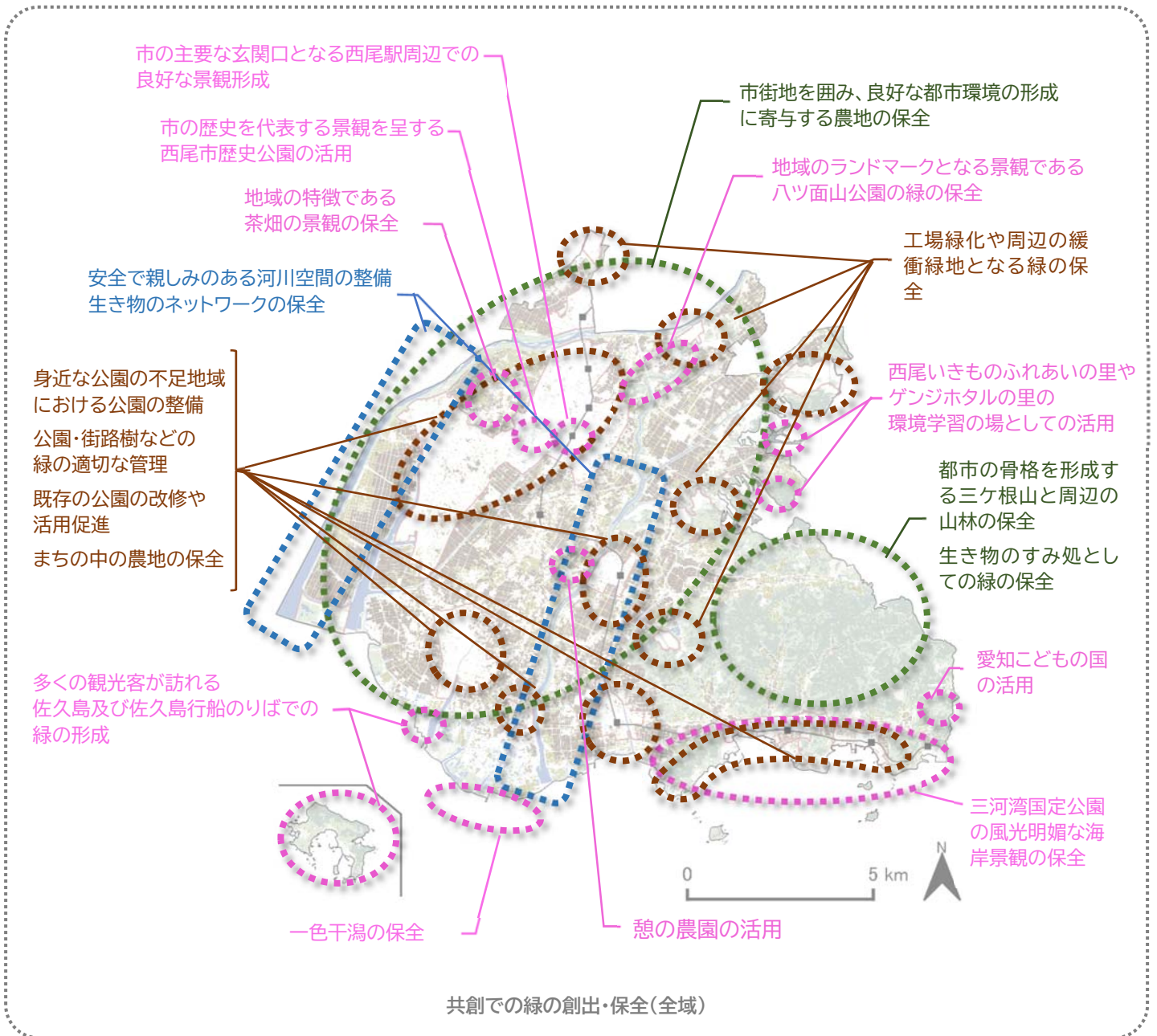
#### ■ 共創での緑の創出・保全

緑の量の確保、質の向上のためには、行政だけでなく、市民や事業者などの多様な主体が、緑のまちづくりへ参画することが重要です。人口が高齢化する中で、これまでのように行政や個人など緑の所有者だけが緑の担い手であり続けることは、まちの環境維持にとって持続性が難しく、緑を支える人の輪を拡げていく必要があります。

# 緑の主な課題の図

## 凡例

- 市の緑の基盤となる丘陵・山林や優良な農地の保全・活用
- 暮らしに身近な緑の環境の整備
- まちの魅力を高める緑の保全・活用
- まちの安全を守り、親しみのある河川環境の確保
- 共創での緑の創出・保全(全域)



## 第3章 計画の目指す姿

### 3-1 基本理念

本市は、西に矢作川、東に丘陵地、南には三河湾に面しています。市街地周辺には農地が広がり、中央部には自然度の高い矢作古川が北から南へ向かって流れ、河口付近には広大な一色干潟があるなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、古くから人々の暮らしが営まれた地域であり、市域全域に由緒ある社寺などが存在しており、豊富な歴史資源に恵まれた市であるといえます。

本市は、その成り立ちから西尾地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区の4つに区分されますが、緑についても各々の地区は特徴を有しています。西尾地区は、日本有数の生産量を誇る抹茶の産地であり、西尾城跡を中心とした旧城下町が残っています。一色地区は、日本有数の干潟や由緒ある社寺が分布しているとともに、近年では佐久島がアートの島として多くの観光客を集めています。吉良地区は、海水浴場や潮干狩り、吉良温泉など観光の緑に特色があり、また、吉良氏のゆかりの地であるなど、歴史を偲ぶ緑や、優良農地も多く存在しています。幡豆地区は、海際まで迫る山々や愛知こどもの国の緑、海に浮かぶ前島・沖島の緑など、自然に恵まれた地区となっています。

本市にとって、緑はかけがえのない宝物であり、市が一丸となって未来へ継承していくべきものです。そして、その緑は、人々が様々な形で関わり、守られ、多面的に使われていくことで、生き活きとしたものになり、緑の質が高まっていきます。西尾らしい質の高い緑を持続的に育てていくため、緑の基本計画における基本理念を、以下のように定めます。

海・川・山・歴史を未来へ  
みんなで育む **緑** が息吹くまち





### 3-2 緑の将来都市像

基本理念を体現させるため、共通認識となる緑の将来都市像を、次のように示します。緑の将来都市像は、本市の緑の骨格を規定する絵姿であり、面的な緑のまちづくりを進める「緑のエリア」、線的な緑のまちづくりを進める「緑の軸」、点として緑のまちづくりを進める「緑の拠点」で整理し、表現します。

緑のエリアは、まちの基盤を支える緑として山林や郊外のまとまった農地、海岸などを位置づけ、保全・活用を図ります。住宅地については、都市公園の整備・維持・管理や民有地の緑化、生産緑地地区・特定生産緑地地区などの都市農地の保全などを図ります。

緑の拠点は、スポット的に特徴的な機能を発揮する緑の空間を位置づけ、特徴のある緑を形成します。環境や生態系保全の象徴となる空間(自然と親しむ緑の拠点)、人々の活動の場となり、まちの活気、交流を生み出す空間(にぎわいを生み出す緑の拠点)、文化財や歴史資源と一体となって緑を形成する空間(歴史と調和した緑の拠点)と、その性質に分けて、拠点を位置づけます。

緑の軸は、連続的な緑の空間を形成することで、人や生き物の主要な移動空間になり、緑の有機的なネットワークとなるものです。河川や海岸など、自然地形に由来する空間軸や、都市計画道路沿いの緑化空間などを位置づけます。

#### < 緑の将来都市像 >

##### 凡 例

##### 緑のエリア

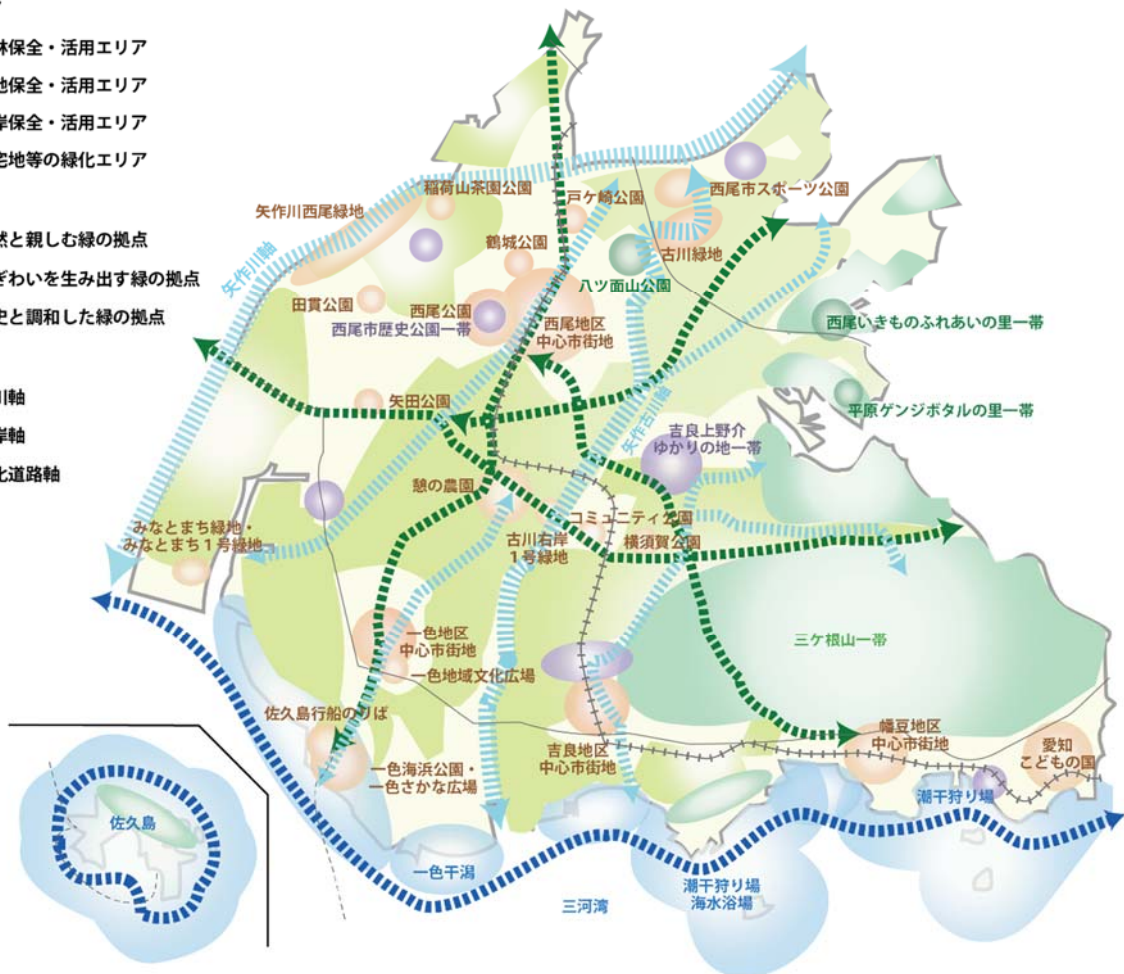
- 山林保全・活用エリア
- 農地保全・活用エリア
- 海岸保全・活用エリア
- 住宅地等の緑化エリア

##### 緑の拠点

- 自然と親しむ緑の拠点
- にぎわいを生み出す緑の拠点
- 歴史と調和した緑の拠点

##### 緑の軸

- 河川軸
- 海岸軸
- 緑化道路軸



# 第4章 緑の配置方針

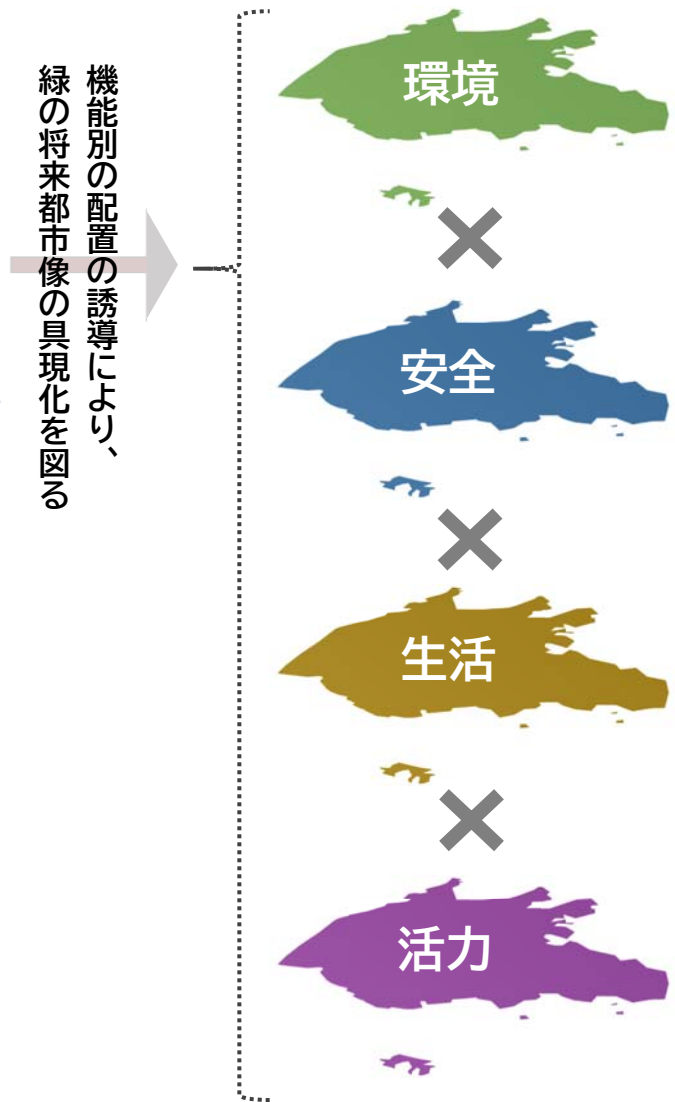
## 4-1 緑の配置方針の概要

緑の将来都市像を実現するため、緑の機能別に配置方針を定めます。本計画においては、緑が持つ多様な機能を、愛知県広域緑地計画平成 31 年(2019 年)に倣い、「環境」「安全」「生活」「活力」の4つの視点で分類し、機能類型ごとに配置を位置づけます。機能類型ごとに整理することで、機能配置の不均衡を抑制し、必要な緑の機能が市内のどこであってもある程度均質的に充足されるように、誘導を図ります。

緑の将来都市像



機能類型別の緑の配置方針



## 4-2 環境を支える緑の配置方針

都市の緑は、動植物の生息地であり、ヒートアイランド現象などの気象条件の緩和、大気の浄化などの機能があります。このような環境保全の役割を果たす緑について、次のような配置を誘導します。






### ◆ 環境を支える緑の配置方針

◇ 市街地周辺で良好な環境を生み出す緑	海・河川などの水域や山林は、動植物の生息空間であり、市街地を囲む農地も合わせて、市街地とその周辺環境を豊かにするため、市街地周辺の環境を支える緑として位置づけ、保全を図ります。
◇ 市街地の内側で都市環境を快適にする緑	都市公園をはじめとした公共施設の緑や、生産緑地地区・特定生産緑地地区などの都市農地は、ヒートアイランド現象の緩和やオープンスペースの創出、身近な目に見える緑の景観形成として重要であるため、市街地のなかで環境を支える緑として位置づけ、保全や創出を図ります。
◇ 生態系ネットワーク形成に寄与する緑	市街地内や市街地間をつなぐ連続的な緑の空間として、良好な河川環境の維持や、主要な道路における街路樹・植栽などの整備・管理をします。



環境を支える緑の配置方針図

### 凡例



#### 市街地周辺で良好な環境を生み出す緑

-  海
-  河川
-  山林
-  まとまった農地
-  工場周辺の緩衝緑地  
など


#### 市街地の内側で都市環境を快適にする緑

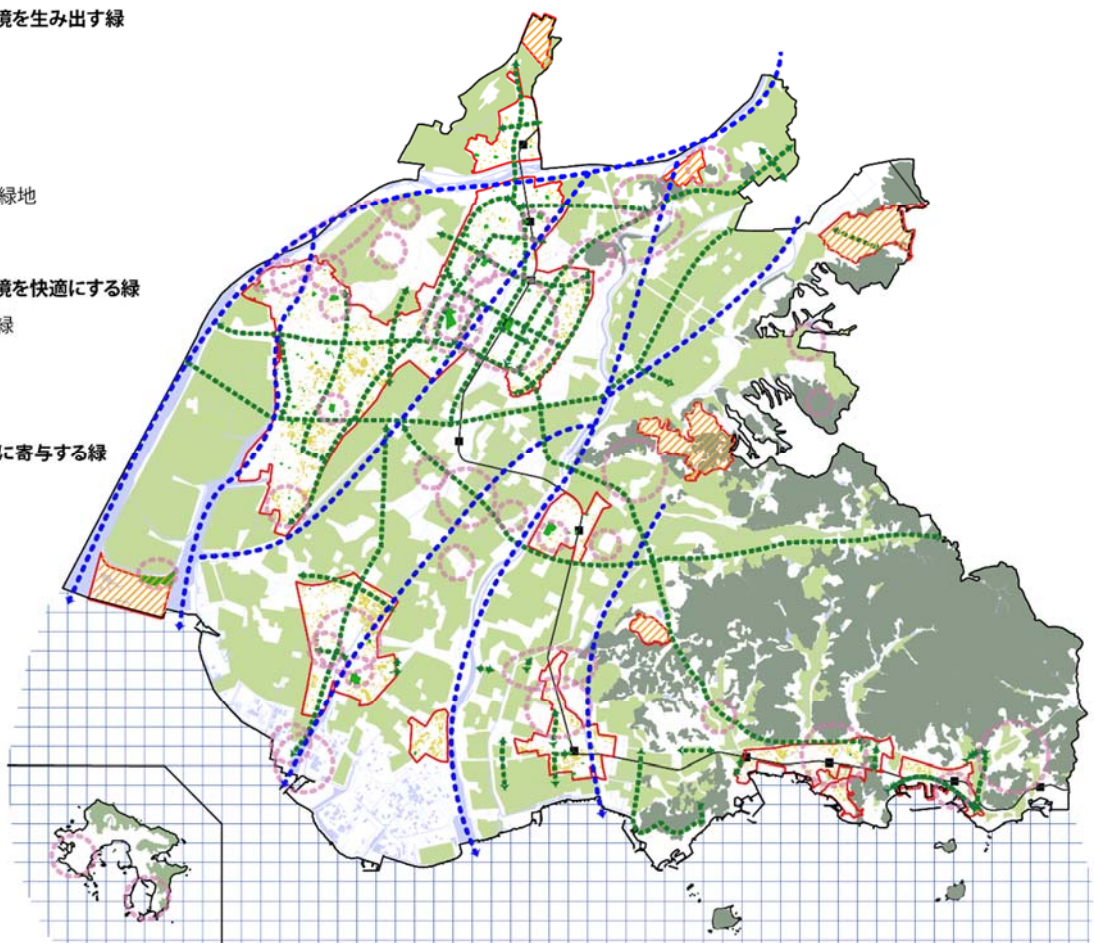
-  主な公共施設の緑
-  都市農地  
など

#### 生態系ネットワーク形成に寄与する緑

-  水系の軸
-  緑化道路軸  
など

#### その他

-  緑の拠点







## 4-4 生活を豊かにする緑の配置方針

都市の緑は、自然とのふれあいや運動・遊びなど、日常の活動の場となるとともに、景観や歴史文化など地域性を生み出し、生活に潤いをもたらします。また、農業や漁業の活動がもたらす産業景観は、地域の文化的な景観でもあります。このような生活を豊かにする緑について、次のような配置を誘導します。

### ◆ 生活を豊かにする緑の配置方針

◇ 身近な交流や活動の場となる緑	身近な公園や遊園、スポーツ施設、市民農園などを、日常的な市民活動の場として活用する緑として位置づけ、維持管理します。
◇ 地域を特徴づける景観を生み出す緑	多くの人の目に留まる主要な道路において、緑化を図り、良好な街路景観を形成します。天然記念物や保存樹木などの貴重な緑を、地域を特徴づける緑として保全します。 また、茶畑や花き畑など、地域を特徴づけるような産業景観の維持に努めます。

### 凡例

#### 身近な交流や活動の場となる緑

- 身近な公園
- スポーツ施設
- 市民農園  
など

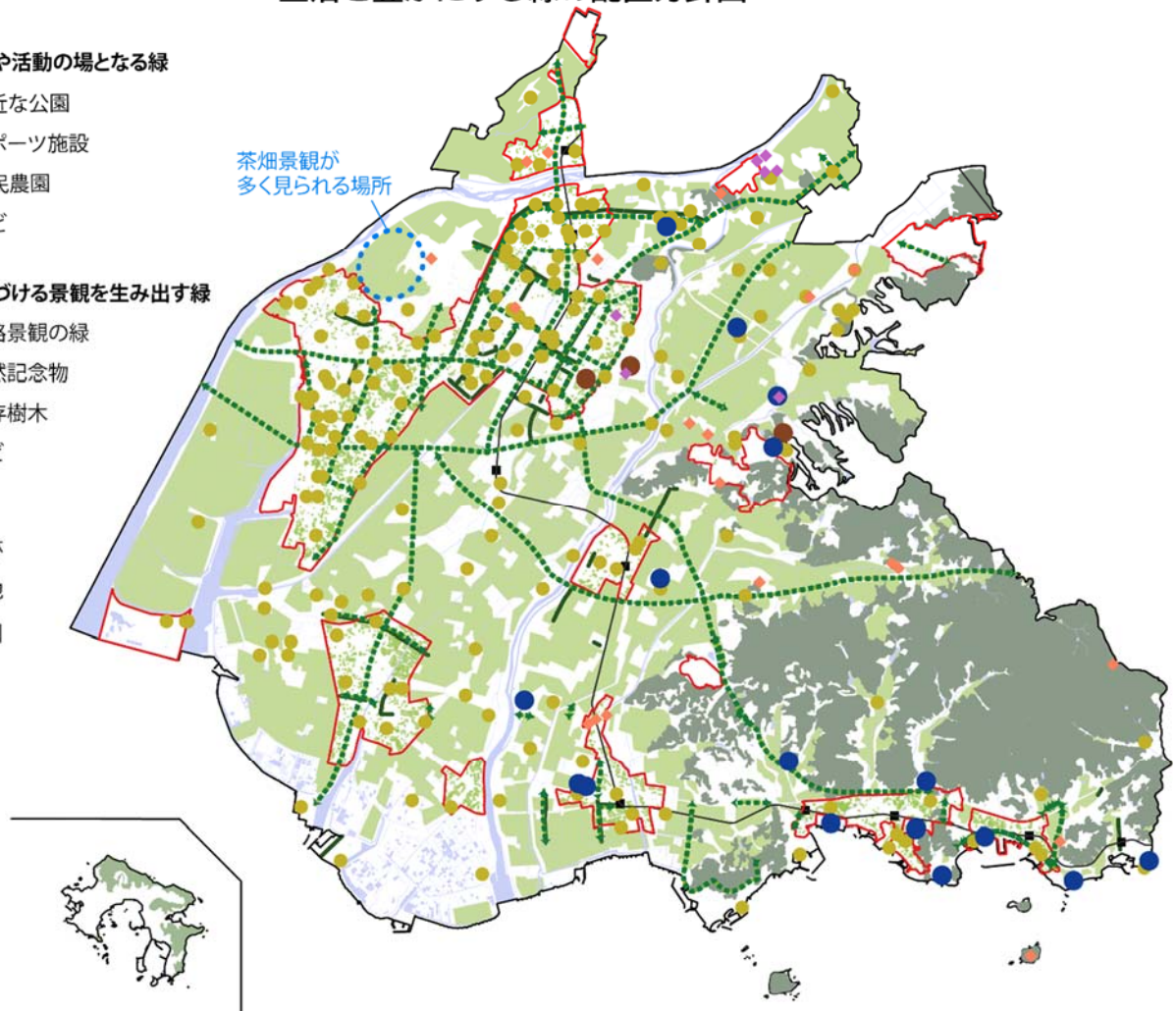
#### 地域を特徴づける景観を生み出す緑

- 街路景観の緑
- ◆ 天然記念物
- ◆ 保存樹木  
など

#### その他

- 山林
- 農地
- 河川

### 生活を豊かにする緑の配置方針図





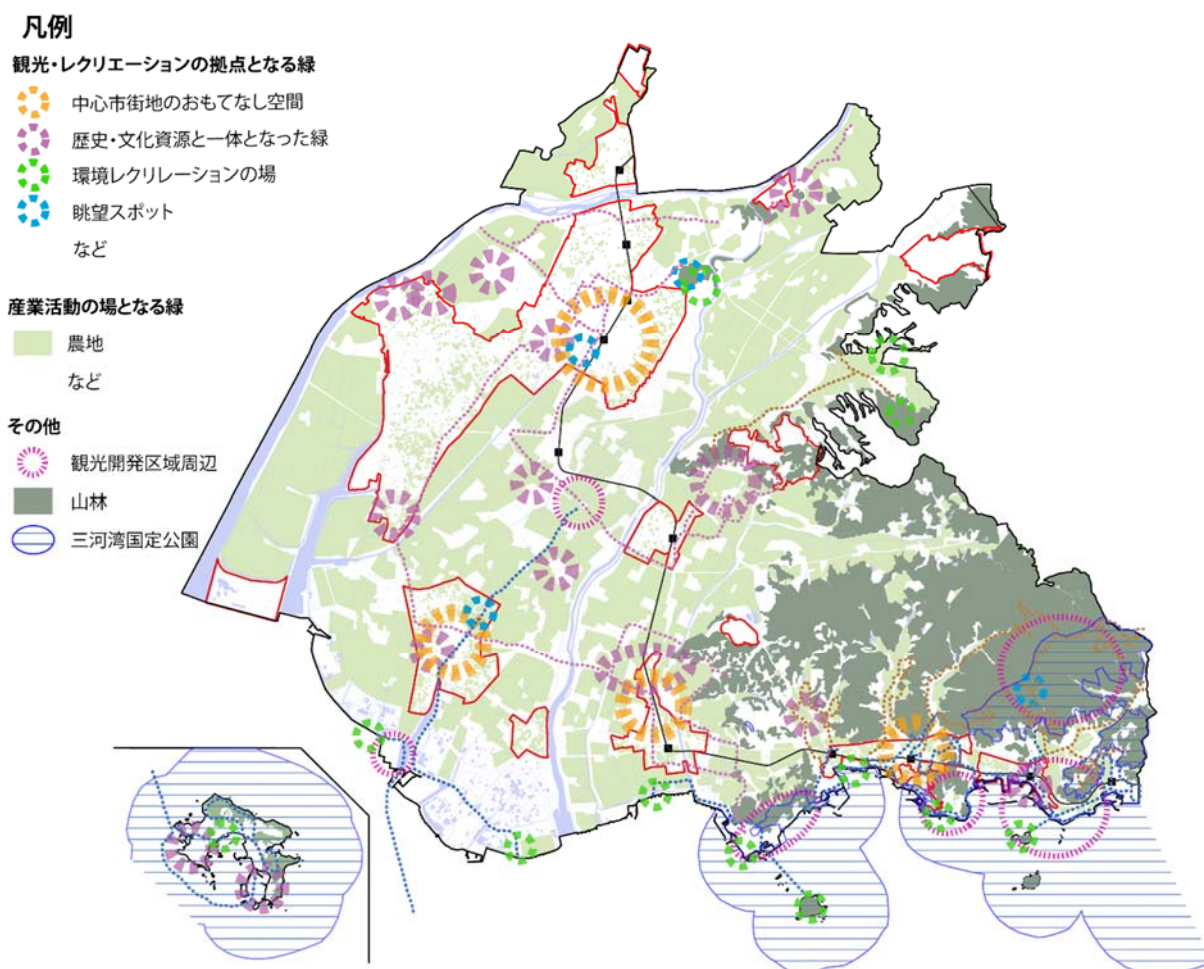
## 4-5 活力を生み出す緑の配置方針

都市の緑の中には、他所にはあまり見られない個性的な顔を持つものもあり、多くの人を魅了し、人が集まるきっかけとなるものがあります。また、農業・漁業をはじめとした生産活動の場となる空間もあります。このような、まちの資源となり、都市に活力を生み出す緑について、次のような配置を誘導します。

### ◆ 活力を生み出す緑の配置方針

<p>◇ 観光・レクリエーションの拠点となる緑</p>	<p>駅前をはじめとした各地域の中心市街地における緑化や、寺社や歴史文化資源と、その周辺のまとまった緑の保全、環境レクリエーション活動の場として活用できる緑や、良好な自然の眺望スポットなどを、観光とも連動させる拠点として位置づけ、活用を図ります。</p>
<p>◇ 産業活動の場となる緑</p>	<p>農地など生業として生産活動が行われる緑を、活力を生み出す緑の一つとして位置づけ、保全を図ります。</p>

活力を生み出す緑の配置方針図



## 第5章 施策

### 5-1 施策展開の方向性

基本理念「海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち」の実現に向けて、次の3つの方向性のもと、施策を展開していきます。緑のまちづくりにおいて、「誰が」「どの資源を」「どのように」マネジメントしていくのかを示すものとして、①まちづくりの基本的な考え方、②施策で目指す方向性についての考え方、③推進主体についての考え方に整理して、位置づけます。

#### どの資源を？ ▶ 緑のまちづくりにおける基本的な考え方

方向性① 海・川・山・歴史など各地域の特徴的な緑を活かす ～緑のまちづくりにおける**土壌**～

緑のまちづくりにおいて、本市がその風土として備える固有の自然や文化を十分に発揮し、魅力あるまちの環境を形成していくことを目指し、各地域の海・川・山・歴史といった資源の特徴を生かしていきます。

#### どのように？ ▶ 緑の施策で目指す方向性についての考え方

方向性② 多面的な機能が発揮される質の高い緑を育てる ～緑のまちづくりにおける**恵**～

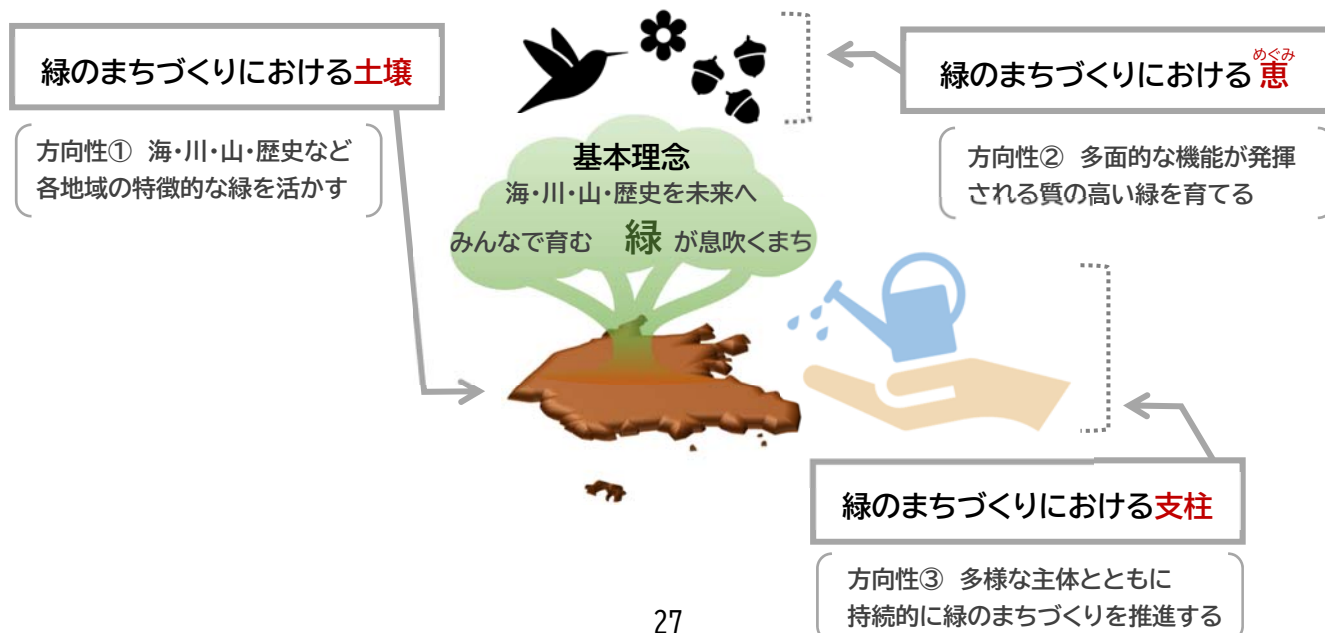
緑の施策については、緑の量を確保するだけでなく、その質の維持向上に努めます。適切に守られ、育まれた緑は、環境保全・景観形成・防災・レクリエーションなどの多面的な機能・役割を発揮し、実や花として緑をさらに豊かにします。さらに、そのような緑の環境が持続性を備える状態を“質の高い緑”と捉え、このような緑の形成を目指します。

#### 誰が？ ▶ 緑のまちづくりを推進する主体についての考え方

方向性③ 多様な主体とともに持続的に緑のまちづくりを推進する ～緑のまちづくりにおける**支柱**～

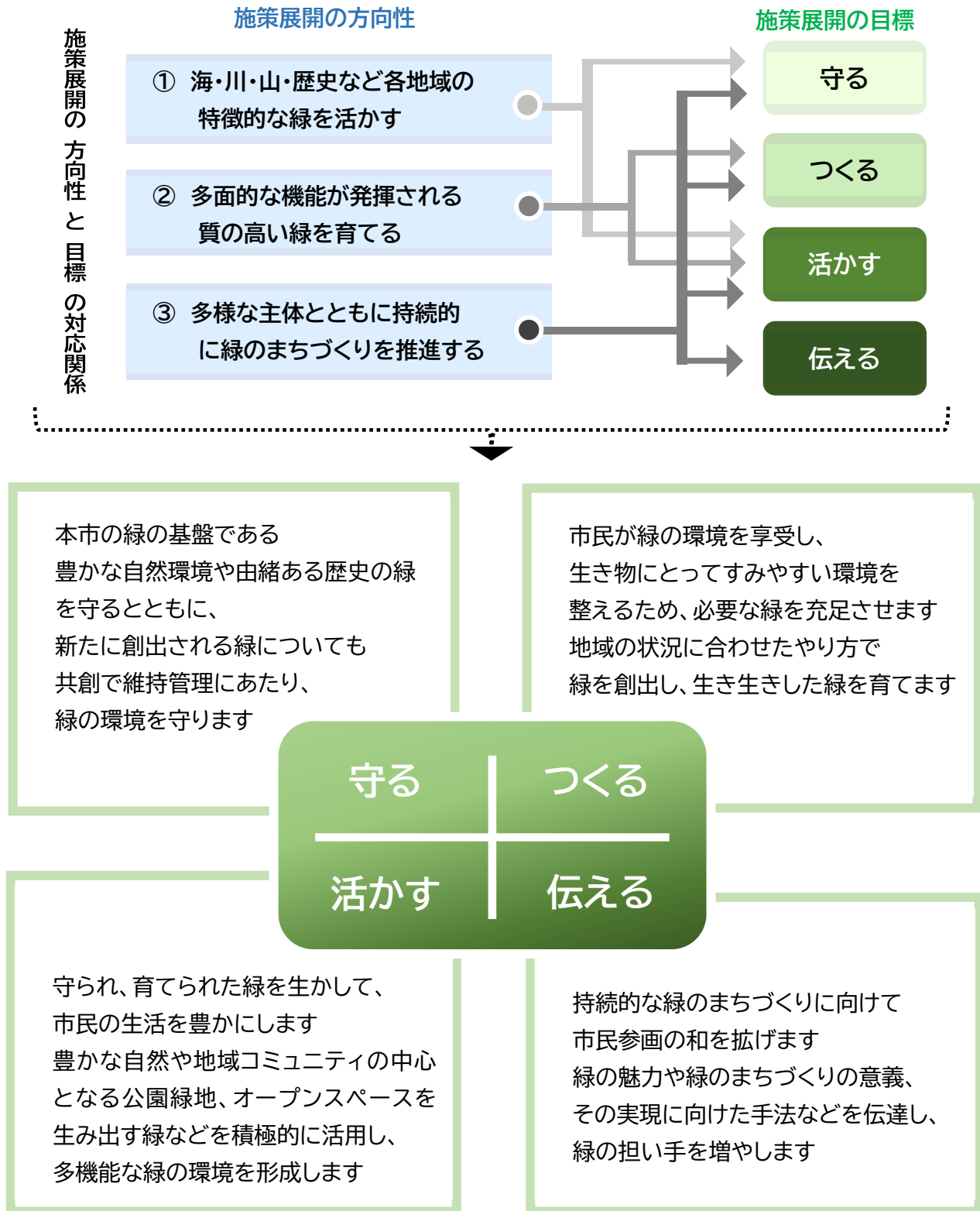
緑の所有者が各々で緑を創出・維持・活用するのではなく、多様な主体が緑のまちづくりを担うことが必要です。行政、市民、市内事業者のほか、市外で居住や活動する人・団体などが参画できるような環境の構築に向けて、施策を展開します。

#### < 基本理念と施策展開の方向性のイメージ >



## 5-2 施策展開の目標

施策展開の方向性に基づき、施策を展開していきます。施策の展開にあたっては、施策が目指す目標を「守る」「つくる」「活かす」「伝える」の4つの目標に分け、目標ごとに施策を位置づけます。





### 5-3 施策体系図

施策展開の目標ごとに、以下のように施策を体系化します。

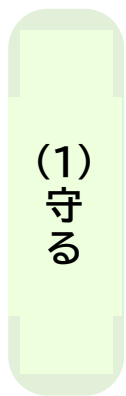
各施策に紐づく具体的な取組については、次ページ以降で整理しています。

#### — 施策体系(概要) —

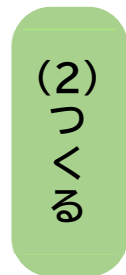
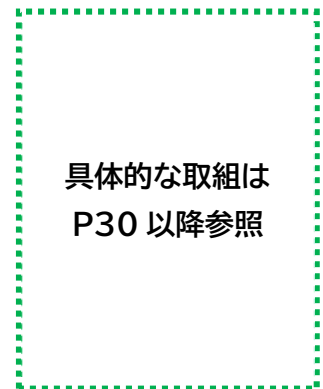
#### 施策展開の 目標

#### 施策

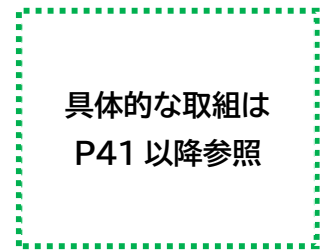
#### 取組



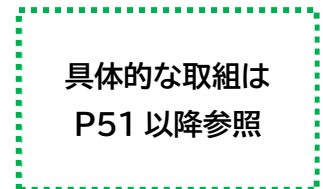
- ① 森林の保全
- ② 海岸の保全
- ③ 河川の保全
- ④ 農地の保全
- ⑤ 寺社や樹木など、市街地の緑の保全
- ⑥ 公園・緑地・街路樹などの適切な管理
- ⑦ 生態系の保全・再生
- ⑧ 共創での緑の維持管理を推進する環境整備



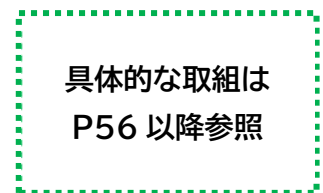
- ① 水と緑のネットワークづくり
- ② 公園・緑地・街路樹などの整備
- ③ その他公有地の緑化
- ④ 民有地の緑化
- ⑤ 緑を生かした良好な景観の形成



- ① 公共空間の緑の多面的機能の活用
- ② 農地・里山などの活用促進
- ③ 特徴ある自然を生かした観光地形成



- ① 緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組
- ② 緑のまちづくりを進める手法の周知



## 5-4 施策

### (1) 緑を「守る」ための施策

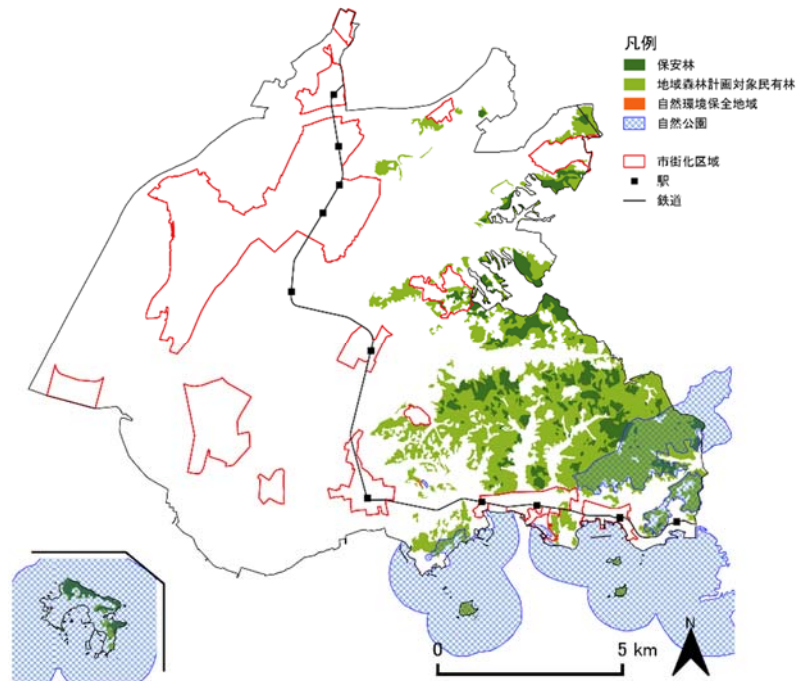
#### 緑を「守る」ための施策一覧

① 森林の保全	①-1 法的制度などを活用した森林の保全
	①-2 市民共創による里山の保全
② 海岸の保全	②-1 生態系に配慮した海岸の保全
	②-2 法的制度などを活用した海岸の保全
③ 河川の保全	③-1 河川区域の保全による安全確保
④ 農地の保全	④-1 市街地周辺のまとまった農地の保全
	④-2 市街地内の貴重な農地の保全
⑤ 寺社や樹木など、 市街地の緑の保全	⑤-1 地域を特徴づける緑の保全
⑥ 公園・緑地・街路樹など の管理	⑥-1 公園緑地などの適切な管理
	⑥-2 街路樹・植栽の適切な管理
⑦ 生態系の保全・再生	⑦-1 関係機関と連携した生態系の保全・再生
⑧ 共創での緑の維持管理 を推進する環境整備	⑧-1 アダプトプログラムの活用推進
	⑧-2 農地の担い手確保に向けた支援

## ①森林の保全

### ①—1 法的制度などを活用した森林の保全

市東部の緑豊かな丘陵地は、愛知県広域緑地計画平成 31 年（2019 年）において県土の骨格を形成する緑地に位置づけられています。保安林、自然公園、自然環境保全地域、地域森林計画対象民有林などの各種制度については、指定を継続し、良好な自然環境を保全します。また、森林環境譲与税を活用し、森林整備や保全、木材利用促進などの取組を実施していきます。



### ①—2 市民共創による里山の保全

本市には、三ヶ根山をはじめ、市東部地区の里山など、地域特有の景観を形成する重要な緑地が多くあります。しかし、生活様式の変化や高齢化などにより、竹林化や里山特有の動植物の衰退などが進行し、保全・再生が急務となっています。

そのため、八ツ面山や西尾いきものふれあいの里などにおける里山保全活動を推進するとともに、里山所有者をはじめとする市民や地域との共創により、間伐や竹林整備など、里山保全活動の支援を進めます。また、グリーンインフラの視点も含め、里山の機能や役割について、啓発を行い、市民の里山に対する関心や意識を高めます。

## ②海岸の保全

### ②—1 生態系に配慮した海岸の保全

環境省自然環境局生物多様性センターでは、わが国の植生、動植物の分布、河川・湖沼、干潟、サング礁などについて基礎的な調査やモニタリングを実施しており、矢作川河口のヨシ原や一色干潟などには、三河湾の環境改善効果を有する植物生物群がみられます。

とくに一色干潟は、本市一色町から吉良町の沿岸に広がる、三河湾最大の干潟です。三河湾の生態系の保全に大きな役割を果たすとともに、その水質浄化機能は環境改善にとっても重要です。

これらの生態系の保全を図るため、河川流域の下水道整備の推進による都市環境の改善や、埋め立てなどによる改変などを抑制していきます。

#### ■塩生植物群落・生物相

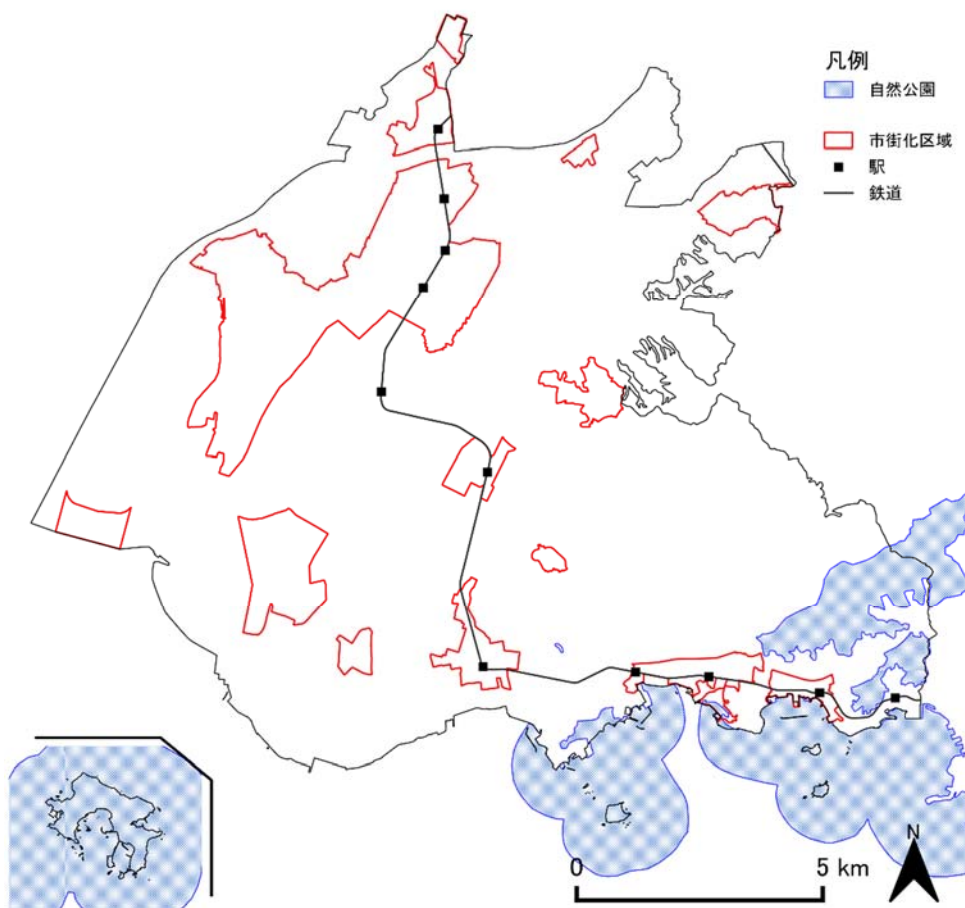
干潟の名称	干潟の面積	干潟の特徴・生物相
矢作川河口	約3ha(A地点)	・ヨシ原には、ヨシ、シオクグ、ウラギクが生息
一色干潟	約70ha	・アサリの潮干狩り場として、いくつかの漁協によって厳しく管理 ・アサリをはじめ、生物相は比較的豊富

環境省自然環境局生物多様性センター(平成14年(2002年)調査)

## ②—2 法的制度などを活用した海岸の保全

三河湾国定公園は、自然公園法に基づき、愛知県知事により昭和 33 年(1958 年)に指定され、県内にある自然公園のうち最も歴史が古い自然公園です。本市域では一色町佐久島、吉良町、東幡豆町、西幡豆町などに位置し、三ヶ根山や佐久島、変化に富んだ海岸線など、優れた自然景観に恵まれ、一部は愛知こどもの国として利用されています。

国定公園の指定により、建築物の設置や土地の形状変更について、一定の行為制限がなされています。今後も、国定公園指定の継続による樹林地や海岸域の保護を図るとともに、自然環境と調和した利活用方策の検討を推進します。



### ③河川の保全

#### ③—1 河川区域の保全による安全確保

矢作川・矢作古川には、広大な水辺空間として市の骨格を形成する良好な自然環境が残されており、引き続き河川区域の保全を図ります。

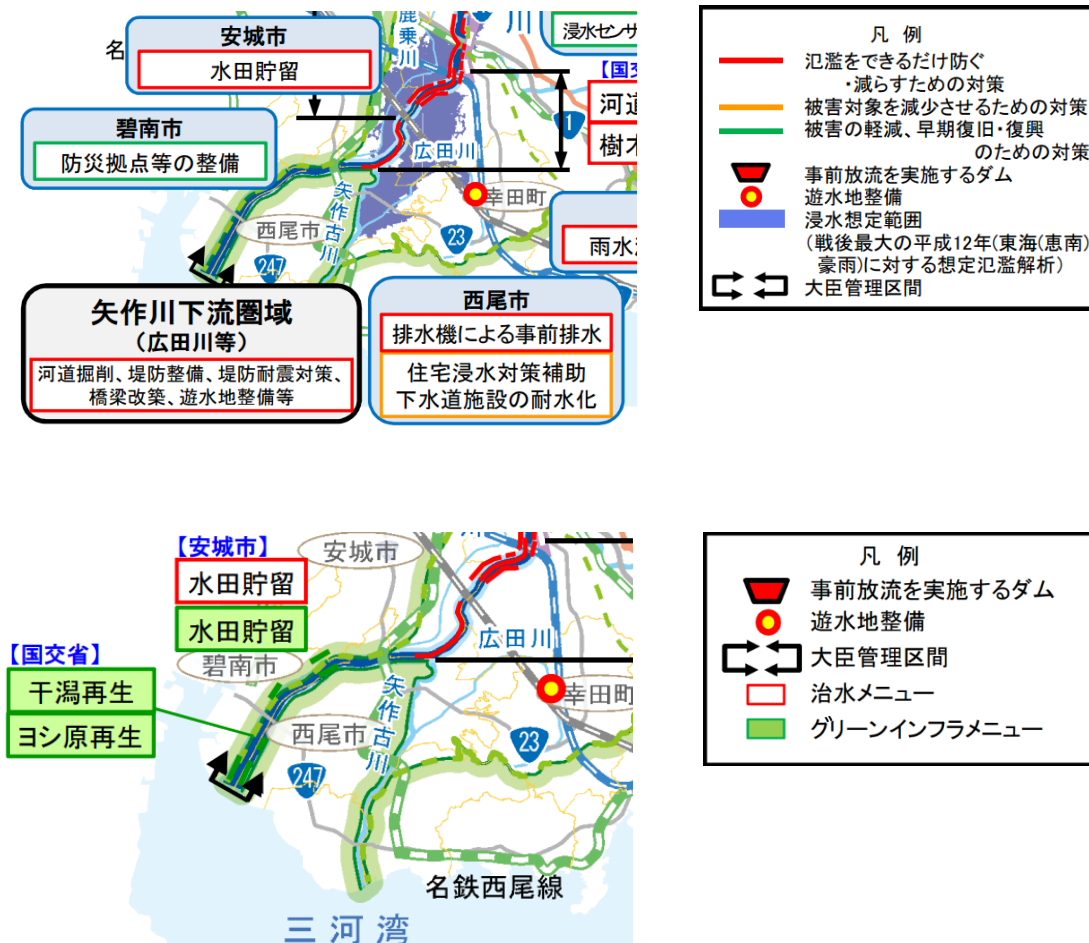
また、気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、河川・下水道管理者などが行う治水対策に加え、あらゆる関係者が共創して、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」へ転換し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していく必要があります。

とくに矢作川は、愛知県広域緑地計画平成 31 年(2019 年)において、「水と緑のネットワークを形成する緑地」の中の「大河川のネットワーク」として位置づけられており、令和3年(2021 年)に策定した「矢作川水系流域治水プロジェクト」(矢作川流域治水協議会)と連携し、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策や、被害対象を減少させるための対策を促進していきます。

#### 矢作川水系流域治水プロジェクト【位置図】

～日本の産業を支える「ものづくり拠点」を水害から守る流域治水対策～

※本市に関わる部分を抜粋



矢作川流域治水協議会



## ④農地の保全

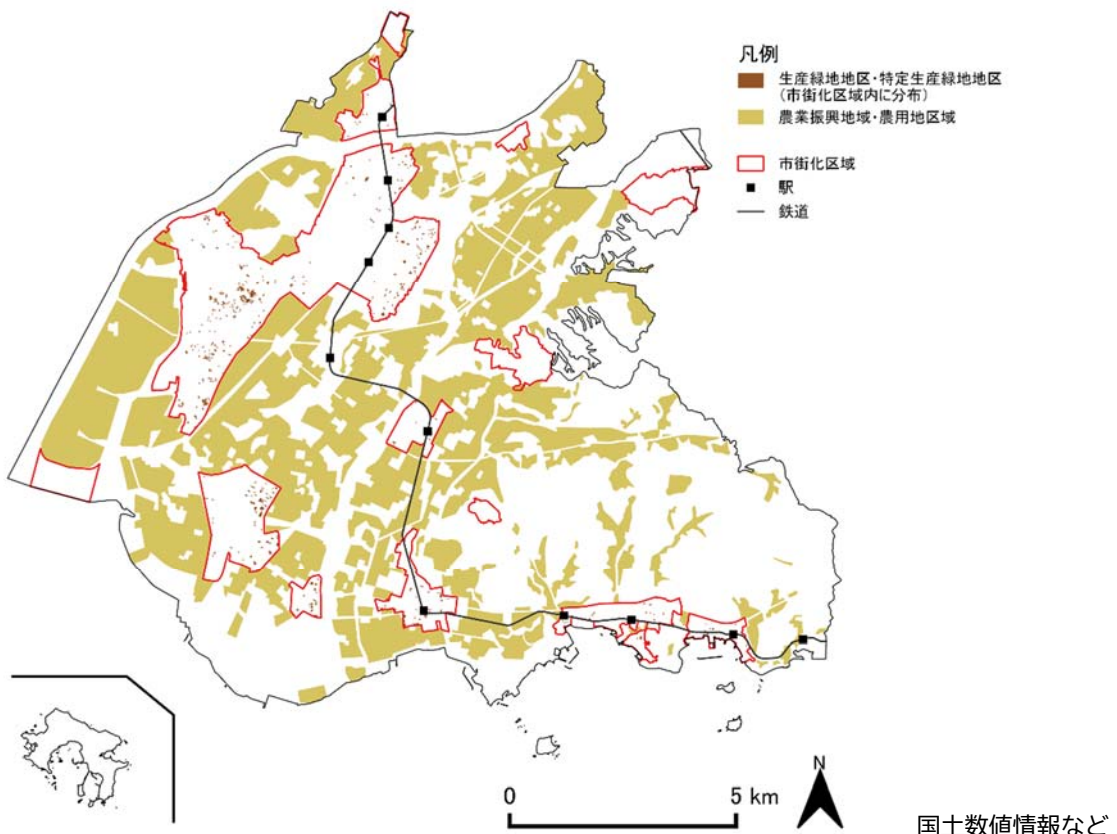
### ④—1 市街地周辺のまとまった農地の保全

本市の中央部から西部の矢作川左岸地域にかけては、広大な農用地が指定され、米、野菜、お茶、花きなどの生産が盛んで、県下有数の農業地帯となっています。特に抹茶は日本有数の生産量を誇り、本市の特産の1つとなっています。

これらの農用地は、食を支える貴重な緑地であるとともに、防災上の遊水機能など都市環境の保全面からも重要な緑であり、地産地消の推進による農業振興と併せて緑地の保全を図り、農業振興地域農用地の確保に努めます。

### ④—2 市街地内の貴重な農地の保全

市街化区域内にある都市農地は、グリーンインフラとして雨水の涵養機能や災害時の一時避難所としての役割など、市街地特有の重要な役割を担っています。生産緑地地区・特定生産緑地地区を維持するとともに、西尾市都市計画マスタープラン令和5年(2023年)や西尾市立地適正化計画令和5年(2023年)と連携しながら開発を誘導することで、市街地内の貴重な農空間を保全します。合わせて、愛知県都市農業振興計画平成29年(2017年)とも連携しながら、都市農業の振興を図ります。

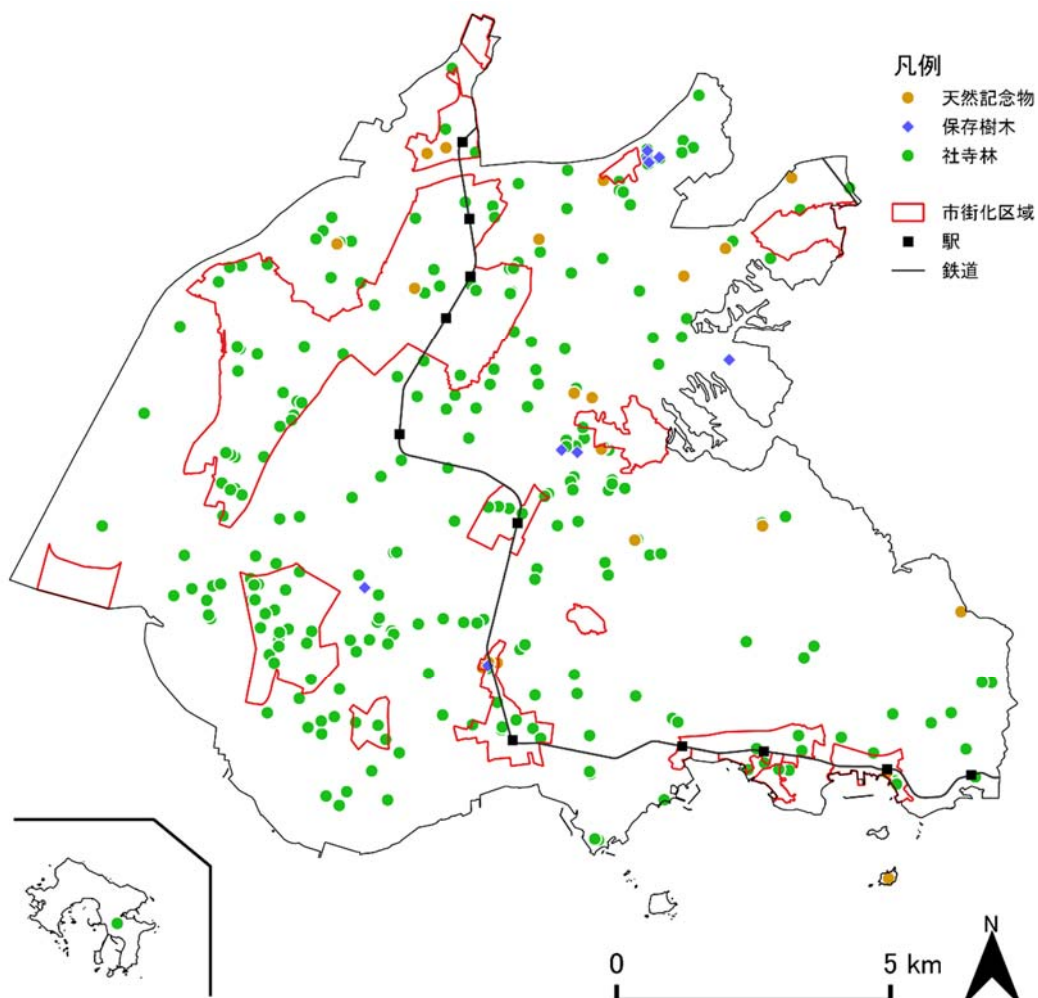


## ⑤ 寺社や樹木など、市街地の緑の保全

### ⑤-1 地域を特徴づける緑の保全

地域の文化と密着した歴史ある緑として、西尾城跡や金蓮寺(国宝・弥陀堂)など、社寺と一体となった緑地空間(社寺林)があり、地域の緑の拠点を形成しています。これらについて、市民団体・NPOなどの緑に係る市民活動と共創しながら、保全を図ります。

また、保存樹木、屋敷林は、市街地の潤いある景観創出に資する民有地の緑であることから、これらの継続的な保全を図ります。また、新たな保存樹木の指定や、屋敷林を保全する市民緑地の指定などを推進します。





## ⑥公園・緑地・街路樹などの管理

### ⑥—1 公園緑地などの適切な管理

都市公園や児童遊園など身近な公園緑地や、その他公共施設における緑の空間について、適正な管理を行います。市内には、昭和31年(1956年)開設の鶴城公園、昭和41年(1966年)開設の桜町公園など、開設後50～60年を経過している公園施設があり、公園利用者の安全確保を図るため、遊具、トイレ、ベンチ、樹木などについて、定期的な施設点検を実施し、必要に応じて公園施設の長寿命化対策や更新を進めます。

また、P-PFI制度や指定管理者制度、アダプトプログラムなどの活用により、民間事業者と連携していくことで、施設管理の効率化を図ります。

### ⑥—2 街路樹・植栽の適切な管理

街路樹については、道路の安全面に支障をきたさないよう適正な維持管理を行います。定期的な点検などを行い、大径木化や老齢化に伴う倒木や、道路施設の機能に影響を及ぼすと考えられる場合は、対応を検討します。

#### 【対応の方針】

以下の3つのフローについて、対応の考え方を定めます。

フロー	考え方
① 優先対応箇所の選定	● 道路パトロールや市民からの通報などにより、倒木などのリスクや道路空間の安全確保の点で懸念される街路樹・植栽を選定します。
② 処置方針の決定	● 街路樹・植栽の各々の状態を踏まえて、剪定や撤去などの処置の方針を決定します。必要に応じて、樹木医などの専門家の助言のもとで行います。
③ 再生方針の検討	● 道路構造や周辺環境などを踏まえ、将来樹形を想定した上で、樹種ごとに再生に向けた目標を設定します。 ● 街路樹の既存ストックを踏まえながら、必要に応じて樹種の変更、間引きなども検討していきます。

## ⑦生態系の保全・再生

### ⑦—1 関係機関と連携した生態系の保全・再生

本市には、三河湾国定公園をはじめとする良好な漁場や野鳥の飛来地、固有の生態系を形成する島しょや干潟、海岸、山林などの貴重な自然環境があります。これらの自然について、あいち生物多様性戦略2030 令和3年(2021年)や西尾市生物多様性地域戦略令和4年(2022年)と連携し、動植物の生息・生育状況の把握や地域固有の動植物の生息・生育環境の保全、外来種に対する正しい知識の啓発などを推進します。

河川・水路については、グリーンインフラの視点から、多自然川づくりとして、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。また、市域東部においては、里山の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりに努めます。

これらの生態系の保全・再生の取組は、西三河南部生態系ネットワーク協議会や、学校教育と連携しながら推進します。

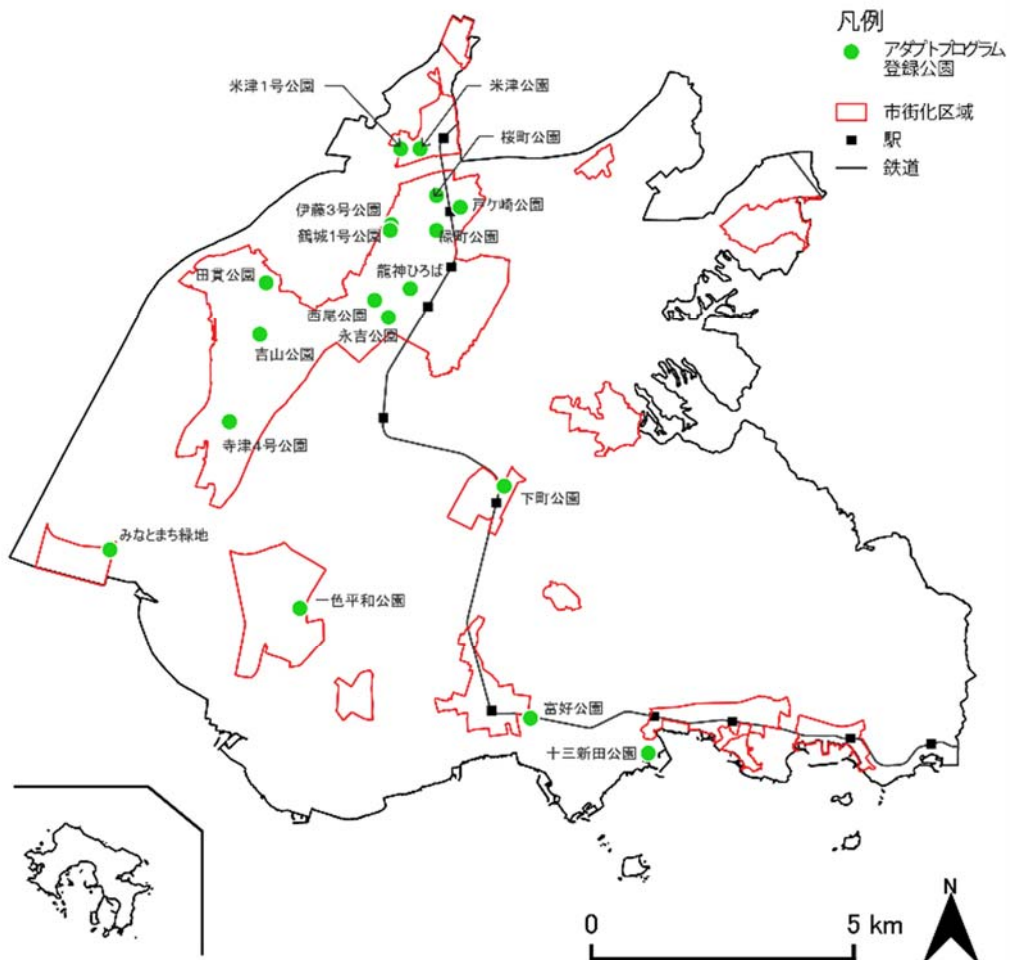
## ⑧共創での緑の維持管理を推進する環境整備

### ⑧—1 アダプトプログラムの活用推進

市内の一部の身近な公園などにおいては、アダプトプログラム登録団体<sup>※</sup>や地元町内会が、主体的に維持管理を行っています。今後も、それらの団体の活動意欲を高め、活動の継続・拡充とともに、公園などの維持管理の充実を図ります。

※本市では、平成18年(2006年)より、アダプトプログラム「まちの美化活動し隊」事業実施要綱を施行しています。この要綱は、身近な公共空間である道路、公園、河川などの公共施設の美化及び清掃について、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民との共創による健康で快適なまちづくりを推進するものであり、今後も積極的に推進していきます。

アダプトプログラム登録公園（令和4年(2022年)4月現在:18箇所）



## ⑧—2 農地の担い手確保に向けた支援

高齢化などで労働力不足に悩む農業者の支援のほか、農業者と市民などとのふれあいによる地産地消の推進を目的とし、援農ボランティア制度の導入や、農福連携を検討します。市街化区域の貴重な農地については、都市農地貸借法に基づく各種制度などについて周知し、農地を貸してもいい人、借りたい人のマッチングを促進していきます。

## (2) 緑を「つくる」ための施策

### 緑を「つくる」ための施策一覧

① 水と緑の ネットワークづくり	①—1 街路樹や公共施設による 緑のネットワークづくり
	①—2 多自然川づくりによる 河川生態系ネットワークの創出
	①—3 農地生態系ネットワークの創出
	①—4 市民同士のネットワーク形成や 団体間のネットワークの形成支援
② 公園・緑地・街路樹など の整備	②—1 身近な都市公園の不足地域への 計画的な公園の整備・誘導
	②—2 ニーズに応じた公園の整備・再整備
	②—3 郊外における大規模公園の整備
	②—4 街路樹の整備
③ その他公有地の緑化	③—1 公共施設の緑化推進
④ 民有地の緑化	④—1 住宅地における緑化促進
	④—2 民間企業における 緑化や環境貢献活動の取組促進
⑤ 緑を生かした 良好な景観の形成	⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化
	⑤—2 街路樹による景観軸の形成
	⑤—3 親水空間の形成



## ①水と緑のネットワークづくり

### ①—1 街路樹や公共施設による緑のネットワークづくり

西尾公園などの都市公園や、小中学校などの公共施設緑地は、市街地内に点在しているまとまった緑であり、法的に担保されたものです。これらの点在する緑について、街路樹植栽や河川緑地などにより、有機的につなげていくことで、緑の機能の向上を図ります。

### ①—2 多自然川づくりによる河川生態系ネットワークの創出

河川空間は、水辺の生き物が広域的に移動する空間であり、生態系を守り、豊かにする上で重要な場所です。河川の整備にあたっては、グリーンインフラの視点から、瀬と淵、ワンド、河畔林等の現存する環境資源をできるだけ保全するなど、防災機能との調整を図りながら多自然川づくり※を促進します。

## 多自然川づくりのイメージ

### 多自然川づくりとは…

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

国土交通省「多自然川づくり基本指針」

### 多自然川づくりの例（二の沢川）



### ①—3 農地生態系ネットワークの創出

農地は減少傾向にあり、開発による生物の生息空間の縮小と孤立が懸念されています。産業との両立を図りながら、農業振興地域農用地と生産緑地地区・特定生産緑地地区の保全を図るとともに、身近な自然や緑の保全、市域東部の里山の保全、河川・水路の水辺の保全、ため池の多面的機能の回復、ビオトープづくりなどにより、農地生態系ネットワークの創出を図ります。

### ①—4 市民同士のネットワーク形成や団体間のネットワークの形成支援

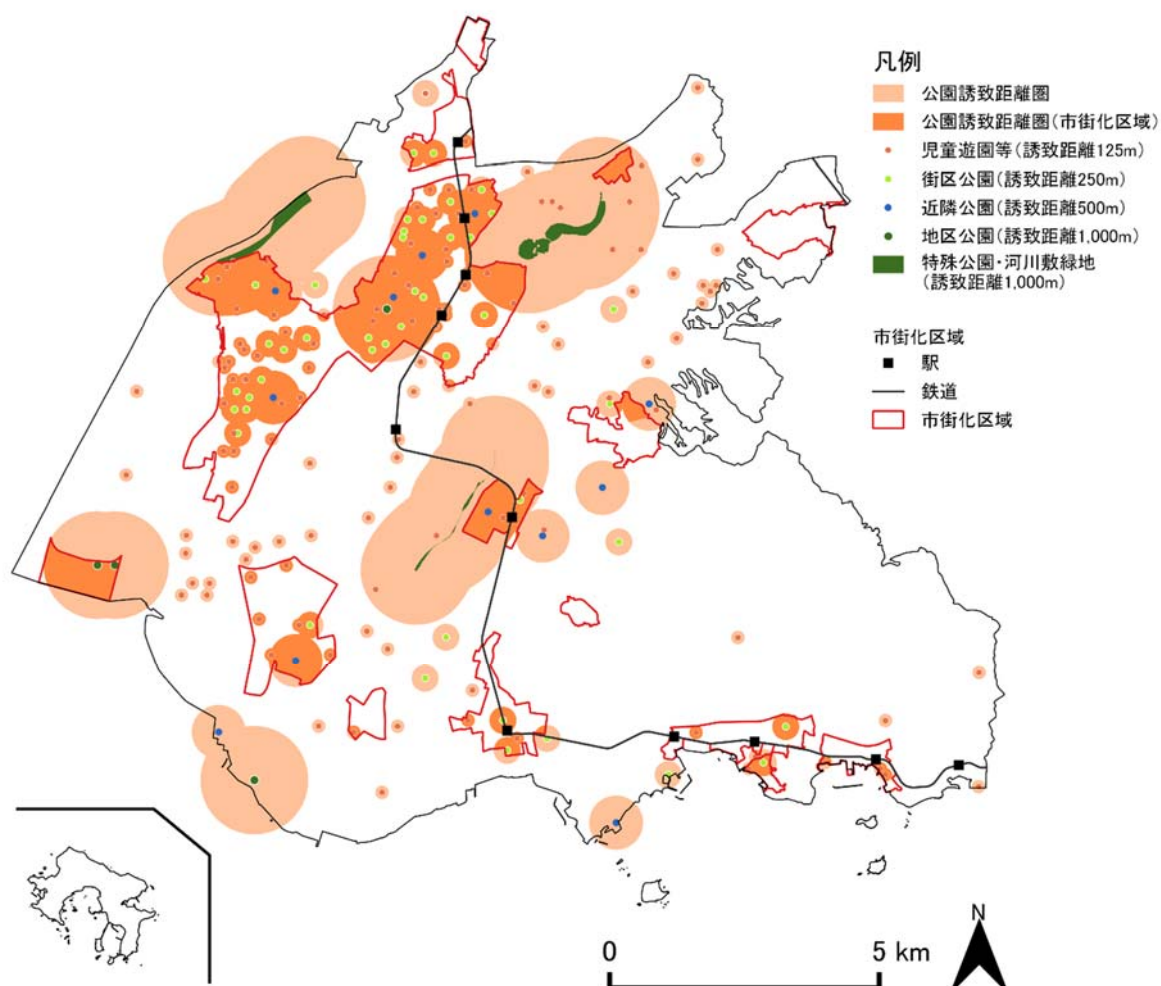
市民による緑のまちづくりは、市民同士の交流によるコミュニティ形成の役割も備えています。緑化を通じた地域活動は、日常的なコミュニケーションや困りごとに対する助け合い、災害時の自助・共助にもつながるきっかけにもなると考えられます。こうした水と緑をテーマにした人の輪のネットワーク形成に向け、支援していきます。

## ②公園・緑地・街路樹などの整備

### ②—1 身近な都市公園の不足地域への計画的な公園の整備・誘導

本市の市民一人当たりの都市公園面積は 5.08 m<sup>2</sup>/人、市街化区域における公園誘致距離圏カバー率は 51.5%(令和3年(2021年)3月31日現在)となっており、まだ十分ではありません。未開設の都市計画公園の整備の推進や、身近な公園不足地域について、まちづくり事業と連携しながら整備を推進します。また、借地公園の活用により、必要な公園を整備・誘導していきます。

公園誘致距離圏



公園緑地課

## ②—2 既存公園の再編・老朽化対策やニーズに応じた公園の整備・再整備

本市の公園の中には、開設から 50～60 年を経過し、老朽化しているものもあります。一方で、市民の高齢化に伴い、公園施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの必要性が高まっています。また、近年は SDGs の理念のもと、誰でも使いやすい遊具・施設などを備えた公園の考え方も普及しています。公園の更新に際しては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮するものとなります。

公園の整備や再整備においては、上記のような多様化するニーズに応じるため、地域住民とともにワークショップなどによって計画を作成します。ワークショップによる公園づくりは、公園に対する愛着がわき、市民共創の管理につながります。今後も新規に整備する公園や更新する公園については、ワークショップによる公園づくりを進めます。

また、公園については全体的な配置を踏まえながら、機能の偏りや不足の解消に努めます。具体的には、公園の整備・再整備における機能配置の検討に際して、周辺公園の状況を踏まえながら、機能転換や集約なども含めた検討を行います。

### 市民とともに整備計画を作成する際のワーキング（西山公園）



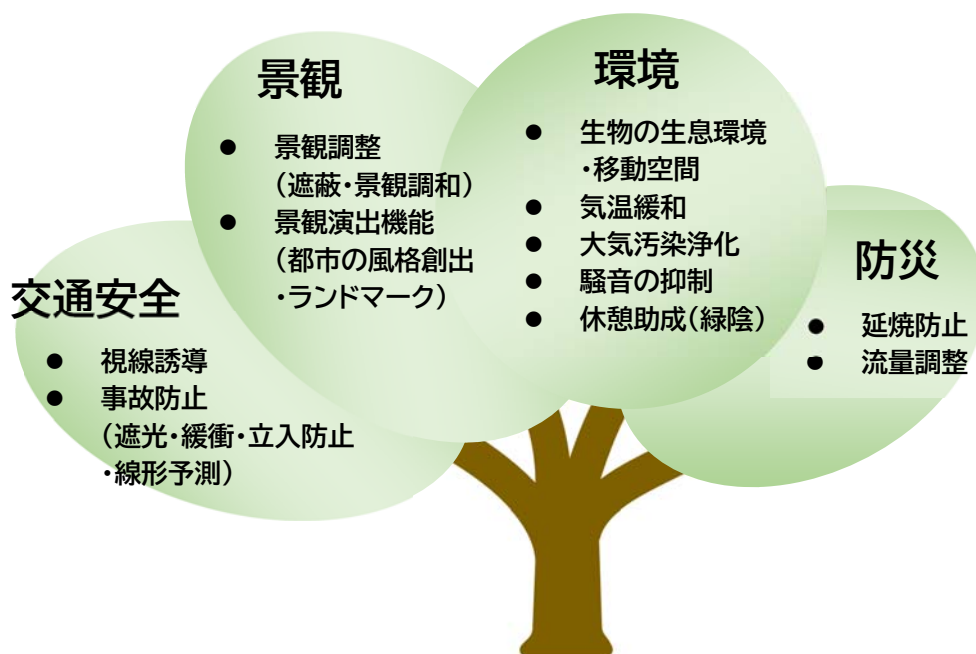
## ②—3 郊外における大規模公園の整備

親子で楽しめる公園整備事業は、人が緑とふれあい、緑豊かな自然を楽しむ憩いの場という位置づけで、八ツ面山公園と古川緑地を一体利用する公園整備事業です。整備済みであるバーベキュー場などの施設や、道の駅との連携を図り、基本計画のコンセプトや整備方針を踏まえ、八ツ面山の地形や自然特性を生かした整備を進めます。

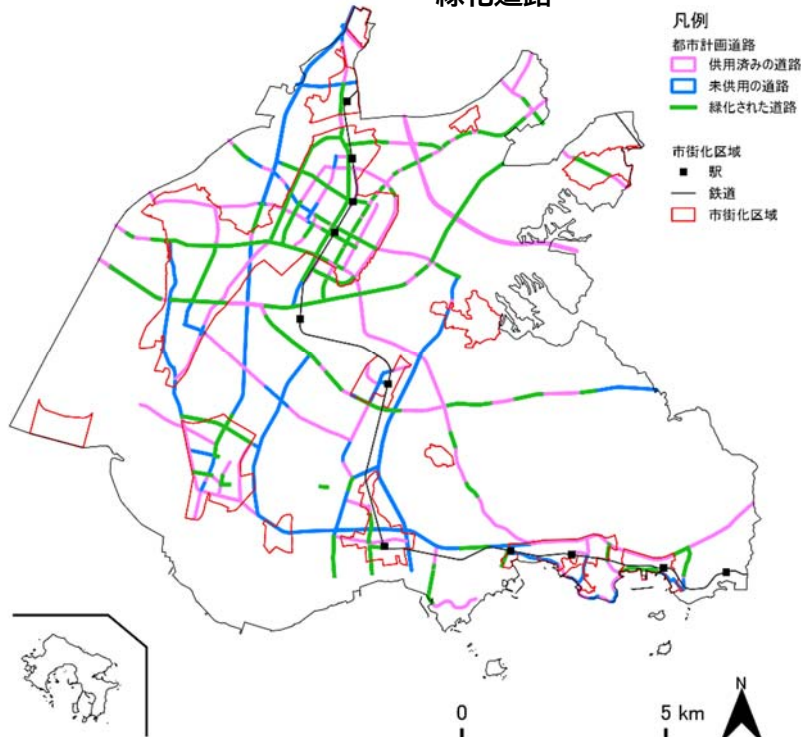
## ②—4 街路樹の整備

街路樹は、樹冠被覆による緑陰効果などでヒートアイランド抑制機能があり、重要なグリーンインフラの一つです。街路樹の整備にあたっては、樹木が健全に育ち、多面的な機能を発揮するために、樹種の特性を十分に理解し、地域の特性や市民の要望に見合った適切な樹種選択を行います。また、アダプトプログラムなど市民共創による街路樹・植栽周辺の維持管理を推進するとともに、適正な維持管理により良好な街路景観の創出を図ります。

### 街路樹の多面的機能



### 緑化道路





### ③その他公有地の緑化

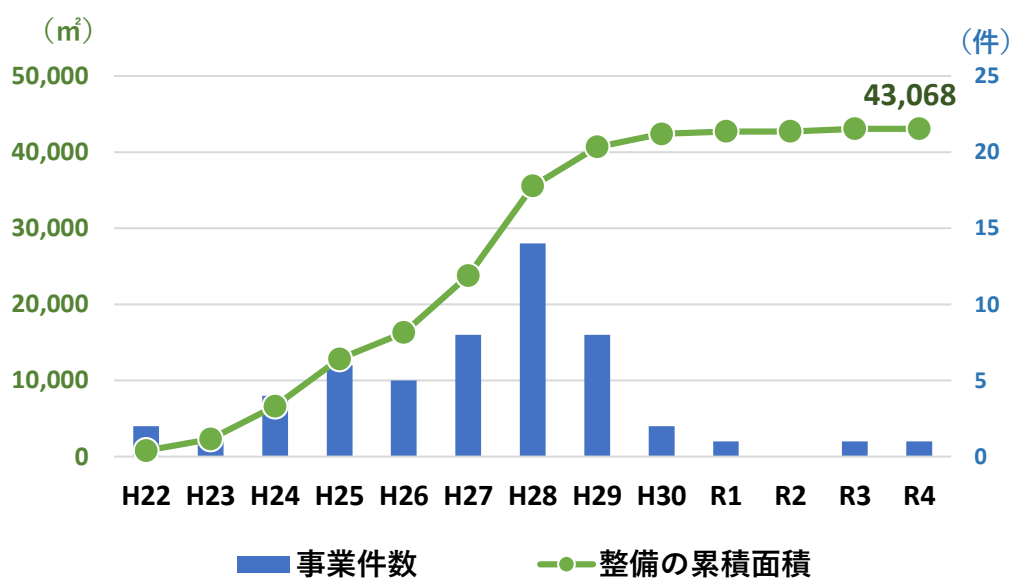
#### ③—1 公共施設の緑化推進

市役所や各支所、学校、図書館などをはじめとした公共施設については、その施設や敷地条件を踏まえた上で、芝生や壁面緑化、屋上緑化などの整備を推進します。多くの人を訪れる公共施設の緑化を推進することで、市街地において、視界に入りやすい緑の量を増やします。

園庭の芝生化（横須賀保育園）



市内の小中学校・幼稚園・保育園の芝生化の取組状況



## ④民有地の緑化

### ④—1 住宅地における緑化促進

住宅地については、緑地の整備や生垣・植栽などの設置について支援し、緑化を推進します。また、建築開発事業等指導要綱により民間開発時における緑化を促進しつつ、行政などが設置管理主体となる市民緑地契約制度や、民間が設置管理主体となる市民緑地認定制度の活用、補助制度である愛知県「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」などの活用により、既成住宅地における緑化を推進します。

合わせて、壁面緑化などを顕彰する緑のカーテンコンテストを継続するといった普及啓発に努め、市民の緑化の意欲向上を支えます。

#### 緑の街並み推進事業



#### ④—2 民間企業における緑化や環境貢献活動の取組促進

工場立地法に基づき、敷地面積 9,000 m<sup>2</sup>以上又は建築面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の特定工場については、緑地基準を定め、必要な緑化を誘導します。

合わせて、壁面緑化などを顕彰する緑のカーテンコンテストを継続するといった普及啓発に努め、企業の緑化の意欲向上を支えます。

##### 工場立地法に基づく緑化基準

<b>緑地面積率及び 環境施設面積率 (原則)</b>	敷地面積に対する緑地面積及び環境施設面積の割合 緑地面積率 20%以上 環境施設面積率 25%以上															
<b>緑地面積率等の 緩和</b>	下表の区域では、「西尾市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例」及び「西尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例」により、緑地面積率等の下限を下表のように緩和。 <table border="1" data-bbox="485 1055 1361 1420" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>緑地面積率</th> <th>環境施設面積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準工業地域</td> <td>10%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>工業及び工業専用地域</td> <td>5%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> <tr> <td>衣浦 14 号地</td> <td>5%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> <tr> <td>地区計画区域</td> <td>5%以上</td> <td>10%以上</td> </tr> </tbody> </table>	区域	緑地面積率	環境施設面積率	準工業地域	10%以上	15%以上	工業及び工業専用地域	5%以上	10%以上	衣浦 14 号地	5%以上	5%以上	地区計画区域	5%以上	10%以上
区域	緑地面積率	環境施設面積率														
準工業地域	10%以上	15%以上														
工業及び工業専用地域	5%以上	10%以上														
衣浦 14 号地	5%以上	5%以上														
地区計画区域	5%以上	10%以上														

## ⑤ 緑を活かした良好な景観の形成

### ⑤—1 主要公共交通施設周辺の緑化

西尾駅をはじめとした各駅周辺は市の玄関口となり、市役所や各支所周辺の市街地の中心部には、多くの市民や来訪者が訪れます。このため、観光の起点となる都市景観上重要な駅、渡船場、公共施設における壁面・屋上緑化などによる良好な都市景観の創出を図り、市民とともに観光客を迎え入れる「おもてなしの緑」を育てます。

#### 交通結節点の緑化（西尾駅）



### ⑤—2 街路樹による景観軸の形成

新たに整備する街路樹については、植栽する箇所ごとに、場所性に応じた適切な機能を有する樹種を選定し、整備します。本市や旧町での象徴となる樹種や、空間的な連続性の視点、生態系や道路及び周辺環境などに配慮しながら、適切な樹種により統一感のある街路樹の景観軸を形成します。

### ⑤—3 親水空間の形成

水辺周辺について、親しみのある景観形成を図ります。矢作川では、堤防天端は桜並木の遊歩道、高水敷は親水空間として一体的な水と緑のオープンスペースを整備されており、その活用を推進します。また、二の沢川の歴史公園周辺は、水辺プラザ事業により、生物多様性に配慮した構造の河川整備と親水空間の整備を推進し、市民共創によって川沿いの遊歩道の良好な景観を創出します。

### (3) 緑を「活かす」ための施策

#### 緑を「活かす」ための施策一覧

① 公共空間の 緑の多面的機能の活用	①—1 環境学習活動での活用 ①—2 防災活動での活用 ①—3 地域と共創での パークマネジメントの促進 ①—4 オープンスペースの活用促進
② 農地・里山などの活用促進	②—1 市民農園の整備、 学校農園としての活用 ②—2 遊休地化した農地の活用 ②—3 地域性を象徴する農業景観の活用 ②—4 里山の活用方策の検討
③ 特徴ある 自然を生かした観光地形成	③—1 眺望点における良好な景観スポットの整備 ③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進



## ①公共空間の緑の多面的機能の活用

### ①—1 環境学習活動での活用

西尾いきものふれあいの里は、身近な里山の自然にふれることができる場として、ネイチャーセンターやビオトープガーデン、自然観察路、トンボの里、チョウの小径などが整備されており、観察会や体験学習会など環境学習活動が実施されています。平原ゲンジホテルの里も同様に、ホテル祭りを開催するなど、人々が自然に親しめる場の提供を図っていきます。なお、同施設については木製構造物の劣化が進んでおり、施設の安全を確保できないことから、エリアの見直しを含め検討します。

また、佐久島では、大島公園を環境学習の場として安全に学習できるよう整備を図ります。

八ツ面山公園周辺では、地域住民や企業による間伐や植樹活動、地元小学校による総合学習が行われています。

今後も、このような自然とのふれあいの場の創出を図ります。

### ①—2 防災活動での活用

市内では、愛知こどもの国が地域防災活動拠点に、西尾公園総合グラウンド・一色海浜公園・横須賀公園・緑ヶ崎野球場が地区防災活動拠点に指定されており、防災活動拠点として必要な機能を引き続き維持します。

身近な公園緑地は、災害時の一時的な避難場所となり、平常時には、地域の避難訓練の場としての活用を図ります。都市計画道路における緑化を引き続き推進し、安全な避難空間の確保に努めます。

### ①—3 地域と共創でのパークマネジメントの促進

地域主体による公園の維持管理・利活用を促進します。地域の自主的な公園の維持管理活動に加え、各地域のニーズに応じて自主的に公園のルールをつくることを認め、公園緑地における管理・活用について、地域移行を図ります。具体的な取組の要望が挙げられた地域・公園については、市民・地域とともに協議・検討しながら、共創での維持管理及び活用の取組を推進します。

### ①—4 オープンスペースの活用促進

西尾駅周辺の駅前広場など、大規模なオープンスペースは、多くの市民や観光客が訪れる場所です。こうした立地特性を持つ大きな緑について、市民や事業者と連携しながらイベントを積極的に展開し、まちのにぎわい創出を図ります。とくに中心市街地である西尾駅周辺においては、まちなかにおけるにぎわい創出を図る事業者や各種団体を「まちなかにぎわいパートナー」として登録する制度の活用を推進し、市民や事業者、団体の積極的なオープンスペースの活用を促進します。

## ②農地・里山などの活用促進

### ②—1 市民農園の整備、学校農園としての活用

市民農園については、農地の保全、高齢者などの余暇活用、農作業を通じた安らぎ、癒しの効果や健康増進効果など、様々な効果があることから、今後も市民農園の活用を図ります。

#### ■西尾市の市民農園

市が開設	善明市民農園	47 区画（1 区画 30 m <sup>2</sup> ）
	丁田市民農園	18 区画（1 区画 30 m <sup>2</sup> ）
NPO が開設	寄近楽農園	30 区画（1 区画 18 m <sup>2</sup> ）

### ②—2 遊休地化した農地の活用

本市は、食糧・農業と健康を守る西尾の会と協力し、環境保全型農業の推進に取り組みます。具体的には、地域の景観形成に寄与しつつ、資源循環が可能なバイオマス資源である菜の花の作付や、搾油などの活動を支援することで、持続的に発展可能な循環型社会の形成を推進しています。

### ②—3 地域性を象徴する農業景観の活用

本市は日本有数の抹茶の生産地であり、その茶畑を背景とした稻荷山茶園公園を景観スポットとして、維持管理していきます。また、バラをはじめとした花き作物の景観についても発信し、交流人口の拡大や、観光面での活用を図ります。

### ②—4 里山の活用方策の検討

里山は生活様式の変化に伴い、人間社会において里山への需要は大きく減りましたが、現在も生物多様性の保全や景観形成などにおいて、重要な役割を担っています。里山の荒廃を防ぐために、里山所有者をはじめとする市民や地域、企業などとの共創により、資源活用の視点から、間伐や竹林整備・活用などを進めていく方策を検討し、循環型社会の再構築を図ります。

### ③特徴ある自然を活かした観光地形成

#### ③—1 眺望点における良好な景観スポットの整備

市域東部に広がる丘陵地の展望スペースや愛知こどもの国、八ツ面山公園、三ヶ根山は優れた眺望点となっており、周辺の緑の維持管理と視界の確保を図ります。みどり川や一色排水路は、桜のスポットとして良好な景観を有しており、景観の保全を図ります。

#### ③—2 地場産業を活用した緑づくりの推進

本市は日本で有数の花き生産地であり、観葉植物、バラ、洋ラン、カーネーション、キク、洋花、鉢花、和物の8種類の代表的なものがあります。

住宅や事務所・工場などの道路側の窓辺や庭、空地を中心に、地場産業のバラやカーネーションなどを植栽し、「憩の農園」など既存の観光資源と一体となって、地域全体がおもてなしの場となるように努めます。

## (4) 緑を「伝える」ための施策

### 緑を「伝える」ための施策一覧

① 緑のまちづくりに対する  
意識啓発などの取組

①—1 緑化イベントの  
継続的な開催と新規開拓

①—2 ICT の活用

①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

①—4 市民共創での環境学習活動実施や  
学校での環境学習プログラムの推進

①—5 食育啓発による地産地消の推進

② 緑のまちづくりを進める  
手法の周知

②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

②—2 緑化支援に関する制度などの  
活用についての啓発



## ①緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組

### ①—1 緑化イベントの継続的な開催と新規開拓

市民と行政の共創により緑化イベントを開催し、緑のまちづくりの重要性や成果を PR する場をつくれます。緑化イベントは、以下のように各種開催されており、これらの維持と充実、新規緑化イベントの開拓を図ります。

#### 【春の西尾バラ展（道の駅にしお岡ノ山）】

毎年、西尾バラ会と西尾市観光協会の主催による「春の西尾バラ展」が開催されており、バラの品評会や品種展示、バラの苗木・切り花の即売、バラの相談会などが行われます。



#### 【西尾市憩の農園】

西尾市憩の農園では、春の植木祭りなど様々な緑化イベントが開催されています。



#### 【西尾市抹茶街道ウォーキング】

稲荷山茶園公園周辺では「西尾市抹茶街道ウォーキング」というイベントが開催され、お茶摘み体験や野点、工場見学などが行われています。



## ①—2 ICTの活用

豊かな自然環境や歴史環境を有する本市の魅力を、市民のみならず、県民など広域的な人々に楽しんでもらえるよう、緑に関するイベントやレクリエーションを実施します。その周知にあたっては、市のホームページや SNS などを活用し、情報発信を充実します。

また、インフラ全般に対する機能とも合わせて、市民が危険箇所や修繕すべき箇所を知らせることができたり、緑に関するイベント情報などを受け取ったりすることができるアプリなどのツールの活用を検討します。

## ①—3 学校現場での緑のまちづくりの推進

本市では、保育園・幼稚園園庭芝生化事業により、園児達が裸足で走り回ることのできる快適で安全な保育環境の実現を図るとともに、砂塵の飛散防止・夏季の気温上昇防止・園庭の排水性及び景観の向上などに資するものとして、環境に優しい保育施設の整備を目指しており、その継続を図ります。

また、小学校の一部においても、校庭の芝生化が行われているほか、花壇づくりやその維持管理が行われており、都市環境や景観の向上に資するこれらの活動の継続と充実を図ります。愛知県の野生生物保護モデル校である室場小学校では、地域と連携したまちづくり活動や、生物調査などを実施します。野生生物保護モデル校のように、教育現場において緑と親しむ機会をつくることで、緑のまちづくりに対する意識の高い市民の育成を図ります。

## ①—4 市民共創での環境学習活動実施や学校での環境学習プログラムの推進

環境学習の拠点である「西尾いきものふれあいの里」では、里山散策、稲作体験、水辺観察、きのこ観察、親子観察会、竹林整備などが行われています。また、干潟・浅場や藻場を守ることへの理解を深めてもらうため、西三河南部生態系ネットワーク協議会が中心となり、環境学習を兼ねた保全活動体験を行っています。このような官民が連携した環境学習活動を推進します。

また、第2次西尾市環境基本計画と連携し、環境教育リーダーの養成や、学校教育におけるESDの視点導入など、行政主導による人材育成を推進します。

## ①—5 食育啓発による地産地消の推進

本市は、抹茶やウナギは全国有数の生産量を誇り、地域ブランドとして確立されているほか、米・麦のほか豚肉、イチゴやキュウリなどの農畜産物が生産され、のり、アサリをはじめとする多種にわたる魚介類が水揚げされるなど、豊富な地域食材を有したまちです。

これらの資源は、市の緑の環境を基盤とするものであるため、第4次西尾市食育推進計画と連携し、学校給食をはじめとした地産地消を推進・啓発し、地場産業の振興を図ります。

## ②緑のまちづくりを進める手法の周知

### ②—1 市民の緑化技術の向上に向けた支援

西尾市生涯学習講座では、家庭菜園などにおける病害虫対策や剪定などの技術に関する講座が設けられているほか、「春の西尾バラ展」(道の駅開催)では、バラの育て方に関する相談会が開催されています。このような緑を育てる講習会などの継続と充実を図ります。

## ②—2 緑化支援に関する制度などの活用についての啓発

本市の緑化支援制度としては、平成4年(1992年)3月から西尾市緑化推進基金を積み立て、西尾市緑化推進条例による保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱により、補助を行っています。

また、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業として、西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱を定め、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置、市民参加緑づくりへの補助を行っています。

こうした補助制度や、市民緑地認定制度や借地公園制度、緑地協定制制度など普及啓発に努め、民地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進していきます。

### ■緑化支援制度

名称	概要	備考
西尾市緑化推進基金	平成4年(1992年)3月から西尾市緑化推進基金を積み立て	—
西尾市緑化推進条例	保存樹木及び保存樹林の補助金交付要綱	保存樹木及び保存樹林の指定が必要
西尾市都市緑化推進事業補助金交付要綱	①緑の街並み推進事業 屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置 ②市民参加緑づくり事業 工事費、役務費、講師派遣費など	「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業
西尾市借地公園設置要綱	民間が無償で土地を貸与し、行政が公園を整備する場合、税制優遇措置	原則、市街化区域内に限られる
市民緑地契約制度	行政が土地の所有者と契約し、市民緑地を設置する場合、当該土地について税制優遇措置	都市計画区域内に限られる
市民緑地認定制度	民間が地域住民の利用に供する目的で緑地を設置・管理する場合、税制優遇措置	緑化地域又は緑化重点地区内に限られる 優遇措置は期間限定
緑地協定制制度	土地所有者などの合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結	協定締結後に土地の所有者となった場合も適用

## 第6章 緑化重点地区

### 6-1 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号の規定に基づき定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」です。緑化重点地区においては、都市公園の整備や公共公益施設の緑化、民有地緑化に対する助成など行政によるコントロールのほか、地区計画などの区域における緑化率規制や市民緑地設置管理計画の認定、緑地協定及び市民緑地契約の締結など、地域の状況に応じて官民連携での取組を積極的に推進していくことが考えられます。

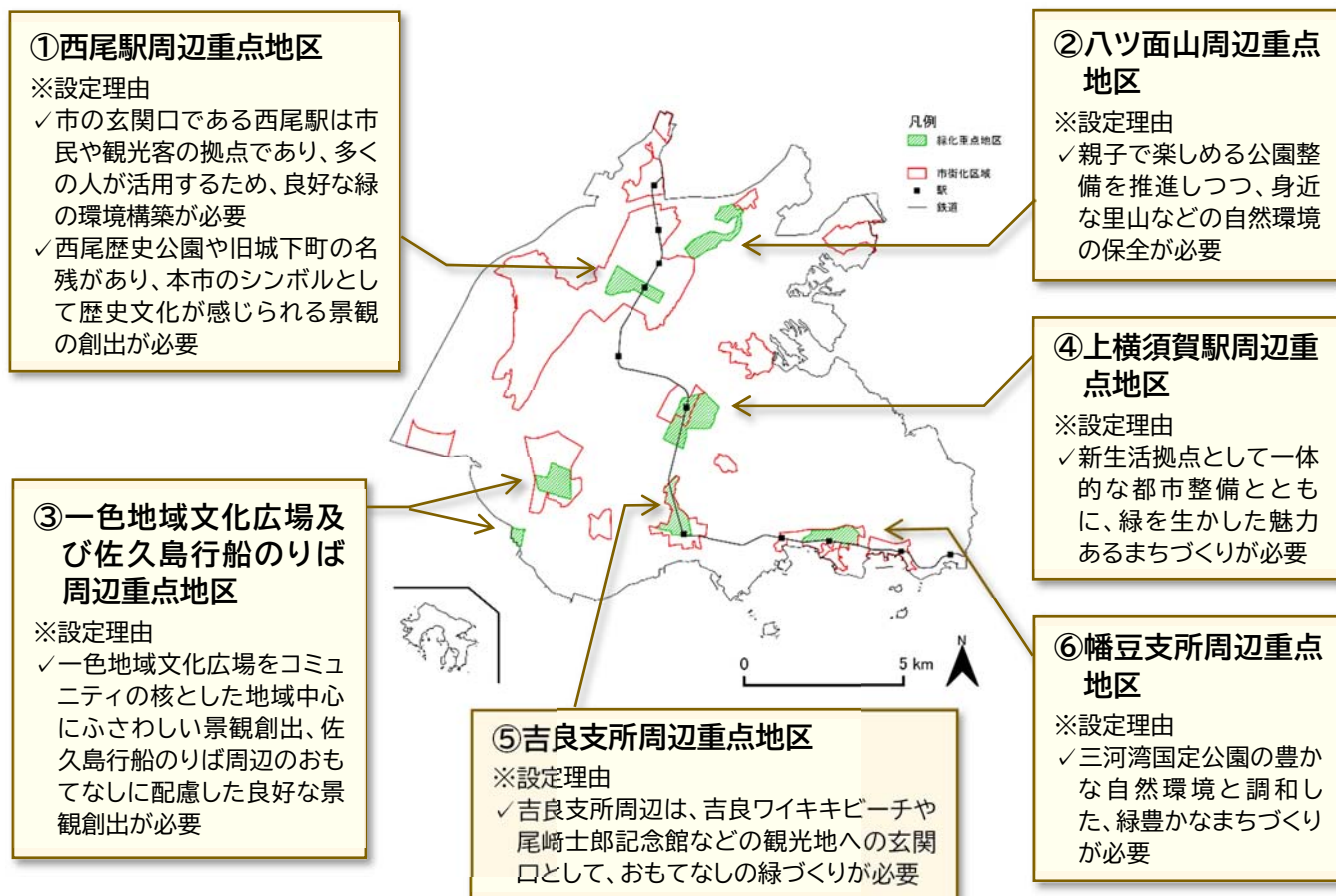
地区の設定については、都市緑地法運用指針により、以下に示す条件を参考に設定します。

#### 緑化重点地区の設定条件

- 駅前などの都市のシンボルとなる地区
- 緑の少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- 緑化の推進に関し、住民意識が高い地区 など

参考：緑の基本計画ハンドブック（令和3年度改訂版）

#### 6つの緑化重点地区





## 6-2 緑化重点地区の計画

### (1)西尾駅周辺 重点地区

#### ①地区の概要

本地区は、西尾駅周辺から西尾市歴史公園や市役所までを含み、旧西尾市域の中心となる場所で、市全体においてもシンボルとなる地区です。

地区面積	約 90ha
地区に含まれる 主な施設	西尾市役所、西尾駅、西尾市歴史公園、西尾公園、西尾市文化会館、 みどり川（北浜川） など

#### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 本市は、三河の小京都と呼ばれる静かで落ち着いた旧城下町で、西尾市歴史公園には本丸丑寅櫓などの歴史的施設が緑に囲まれ、風情のあるたたずまいをみせています。</li><li>● 本市の中心商業地である西尾駅周辺を中心に、西に西尾市歴史公園や西尾公園、西尾市文化会館などが集積し、東には西尾市役所が立地しています。</li><li>● 西尾駅周辺は、新しい建物による都市的な景観を呈し、西尾市歴史公園周辺は対照的に、歴史的な景観を呈しています。</li><li>● 都市計画道路碧南西尾線は大名行列・獅子舞・神輿が、市街地一帯を練り歩く西尾祇園祭の主要ルートとなっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 近代的な雰囲気西尾駅・市役所周辺と、歴史的な雰囲気西尾市歴史公園周辺を結ぶ東西の歩行者軸は、本市の顔として、歴史文化が感じられるおもてなしの緑づくりを行う必要があります。</li><li>➤ 西尾駅や、みどり川（北浜川）の桜並木、西尾市歴史公園などの点在する緑があります。花や街路樹、建替えに合わせた生垣などの整備といった民有地の緑化により、花と緑の回廊を形成する必要があります。</li><li>➤ 西尾市歴史公園などの公共施設緑地や西尾小学校のビオトープなどは、二の沢川の多自然川づくりや街路樹でつなぎ、都市の生態系の保全に配慮したまちづくりを目指す必要があります。</li></ul>

#### ③地区の緑化方針

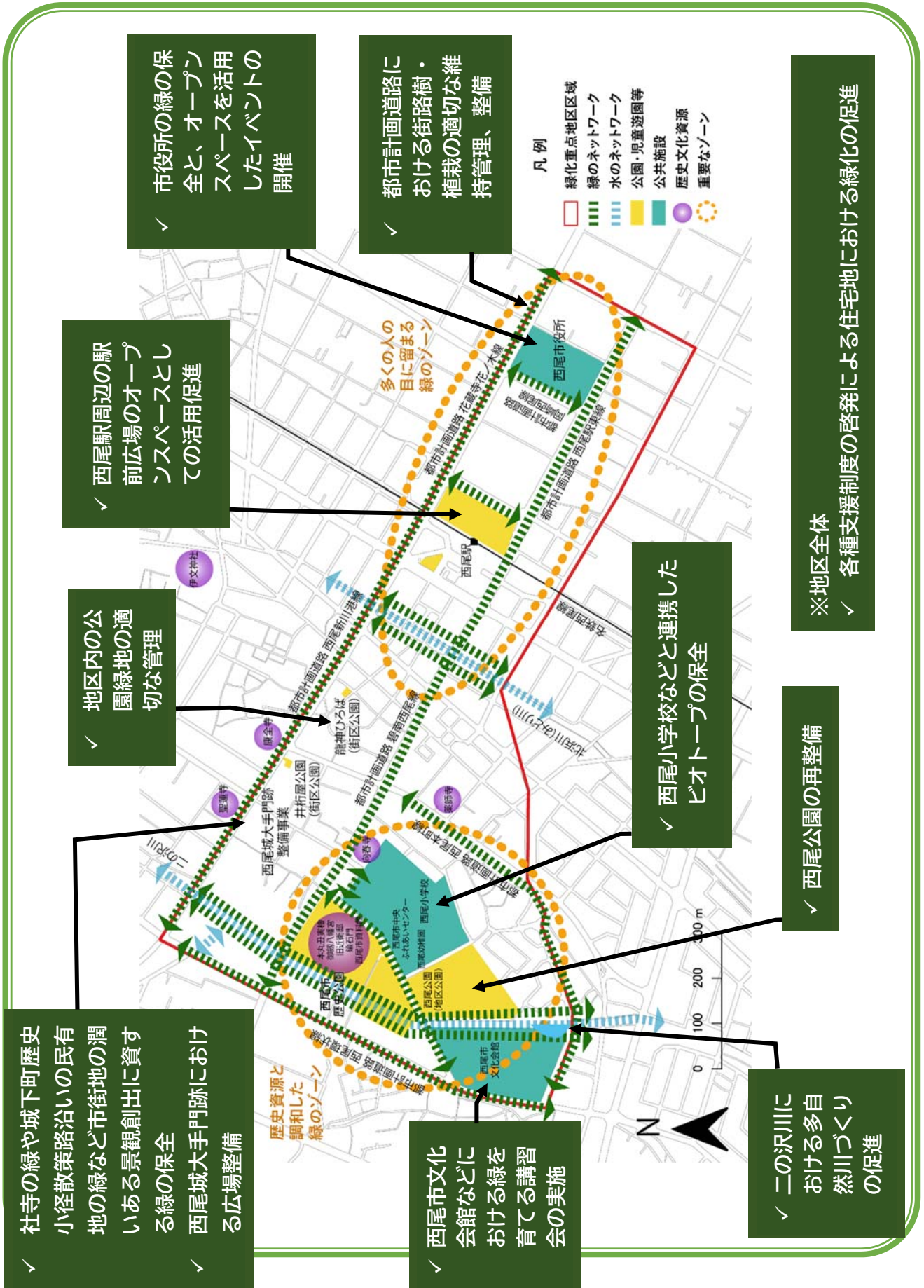
### 市の歴史や文化を感じる おもてなしの緑のまちづくり

- ✓ 西尾駅周辺地区は、周辺地域及び市を代表するエリアであり、西尾らしさを感じられる空間として緑の環境を誘導していきます。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社寺の緑や城下町歴史小径散策路沿いの民有地の緑など市街地の潤いある景観創出に資する緑の保全</li> <li>● 西尾市歴史公園及びその周辺は、歴史まちづくりと観光に配慮した緑づくりを推進。とくに西尾城大手門跡においては、西尾市歴史公園への進入路として広場整備を実施</li> <li>● 井桁屋公園をはじめとした地区内の公園緑地の適切な管理</li> <li>● 二酸化炭素削減やヒートアイランド現象緩和など、都市環境の改善を目指し緑化された市役所の緑の保全</li> <li>● 都市計画道路西尾駅東線などにおける街路樹・植栽の適切な管理</li> <li>● 西尾小学校などと連携したビオトープの保全などの生態系の保全・再生</li> </ul>	<p>守る⑤-1</p> <p>守る⑤-1</p> <p>守る⑥-1</p> <p>守る⑥-1</p> <p>守る⑥-2</p> <p>守る⑦-1</p>
つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画道路碧南西尾線などにおける街路樹・植栽の整備</li> <li>● 二の沢川における多自然川づくりの促進</li> <li>● 西尾公園の再整備</li> <li>● 各種支援制度の啓発による住宅地における緑化の促進</li> <li>● 水辺プラザ事業により、親水性のある散策路や護岸、休憩施設などの整備</li> </ul>	<p>つくる①-1</p> <p>つくる①-2</p> <p>つくる②-2</p> <p>つくる④-1</p> <p>つくる⑤-3</p>
活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西尾市歴史公園に隣接する西尾小学校のビオトープ（錦の森）は、四季を感じられる空間として保全</li> <li>● 西尾駅周辺の駅前広場のオープンスペースとしての活用促進</li> </ul>	<p>活かす①-1</p> <p>活かす①-4</p>
伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所前などのオープンスペースを活用したイベントの開催</li> <li>● 西尾小学校と連携した普及啓発の取組の継続</li> <li>● 西尾市文化会館などにおける緑を育てる講習会の実施</li> </ul>	<p>伝える①-1</p> <p>伝える①-3</p> <p>伝える②-1</p>

⑤緑化方針図



## (2)ハツ面山周辺 重点地区

### ①地区の概要

本地区は、里山や河川沿いの樹林などの自然が残り、市民にとって象徴的である緑の拠点を形成している地区です。

地区面積	約 100ha
地区に含まれる 主な施設	ハツ面山公園、古川緑地（親子で楽しめる公園）、西尾市スポーツ公園、道の駅にしお岡ノ山 など

### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● ハツ面山公園、古川緑地、西尾市スポーツ公園は、本市の緑の拠点です。</li><li>● ハツ面山公園やその周辺は、市街地に近い貴重で身近な里山であるとともに、地元の小学校や地域、企業により清掃活動や間伐、植樹活動が行われています。</li><li>● ハツ面山公園や古川緑地、道の駅にしお岡ノ山周辺は、親子で楽しめる公園の整備が進められており、地場産品の買い物や休憩などのレクリエーションの場となっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 矢作古川は豊かな自然環境を有しており、その保全を図るとともに、散策路など自然と調和したふれあいの場の整備を行う必要があります。</li><li>➤ 西尾市スポーツ公園は体育館が供用されていますが、今後の未供用区域の整備にあたっては、現況の良好な自然環境へ配慮する必要があります。</li></ul>

### ③地区の緑化方針

#### 市民にとって身近な自然とのふれあい空間づくり

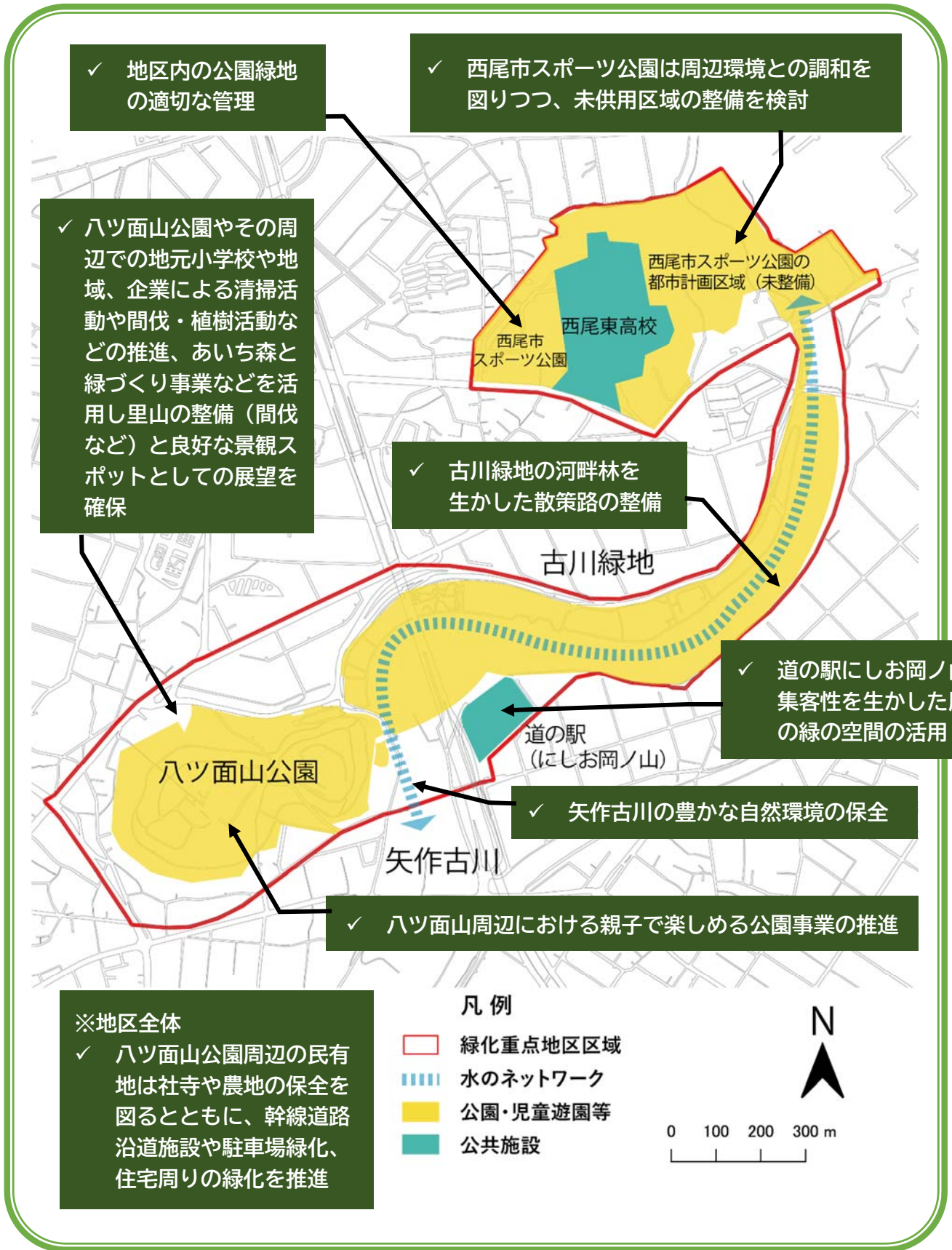
- ✓ ハツ面山は市街地の近くに存在する里山として、貴重な緑であり、市民が自然と触れ合う身近な空間として環境を整えていきます。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	● 八ツ面山公園やその周辺での地元小学校や地域、企業による清掃活動や間伐・植樹活動などの推進	守る①-2
	● 矢作古川の豊かな自然環境の保全	守る③-1
	● 八ツ面山公園、西尾市スポーツ公園の既設エリアの植栽・施設などの適切な管理	守る⑥-1
つくる	● 八ツ面山周辺における親子で楽しめる公園事業の推進	つくる②-3
	● 古川緑地の河畔林を活かした散策路の整備	つくる②-3
	● 西尾市スポーツ公園は周辺環境との調和を図りつつ、未供用区域の整備を検討	つくる②-3
	● 八ツ面山公園周辺の民有地は社寺や農地の保全を図るとともに、幹線道路沿道施設や駐車場緑化、住宅周りの緑化を推進	つくる④-1
活かす	● 八ツ面山公園は、あいち森と緑づくり事業などを活用し里山の整備（間伐など）と良好な景観スポットとしての展望を確保	活かす③-1
	● 道の駅にしお岡ノ山の集客性を活かした周辺の緑の空間の活用	活かす③-2
伝える	● 地域の小学校などと連携した八ツ面山の植樹活動、総合学習の実施	伝える①-3



⑤緑化方針図





### (3)一色地域文化広場及び佐久島行船のりば周辺 重点地区

#### ①地区の概要

本地区は、一色地区の中心地区となる場所で、佐久島行きの船のりば付近は観光客でもにぎわう地区です。

地区面積	約 100ha 一色地域文化広場周辺 約 84ha 佐久島行船のりば周辺 約 16ha
地区に含まれる 主な施設	一色支所、一色地域文化広場、諏訪神社、一色排水路の桜並木、佐久島行船のりば、一色さかな広場 など

#### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本地区は、一色支所、一色地域文化広場などの主要な公共施設があるほか、銀座通り商店街や三河一色駅跡地西側の駅前商店街など商業系ゾーンが配置されています。</li> <li>● 諏訪神社は、長い歴史を持つ大提灯祭りが行われるほか、地域住民の憩いの場となっています。また周辺に社寺が点在しています。</li> <li>● 中央部を南北に流れる一色排水路沿いには、桜並木が形成され、緑のネットワークの一環を構成しています。</li> <li>● 佐久島行船のりば周辺は、佐久島を訪れる観光客の経路地であり、一色さかな広場など観光施設の集積する地区となっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一色支所、一色地域文化広場、諏訪神社などの緑の拠点をネットワークで連絡し、一色地区の中心となる空間を形成する必要があります。</li> <li>➤ 一色排水路の桜並木の保全を図るとともに、空地を活用した沿道緑化を推進し、良好な都市景観の創出を図ることが必要です。</li> <li>➤ 地区全体の民有地の緑化推進による都市景観の創出を図る必要があります。</li> <li>➤ 佐久島行船のりば周辺は佐久島観光の玄関口であり、おもてなしの緑づくりを行う必要があります。</li> </ul>

#### ③地区の緑化方針

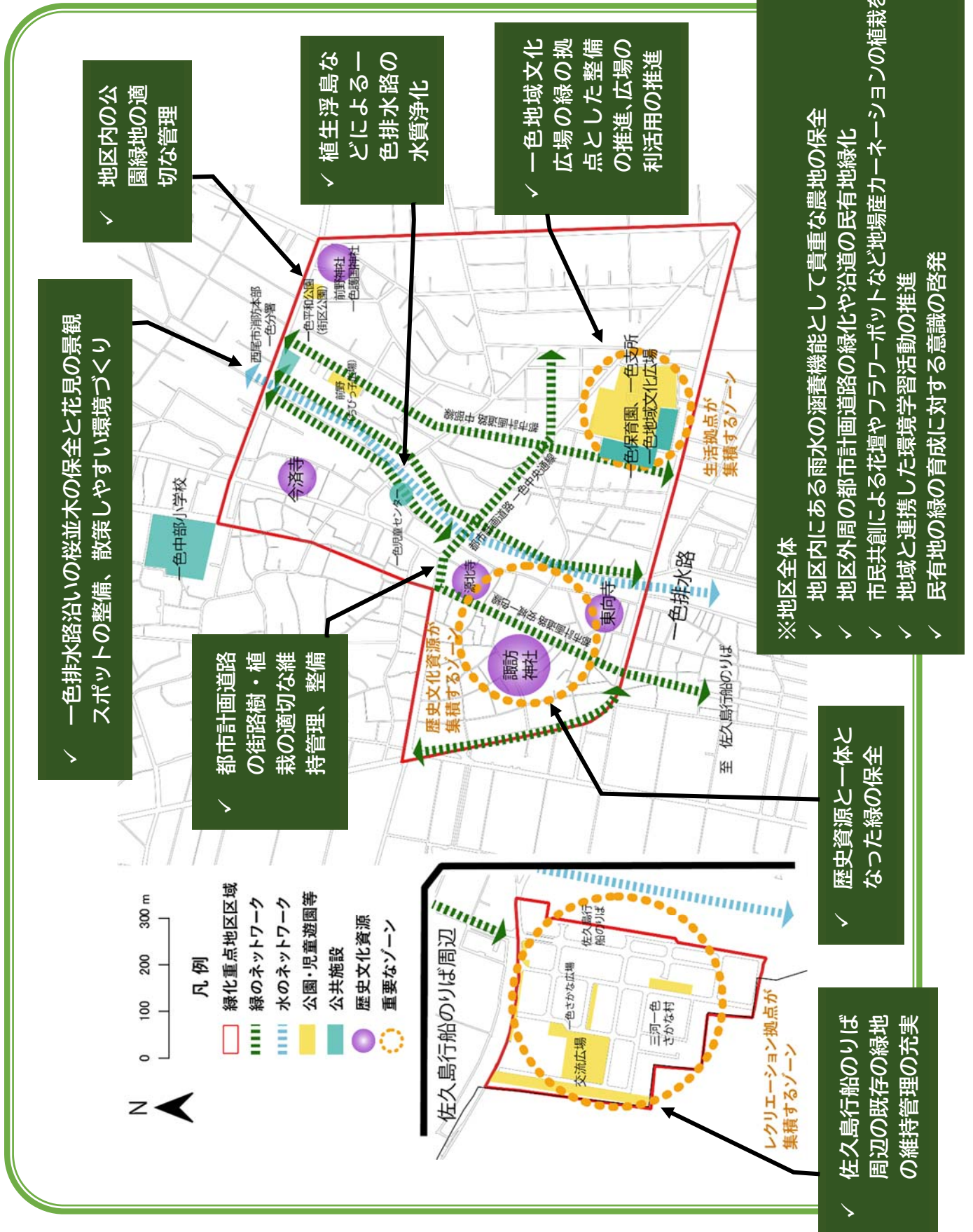
### 多くの人を癒す 豊かな緑の空間づくり

- ✓ 一色支所や船のりばを中心とした本地区は、地域住民や観光客が緑を目にするエリアであり、訪れる人を癒す緑の空間形成を図ります。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	● 植生浮島などによる一色排水路の水質浄化	守る③-1
	● 地区内にある雨水の涵養機能として貴重な農地の保全	守る④-2
	● 大提灯祭りの行われる諏訪神社などの社寺の緑の保全	守る⑤-1
	● 一色地域文化広場をはじめとした地区内の公園緑地の適切な管理	守る⑥-1
	● 佐久島行船のりば周辺の既存の緑地の維持管理の充実	守る⑥-1
	● 都市計画道路中部線などの街路樹・植栽の適切な管理	守る⑥-2
	● 一色排水路沿いの桜並木の保全	守る⑥-2
つくる	● 一色排水路沿いの散策しやすい環境づくり、花見の景観スポットの整備	つくる①-1 つくる⑤-2
	● 一色地域文化広場の緑の拠点としての整備の推進	つくる③-1
	● 一色支所、一色地域文化広場、諏訪神社周辺や歩行者軸を中心に民有地緑化を推進	つくる④-1
	● 地区外周の都市計画道路の緑化や沿道の民有地緑化	つくる⑤-2
活かす	● 都市計画道路中部線沿道の公共用地や民有地において市民共創による花壇やフラワーポットなど地場産カーネーションの植栽を推進	活かす①-3
	● 平常時やイベント時の利用と避難訓練など災害時を想定した広場の利活用の推進	活かす①-4
伝える	● 一色地域文化広場などを活用した緑化イベントの開催	伝える①-1
	● 地域と連携した環境学習活動の推進	伝える①-4
	● 一色支所を拠点とした民有地の緑の育成に対する意識の啓発	伝える①-1

⑤緑化方針図



## (4)上横須賀駅周辺 重点地区

### ①地区の概要

本地区は、上横須賀駅を中心とした市街地周辺であり、新生活拠点として、面的な都市整備が今後予定されています。

地区面積	約 188ha
地区に含まれる 主な施設	上横須賀駅、横須賀小学校、横須賀公園、横須賀ふれあいセンター、 春日神社、宝泉寺、小牧陣屋跡、コミュニティ公園 など

### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 上横須賀駅周辺は、にしお未来創造ビジョンや都市計画マスタープランなどにおいて、生活の場として新たな機能を拡充する拠点として位置づけられています。</li><li>● 駅の西側を中心に住宅地、東側には農地が広がり、社寺、横須賀公園があります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 新生活拠点として、魅力ある、緑の環境形成を図る必要があります。</li><li>➤ 既存市街地においても、引き続き良好な緑を維持し、地区全体として質の高い緑のまちづくりを推進する必要があります。</li></ul>

### ③地区の緑化方針

#### まちの新たな顔として質の高い緑の環境づくり

- ✓ 戦略的な都市づくりが図られる地域において、新生活拠点にふさわしい質の高い緑の環境づくりを推進します。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	● 春日神社、宝泉寺、小牧陣屋跡など歴史資源と一体となった緑の保全	守る⑤-1
	● 横須賀公園など地区内の公園緑地の適切な管理	守る⑥-1
	● 都市計画道路衣浦蒲郡線の街路樹・植栽の適切な管理	守る⑥-2
つくる	● コミュニティ公園の再整備	つくる②-2
	● 新生活拠点として市の象徴となる施設の整備検討	つくる②-2
	● 既存住宅地における緑化の推進	つくる④-1
	● 上横須賀駅周辺におけるロータリーの整備	つくる⑤-1
活かす	● 横須賀公園など地区内の公園について地域活動の場としての活用を促進	活かす①-3 活かす①-4
伝える	● 市街化区域の拡大と新たな都市機能の導入についての協議の場における緑化の啓発	伝える②-2



⑤緑化方針図





## (5)吉良支所周辺 重点地区

### ①地区の概要

本地区は、旧吉良町の中心となる場所で、周辺には、吉良図書館や尾崎士郎記念館などが配置されています。

地区面積	約 80ha
地区に含まれる 主な施設	吉良支所、吉良吉田駅、吉田公園、吉良図書館、尾崎士郎記念館、旧糟谷邸 など

### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地区の中央北側に、吉良図書館や尾崎士郎記念館、県指定文化財となっている旧糟谷邸などの、文化施設の集積したゾーンがあります。</li><li>● 南部には、吉良吉田駅があり、その周辺及び都市計画道路吉田中央線沿いは商業系ゾーンとなっています。</li><li>● 駅周辺は都市計画道路吉田中央線及び都市計画道路吉田駅前線が歩行者軸となっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 吉良支所や西尾市きら市民交流センター、吉良図書館などの公共施設は、地区の中心施設として緑化を推進する必要があります。</li><li>➤ 観光資源である尾崎士郎記念館、旧糟谷邸や吉良ワイキキビーチ、吉良温泉街などの観光の玄関口となる吉良吉田駅前の緑化を推進する必要があります。</li></ul>

### ③地区の緑化方針

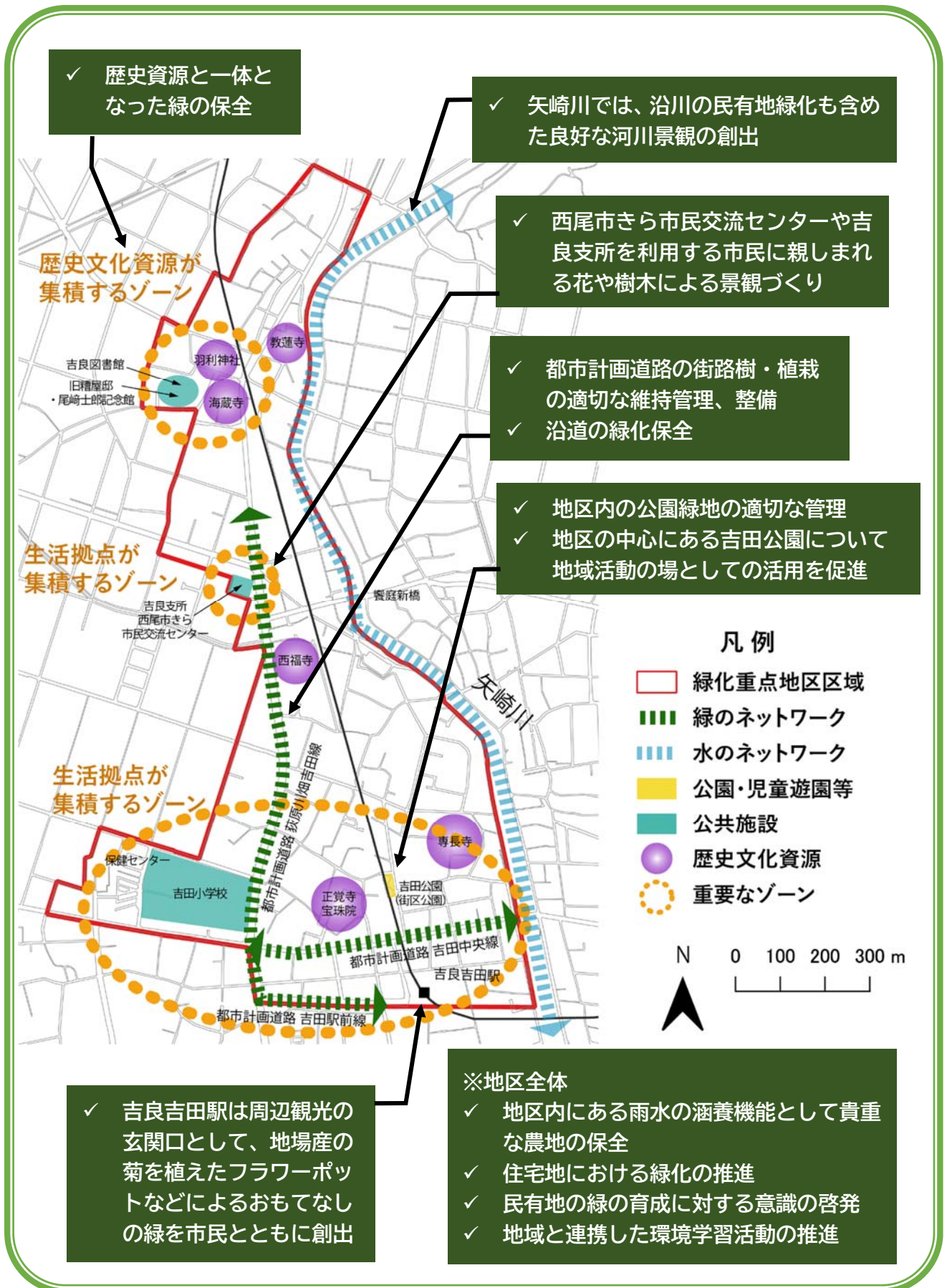
#### 歴史ある観光地としてのおもてなしの緑づくり

- ✓ 吉良支所周辺は古くからある歴史文化資源と、海辺の豊かな自然に恵まれた観光地であり、そうした資源を活かす緑の空間づくりを進めます。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	● 地区内にある雨水の涵養機能として貴重な農地の保全	守る④-1
	● 尾崎士郎記念館、旧糟谷邸、吉良図書館の緑の維持管理の充実	守る⑤-1
	● 天然記念物である教蓮寺のイヌマキ、羽利神社の双幹大樟の保全	守る⑤-1
	● 吉田公園をはじめとした地区内の公園緑地の適切な管理	守る⑥-1
	● 都市計画道路吉田駅前線の沿道の街路樹・植栽の適切な管理	守る⑥-2
	● 都市計画道路吉田中央線の沿道の生垣の保全	守る⑥-2
	つくる	● あいち森と緑づくり事業などを活用した都市計画道路吉田駅前線の街路樹の再生
● 都市計画道路吉田中央線の沿道の民有地も含めた植栽による景観づくり		つくる①-1 つくる⑤-2
● 北部で豊かな自然とつながっている矢崎川では、沿川の民有地緑化も含めた良好な河川景観の創出		つくる①-2 つくる④-1
● 住宅地における緑化の推進		つくる④-1
● 西尾市きら市民交流センターや吉良支所を利用する市民に親しまれる花や樹木による景観づくり		つくる⑤-1
活かす		● 地区の中心にある吉田公園について地域活動の場としての活用を促進
	● 吉良吉田駅は周辺観光の玄関口として、地場産の菊を植えたフラワーポットなどによる、おもてなしの緑を市民とともに創出	活かす③-2 つくる⑤-1
伝える	● 民有地の緑の育成に対する意識の啓発	伝える①-1
	● 地域と連携した環境学習活動の推進	伝える①-4

⑤緑化方針図



## (6) 幡豆支所周辺 重点地区

### ①地区の概要

本地区は、旧幡豆町の中心となる場所で、周辺を三河湾国定公園の豊かな自然に囲まれた景勝地である地区です。

地区面積	約 69ha
地区に含まれる 主な施設	幡豆支所、西幡豆駅、幡豆小学校、幡豆中学校、門内公園 など

### ②地区の現況と課題

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>● 幡豆支所を中心に、西幡豆駅、幡豆小学校、幡豆中学校などの公共施設が配置されています。</li><li>● 幡豆中学校の東側には、里山が残り、自然環境が残されています。</li><li>● 河川は、南北に八幡川、小野ヶ谷川が流れ、小野ヶ谷川は河川沿いの民有樹林に被われています。</li><li>● 地区の西部一帯は、住工混在しているエリアとなっており、その北側の幡豆小学校南の道路沿いは、商業系ゾーンとなっています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 西幡豆駅周辺は、人の集まるゾーンとして、にぎわいのある景観づくりを行う必要があります。</li><li>➤ 暮らしやすいまちづくりを目指し、身近な公園の整備を検討するとともに、住工混在しているエリアにおける住環境や、工業環境に配慮した緑化を行う必要があります。</li><li>➤ 里山をはじめ、周辺の良い自然環境の保全と、緑に包まれた暮らしやすい環境づくりを行う必要があります。</li></ul>

### ③地区の緑化方針

#### 豊かな自然環境と調和した暮らしやすい緑づくり

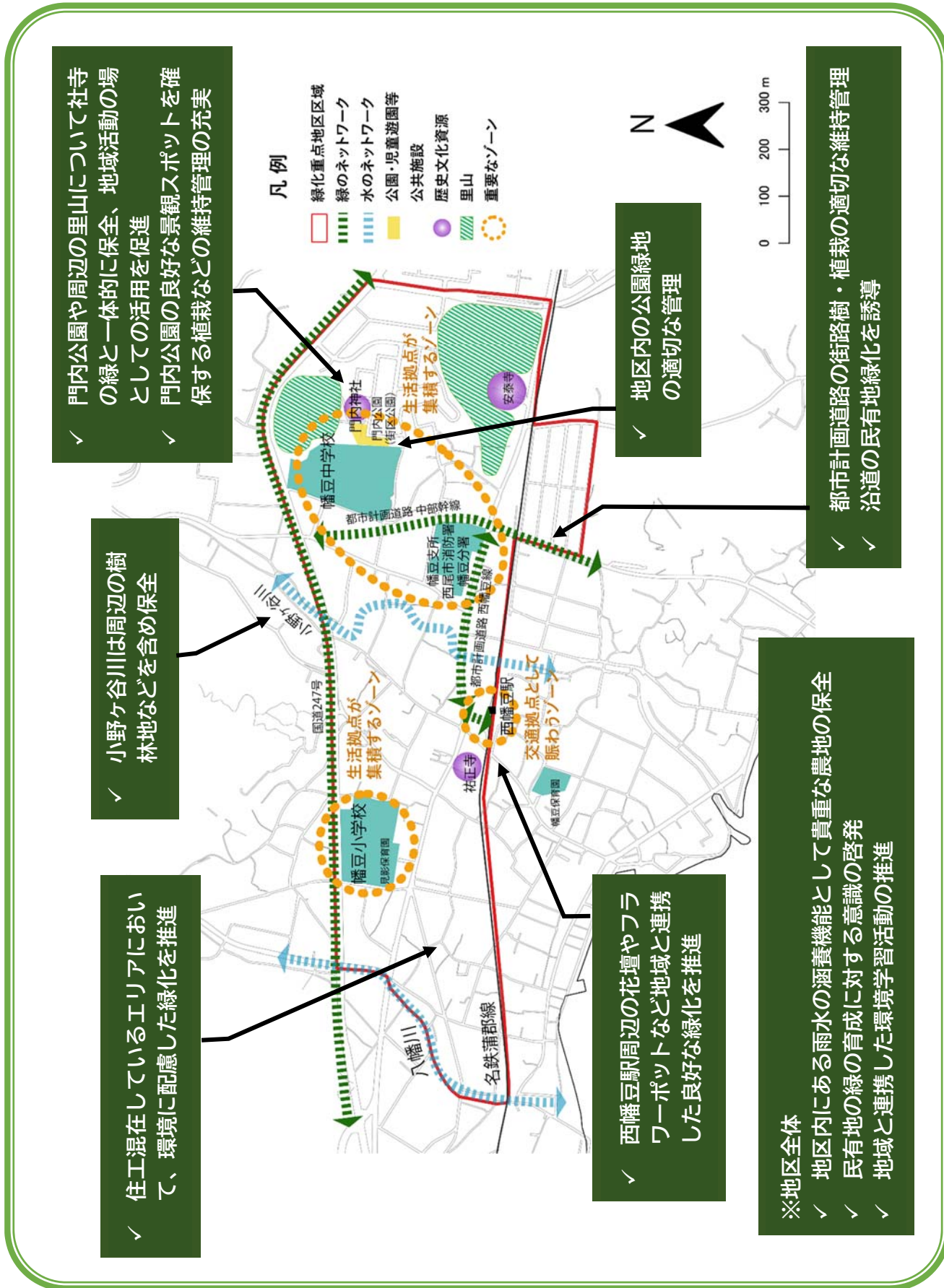
- ✓ 背後の三ヶ根山と雄大な三河湾の風景に近接し、自然とまちが調和した住み心地の良い緑の環境を維持していきます。

#### ④施策の内容

施策展開の目標	施策	全体計画との対応
守る	● 地区の中央を流れる小野ヶ谷川は、周辺の樹林地などを含め保全	守る③-1
	● 地区内にある雨水の涵養機能として貴重な農地の保全	守る④-1
	● 門内神社の北側、安泰寺の北側にある里山は住居ゾーンに近接した身近な自然として、社寺の緑と一体的に保全	守る⑤-1
つくる	● 都市計画道路中部幹線、西幡豆線沿道の民有地緑化を誘導	つくる④-1
	● 住工混在しているエリアにおいて、環境に配慮した緑化を推進	つくる④-2
	● 西幡豆駅周辺の花壇やフラワーポットなど地域と連携した良好な緑化を推進	つくる⑤-1
	● 歩道における市民共創による景観づくりや緑化推進	つくる⑤-1 つくる⑤-2
活かす	● 門内公園や周辺の里山について地域活動の場としての活用を促進	活かす①-3 活かす①-4
	● 門内公園の良好な景観スポットを確保する植栽などの維持管理の充実	活かす③-1
伝える	● 幡豆支所を拠点とした民有地の緑の育成に対する意識の啓発	伝える①-1
	● 地域と連携した環境学習活動の推進	伝える①-4



⑤緑化方針図





## 第7章 保全配慮地区

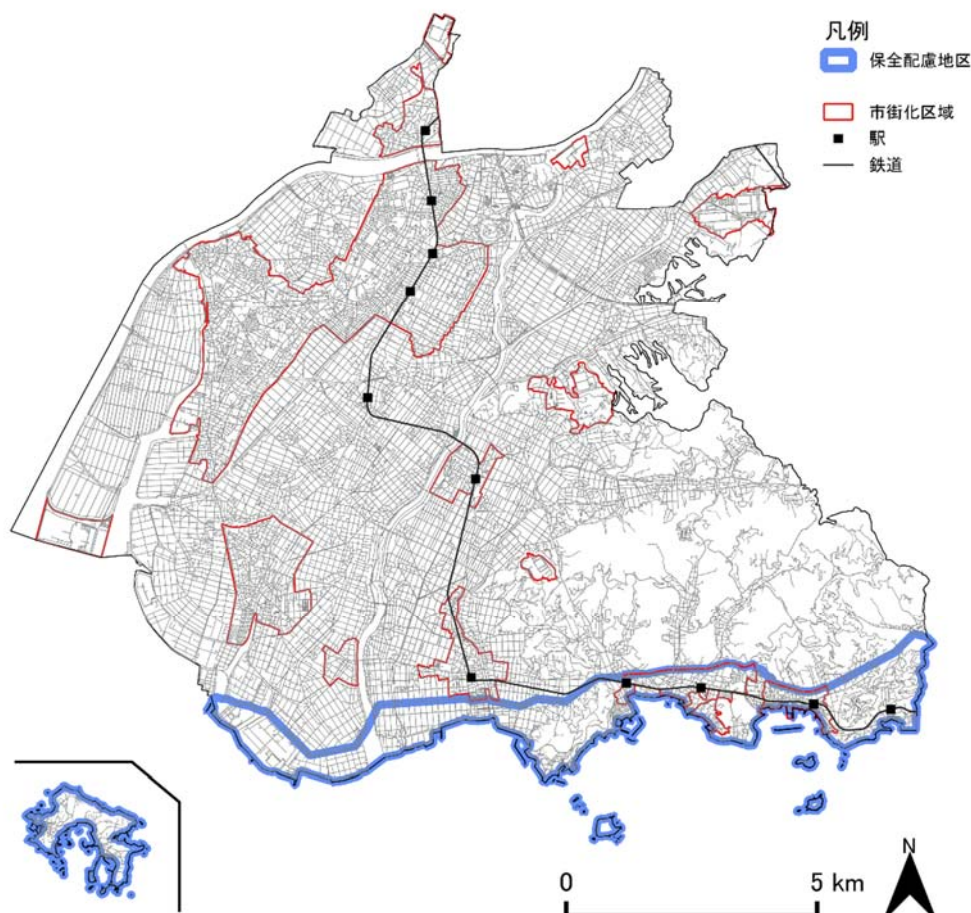
保全配慮地区とは、都市緑地法第4条に基づき定められた「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。なお、保全配慮地区は、将来の緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定を妨げるものではありません。

具体的には、風致景観の保全、生物多様性の保全、都市住民の自然とのふれあいの場の提供などの観点から重要となる自然的環境に富んだ地区などにおいて、地形、地物、字界などで区域を設定して保全配慮地区を定め、地区計画などの区域内における緑地の保全、市民緑地契約の締結、風致地区の指定、保存樹・保存樹林の指定、都市公園の整備、農地の保全や活用方策、市区町村の条例に基づく緑地保全施策など、当該地区において講じる緑地保全施策について定めることが考えられます。

参考：国土交通省 都市緑地法運用指針

保全配慮地区は、概念的な地区であり、行為の制限などの法的な効果は生じません。しかし、市の意思を広く市民に示すことで、設定地区内の緑地の重要性についての認識を高めることができます。緑地保全に対する意識共有を図ることで、まちづくりや地域づくりの考え方に近い共創での取組が期待されます。

本計画では、三河湾沿いの風光明媚な景観の保全のため、以下の区域を保全配慮地区として設定し、景観に配慮した開発誘導や、市民や事業者が活用できる緑の保全に関する制度の周知にも努めます。



## 第8章 計画の推進に向けて

### 8-1 計画の担い手

緑の基本計画を総合的かつ計画的に推進するために、市民・団体、事業者、行政、関係人口それぞれが、まちづくりの担い手であることを自覚し、各役割を認識しつつ、共創体制をつくり、実行していきます。

#### ■緑のまちづくりにおける役割分担

##### 市民・団体 … 西尾で暮らし、活動する ひと

市民や団体は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自らが緑づくりの主役であることを認識し、積極的に地域の緑の保全・整備・維持管理活動に参加します。また、自治会や子ども会など、地域の核となる団体などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

##### 事業者 … 西尾で事業を営む ひと

事業者は、屋上・壁面緑化や駐車場緑化、工場外周部の緑化などの環境対策などに取り組むとともに、自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑化の推進が求められています。

##### 行政 … 市政を運営する ひと

行政は、本計画の具体的な施策を推進するとともに、市民や事業者との共創体制づくりや、緑に関する活動促進の機会提供などのほか、普及啓発などに努め、緑のまちづくりの人材育成を図ります。

##### 関係人口 … 市外から、西尾に関わりを持つ ひと

西尾に関心を持ち、多様な関わりを持つ人々(関係人口)は、観光や景観スポットとなる緑の空間を訪れて魅力を共有・発信したり、西尾の農産物を消費したりするなど、緑の積極的な活用が求められます。

## 8-2 実現化方策

本計画の実現に向けて、以下の方策をもって、施策の推進にあたります。

### 他機関との連携

緑は市域外にも連続していることから、県や近隣市のほか、流域治水協議会や生態系ネットワーク協議会のような関連する機関との連携を含めて、広域連携の強化に努めます。国や県に対しては必要な要望を行うとともに、国や県が実施する各種の事業との連携を図ります。

### 庁内での横断的連携

本計画の施策を効果的に進めていくために、庁内の連携を強化して、合意形成や問題への対処を検討し、事業の評価、改善といった進行管理などについて、横断的な推進を図ります。また、これらの施策推進に関わる各種情報は、集約・管理によって、適切に市民に提供できるよう努めます。

### 市民や関係機関・団体などとの連携

事業の推進、ソフト施策の充実のため、市民や企業との連携強化を図ります。アダプトプログラム参加団体や環境学習関連団体など、既存の活動団体を軸に輪を拡げていくほか、公園整備における市民ワークショップなど、つながりを生み出すきっかけの創出を図ります。

### 財源確保

持続的な緑のまちづくりを進めていくために、財源確保のための取組を推進します。社会資本整備総合交付金や森林環境譲与税、緑化基金、ふるさと納税の活用などにより、必要な財源の確保に努めます。

### 8-3 計画の進行管理

緑の基本計画の進行管理は、担当部署により指標や施策の実施状況を定期的に把握し、施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定などについて検討を行います。

計画の実現性を高めるため、マネジメントサイクル(PDCA サイクル)の考え方を取り入れ、概ね5年を目安に、緑の現況や施策の進捗状況などを点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### 本計画の見直し・再検討のイメージ(PDCA サイクル)



■ 目標指標

目標	指標	本計画 策定時 (令和3年)	本計画 目標年次 (令和14年)
緑を 守る	都市計画区域面積に対する緑地量の割合	48.7 % (7,764ha)	52 % (8,273ha)
	市街化区域面積に対する緑地量の割合	6.9 % (195ha)	6.9 % (195ha)
	市域全体に対する緑被率	70.4 % (11,353ha)	70.4 % (11,353ha)
緑を つくる	都市公園の市民一人当たりの公園面積	5.08 m <sup>2</sup> /人	5.23 m <sup>2</sup> /人
	身近な公園緑地に歩いていける地域の割合 (公園誘致距離圏カバー率)	51.5 %	53.5%
	都市計画道路における街路樹整備率	42 %	50%
緑を 活かす	アンケート調査による緑の満足度 ※西尾市緑の基本計画策定に向けた住民アンケート調査	54.20 %	60 %
	共創による公園の管理箇所数[累計]	18 箇所	28 箇所
	西尾いきものふれあいの里利用者数	15,897 人	18,000 人
緑を 伝える	緑化活動に関するイベント開催数	16 回	20 回

## 資料編

### ■ 策定の経過

西尾市緑の基本計画の策定経緯は以下のとおりです。

年度	月日	会議など	内容
令和3年度	8月11～31日	市民アンケート	緑や公園についての満足度／課題箇所／利活用の状況／管理のあり方／市民活動への参加意向／都市農地についての意識など
	11月13～14日、20日	地域別懇談会	理想のまちの姿について
	12月21日	第1回策定委員会	緑の基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・位置づけ</li> <li>・現行計画の評価</li> <li>・現況と課題</li> <li>・アンケート報告</li> <li>・スケジュール</li> </ul>
	3月29日	第2回策定委員会	緑の基本計画の骨子について <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念と基本方針</li> <li>・将来像</li> <li>・配置計画</li> <li>・施策の体系</li> </ul>
令和4年度	8月26日	第3回策定委員会	緑の基本計画について <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本事項</li> <li>・目指す姿と配置方針及び施策への展開</li> <li>・施策の体系</li> <li>・重点地区</li> <li>・見直し・新規の施策のポイント</li> </ul>
	1月12日	第4回策定委員会	緑の基本計画素案について <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点地区の方針</li> <li>・保全配慮地区</li> <li>・その他</li> </ul>

※策定委員会、地域別懇談会は、都市計画マスタープランの検討業務と共同で開催



## ■ 用語集

あ	アダプトプログラム	道路や公園などの公共施設を養子にみたと、地元住民や地元企業のボランティアグループが里親として、道路や公園などを愛情と責任を持って清掃・美化する取組のこと。
え	<small>えんせい</small> 塩生植物	塩水に浸るような環境でも生きられる植物のこと
お	オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。
か	<small>かはんりん</small> 河畔林	河川の周辺に繁茂する森林のこと。
	<small>かんぼつ</small> 間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う伐採。
	<small>かんよう</small> 涵養機能	樹木などが水資源を蓄え、育み、守る働きのこと。枝葉や幹、土壌などがそれぞれ水をゆっくりと浸透させることで涵養機能を発揮する。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと
こ	公園誘致距離圏カバー率	市街化区域内を対象に公園の標準誘致距離を公園種別毎で設定し、「いずれかの公園の誘致距離圏域に含まれるエリアの面積合計値の市街化区域面積全体に対する割合」を公園誘致距離圏カバー率として算出している。 (標準誘致距離-当該公園を利用すると想定される当該公園中心からの直線半径距離-:街区公園 250m、近隣公園 500m、地区公園 1km)
	<small>こうずいじき</small> 高水敷	高水敷は、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地のこと。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されるが、大きな洪水の時には水に浸かりやすい。
さ	<small>さとうみ</small> 里海	人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域

	<p>里地里山とは、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域である。</p>	
し	<p>指定管理者制度</p>	<p>指定管理者制度とは、公共施設について公的機関が管理するのではなく、民間事業者等が管理をすることにより、民間事業者等が有するノウハウを活用しながら、住民サービスの質の向上を図っていく制度のこと。</p>
	<p>市民共創</p>	<p>市民・事業者・行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係であった主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的關係。</p>
	<p>市民農園</p>	<p>自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーションなどとして営利以外の目的で、野菜や果物などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園。</p>
	<p>じゅかんひふく 樹冠被覆</p>	<p>樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分を指し、樹冠被覆はその樹冠に覆われること。地面に対して樹冠が覆う面積割合を樹冠被覆率という。</p>
	<p>しよくせいうきしま 植生浮島</p>	<p>浮力を持たせた植生基盤材の上に水生植物を植えることで人工的に創出した浮島のこと。植栽した植物の根系が水中に伸び、水質浄化の機能もあるとされる。</p>
	<p>親水空間</p>	<p>人が水辺で安全に遊ぶことができるように配慮した空間。</p>
	<p>森林環境譲与税</p>	<p>「森林環境税」は、令和 6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収するもので、これを財源とする「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環</p>

		境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。
せ	せいぶつそう 生物相	特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。植物相と動物相を合わせた概念。
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性には「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルがある。
	絶滅危惧種	絶滅危惧種とは、環境省版レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある野生生物として評価された種類のことで、その度合いに応じてカテゴリ分けされている。絶滅危惧 I A類(CR)はごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの、絶滅危惧 I B類(EN)は I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものとされる。
た	多自然川づくり	自然などに配慮した川づくりを行うことによって良好な川の環境を取り戻し、人と川との関係を もう一度作りなおしていこうとする取組。具体的には、砂礫・瓦の再生や、魚道の設置、自然な水際の創出、湿地の保全・再生などの取組がある。
ち	地域森林計画 対象民有林	森林法第 5 条に基づき、都道府県知事が 5 年ごとに 10 年を 1 期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のこと。民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指す。
	地域防災活動 拠点	広域圏における防災活動拠点であり、面積は 3ha 以上を有する。本市では西三河南部を対象に愛知こどもの国が位置づけられている。
	地区防災活動 拠点	被災市町村内で設ける防災活動拠点であり、面積は 1ha 以上を有する。本市では旧市町単位で4か所が位置づけられている。
	治水	洪水などの水災害を防ぐ取り組みのこと。
	ちゅうせき 沖積低地	河川や海の働き(堆積作用)により形成された地層で、低地(沖積平野)を形成しているもの。

て	堤防 <sup>てんぼ</sup> 天端	堤防の一番高い部分のこと。
と	特定工場	法律により、公害防止組織の設置(公害防止管理者等の選任)が義務付けられてる工場のことで、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業(水力、地熱発電所を除く。)、ガス供給業、熱供給業等が該当する。
の	農業振興地域 農用地	農業振興地域制度は農業振興地域の整備に関する法律により、農業上の土地利用のゾーニングが設定されるもの。このうち農業振興地域農用地は、農業上の利用を図るべき土地の区域として転用が禁止される。
	農福連携	農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。 農福連携に取り組むことで、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。
ひ	ビオトープ	野生生物を意味する Bios と場所を意味する Topos を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的に結びついた生物群、すなわち生物社会の生息空間を意味する。
み	緑のカーテン	つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンで、熱エネルギーの遮断効果や日差しを和らげるとともに室温の上昇を抑え、省エネ効果が期待できる。
ゆ	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン(Universal Design)とは国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン・設計。
ら	ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつもの。わかりやすかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用される。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるもの。
り	緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合。

	りよくの 緑被率	樹林・植栽地・草地などの植物の緑でおおわれた、もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地(緑被地)の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられている。
D	DX(デジタルトランスフォーメーション)	ICT が人々の生活を良くしていくことについては、従来から主張されていたことであるが、デジタル・トランスフォーメーションにおいては、その産業のビジネスモデル自体を変革していくことを一般的に指す。
E	ESD	Education for Sustainable Development の略で、持続可能な開発のための教育と訳される。現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動。
I	ICT	(Information and Communication Technology)情報通信技術の総称
P	パーク P-PFI 制度	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る整備・管理手法である。
S	エスディジーズ SDGs	SDGs(持続可能な開発目標)とは、2001年(平成9年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。
	Society5.0	我が国が科学技術基本法に基づき策定する「第5期科学技術基本計画」において提唱する未来社会の在り方であり、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、5番目の新たな社会としてAI(人工知能)等を活

用した高度な情報技術により、仮想空間と現実空間を融合させて実現する新しい社会を指す言葉。